

建設委員会会議録 ①

1 開会年月日

令和7年9月30日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	松平	雄一郎
副委員長	品田	ひでこ
理事	依田	翼
理事	豪	一
理事	宮本	伸一
理事	高山	泰三
理事	板倉	美千代
委員	浅川	のぼる

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村	やすとし
議員	石沢	のりゆき
議員	小林	れい子
議員	海津	敦子

6 出席説明員

成澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長

小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
真 下 聡	都市計画課長
前 田 直 哉	地域整備課長
村 田 博 章	住環境課長
川 西 宏 幸	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
村 岡 健 市	道路課長
高 橋 彬	みどり公園課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
有 坂 和 彦	リサイクル清掃課長
石 川 浩 司	文京清掃事務所長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査担当	玉 村 治 生

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第32号 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第34号 文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について
- 3) 議案第35号 和解及び損害賠償額の決定について

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第30号 文京区民が安心・安全に住み続けられるための「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願例
- 2) 請願受理第31号 気候変動問題への対応を、区民とともに進める「協働・協治」の

仕組みの強化を求める請願

- 3) 請願受理第32号 危険な暑さや集中豪雨から命と暮らしを守るため、区立公園への
「雨庭（あめにわ）（レインガーデン）」整備を求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 後楽二丁目地区のまちづくり検討状況について
- 2) 総合的な自転車対策におけるD X推進事業の進捗状況について
- 3) 第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果について
- 4) 令和6年度ごみ収集量、資源回収量及びし尿収集量・処分量について
- 5) 文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版（素案）について

(4) 一般質問

午前 9時58分 開会

○松平委員長 皆様、おはようございます。時間前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員等の出席状況です。委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席をお願いしております。

なお、議案第34号に關す、關連する理事者として、木口契約管財課長に御出席いただいております。

成澤区長は、告別式に参列のため、午後3時30分から欠席です。

○松平委員長 理事会についてです。

理事会について、必要に応じて協議して開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 また、委員会終了後、今年度の視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 それでは、委員会終了後、第一委員会室にて理事会を開催いたします。

なお、理事者の出席は必要ございません。

○松平委員長 本日の委員会運営についてです。

付託議案審査3件、3件、付託請願審査3件、理事者報告5件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。続けて、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるように御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

○松平委員長 では、付託議案審査3件に移ります。

板倉委員。

○板倉委員 今日の委員会運営なんですけれども、指定管理者の評価委員会の報告というのが定例資料の中に入っているんですけれども、ここの理事者報告が終わってから、一般質問という形でやるようになると思うんですけれども、その時間はぜひ保障をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

○松平委員長 保障。

（「板倉さん次第じゃないですか」と言う人あり）

○板倉委員 いいですか。あの、新しい議員さん、あんまり御存じないかもしれないんですけれども、もともとその評価委員会の報告については、理事者報告だったわけなんですけれども、まあ、五、六年前だったと思うんですけれども、四つの常任委員会のうち、総務区民委員会だけがそのまま委員会、委員長報告、理事者報告で残っているので、ここはぜひとも復活というか、理事者報告の中に入れてほしいということも併せてお願いをして、時間の確保をよろしくをお願いいたします。

○松平委員長 一般質問の時間、皆様の議会、委員会運営、円滑に進めていただければ、しっかり一般質問の時間も確保できると思いますので、私も議事の進行をしっかり進めていきたいと思いますので、板倉委員もぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第32号、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例、こちらは報告事

項2、総合的な自転車対策におけるDX推進事業の新捗状況についてがこの議案に関連するため、先に報告を受けることとし、その後、議案第32号の提案理由説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項2の説明をお願いいたします。

橋本管理課長。

○橋本管理課長 おはようございます。資料第3号に基づき、総合的な自転車対策におけるDX推進事業の進捗状況について御説明いたします。

1、事業概要は、区では、誰もが安全に通行できる道路環境を確保するため、自転車駐車場の整備等により放置自転車対策に取り組んでおり、今年度から、さらなる放置自転車対策の推進と自転車利用者の利便性向上を図るため、DXを進めているものであります。

2、進捗状況の(1)放置自転車の撤去活動等について、今年4月に新システムを導入しており、撤去活動の現場、自転車の保管所及び区において放置自転車の情報をリアルタイム共有できるようになっております。専用端末を用いて自転車ごとに位置情報ははじめとする情報を速やかに記録することができ、作業が効率化されて、これまで難しかった全ての放置禁止区域等への日々の巡回が可能となりました。また、撤去された自転車の所有者からの問合せに対し、リアルタイムな情報による回答が可能となっております。

(2)定期利用制自転車駐車場の管理運営について、新システムの導入により、令和8年度分の利用申込みから原則としてオンライン手続を開始することとし、今年12月に専用ウェブサイトを立ち上げる予定としております。これにより、スマホ等でアクセスして、オンラインで手続が完結するほか、空き状況も新たに日単位で確認できることとなります。また、利用登録証、これは自転車につけるシールのことですが、二次元バーコードになっており、定期利用制自転車駐車場の日々の巡回の際に、専用端末で読み取ることにより、適正に利用されているか、速やかに確認することができます。

(3)一時利用制自転車駐車場の管理運営について、新たな放置自転車管理システムの導入による作業の効率化に伴い、全ての一時利用制自転車駐車場を日々巡回することができるようになったことから、駐輪機のラック外にとめている自転車を確認できるほか、一定の期間を超えて長期間継続してとめている自転車の定期的な確認など、適切な管理運営につなげることができております。一時利用制自転車駐車場で長期間自転車をとめておかれますと、ほかの自転車の利用機会が少なくなってしまうため、自転車駐車場に設置している利用規約の看板には、連続駐輪時間は7日以内として、これを超えた場合は放置自転車とみ

なし、撤去することをお知らせしています。これまでも長期間の駐輪の発見と撤去に努めておりましたが、現在は定期的な確認ができることとなったため、撤去に関して定めている自転車駐車場条例の規定の明確化を行うものであります。

2ページにお進みください。(4)データの利活用について、新システムにより、各種データの蓄積や収集が可能となることから、今後、自転車駐車場の整備や放置自転車防止の啓発活動等、総合的な自転車対策への活用を検討してまいります。

御説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

次に、議案第32号の提案理由の説明をお願いいたします。

小野土木部長。

○小野土木部長 ただいま議題となりました議案第32号について御説明申し上げます。議案集の7ページを御覧ください。

本案は、文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例で、一時利用制自転車駐車場の管理運営に関し、利用期間に係る規定を設けるものでございます。

まず、一時利用制自転車駐車場内の自転車を撤去し保管することができる場合として、条例第11条第1項第2号において規則に定める期間を超えて継続して駐車してある自転車とする規定を設けるものでございます。

次に、利用期間につきまして、条例別表第2の1の部に参考として、自転車を駐車用の機器に固定したとき、または発券機により駐車券を取得したときから起算することを規定するものでございます。

施行期日は、令和7年7月、令和7年12月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回、自転車行政と言っていいんでしょうか、こういった何か行政の取組でもDXを活用していただいて、利便性の向上、また、業務の改善につなげていただいているということで、三つの御報告をいただきました。ありがとうございます。公明党もDX化というのは大変重要だと思ひまして、推進をしている立場ですので、大変に喜ばしいことというふうに考えております。

質問は、この御説明を事前にもいろいろお伺いして、大分理解してきたと私自身思っているんですけども、ちょっと確認のためなんですが、まず、(1)のところでは、新たな放置自転車管理システムということを導入したということで、この業務において効率化が図られたと。それによって、この1で従事していた職員の方々が、今度は(3)の一時利用制自転車駐車場の管理運営のほうにもより時間を充てることができるようになったと。そして、その上で、ラック自転車、ラック外自転車についての確認、そして、長期間継続駐輪されている自転車を定期的に、今までは定期的ではなかったのかなと思いますが、確認ができるようになったと。そして、その中で課題として捉えていらっしゃったのかなと思いますが、7日間以上駐輪しているものについては撤去するということになっていましたけども、今回、改めて条例で明確化するというふうに理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 DXを進めていく目的としては、今、委員おっしゃった内容のとおりでございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。その上で、ちょっと私が興味を抱いているのは、この(1)の放置自転車システム、放置自転車管理システムなんですけども、これを導入したことによって業務の改善ができたというふうに言われていますけども、その内容ですね、一体どのような、今までこのようにしてきたこと、このように取り組んできた業務が、このシステムを導入してこういうふうに業務内容を改善できたという、そういったビフォー・アフターみたいなものをお伺いしたい。

それから、あ、まず、そこを教えてください。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 放置自転車の撤去につきましては、自転車を発見して警告し撤去するという手順自体は前と変わっておりませんけれども、DXによって四つの点で作業時間短縮が、につながったと考えております。

一つ目は、これまで自転車の情報を現場で手書きで必要な情報を記入しておりましたが、現在は専用端末で情報を入力することによって、システムに反映されることとなりますので、この作業時間が短縮できるようになっております。

二つ目は、警告を行った自転車について、一定期間が、一定時間が経過した後に、再度、現地で確認しておりますけども、この自転車の情報がシステム上の地図情報に反映されてい

ますので、現地での確認のための時間が短縮できるようとなっております。

三つ目は、システムと直接関係するわけではありませんが、これまでは作業に2トントラックを使用しておりましたが、現在は軽トラックを使用しております、小回りがきくようになりましたので、撤去活、撤去対象の自転車の近くまで車を寄せるなど、徒歩での移動時間短縮につながっております。

四つ目といたしまして、これまでは1日の作業の終了後に作業記録を手書きで作成しておりましたが、現在はシステムでその場で登録することによって情報、必要な情報が記録されますので、こうした作業の時間が不要となっております。

以上でございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。わざわざお伺いしたのは、実際、どのように業務改善って図られていくんだろうなというふうに思っていたので、こういったDXを導入で業務が改善されていることはよく分かりました。

それから、(2)のシステムについてなんですけども、3、三つ目のところなんですね。ちょっと私が理解をもうちょっとしたいなと思うんですが、二次元バーコード化した利用登録証を自転車に貼付することと、自転車駐車場の適正利用を速やかに確認するということで、この適正利用を速やかに確認するというのは、適正利用じゃないものがあって、それを今回のシステムで確認できるようになったということなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 定期利用制の自転車駐車場につきましては、多くの場合、平置き型としておりまして、駐輪場のところに注意書きとして、有料の登録制であるということで、契約者以外は使えないということを明記しておりますが、それにもかかわらず、スペースがあるからということで、登録なしに自転車をとめるということが多くございます。こうしたことを防ぐために、日々、自転車駐車場を巡回する際に、これまでも不適正な登録者以外の駐輪がないか、目視でシールを確認してチェックしておりましたが、これからは、シール自体にバーコード、二次元コードがついておりますので、それを専用端末で読み取ることによって、1台1台目視をすることなく、端末を当てることによって即座にチェックができるということで、作業時間の短縮化にもつながっております。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

ほか、御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

板倉委員。

○板倉委員 今度、自転車対策にDXを事業を入れて進めていくということなんですけれども、(2)の定期利用制自転車駐車場の管理運営って、ここなんですけれども、今度、今までは区役所に来て申込み、年間の定期利用ということで申込みに来たものを、今度はオンラインで全て完結をするという方法に変えますよということなんですけれども、それについては、今、利用されている方々にはどのような周知をされているのかということと、使用料なんですけど、1か月2,000円、年間にしますと2万4,000円ということで、かなり負担に思う方々もいらっしゃると思うんですけれども、窓口に来ない限りは、いわゆる1回じゃなくて分割にしてほしいという、そういう方もいらっしゃると思うんですけれども、そうした方々にどういう対応をしていくのかということ。そして、支払いの方法についてなんですけれども、これは現金じゃなくなっていくかと思うんですけれども、そこはどうなっていくのかということですね。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 1点目の周知の方法につきましては、今後、区報やチラシを配付するほか、駐輪場内へのポスター掲示ですとか、あとは電話番号を登録されている方に対しては、ショートメッセージを送るなど、プッシュ、こうしたプッシュ型の周知も今後予定しております。早めにこういった制度の変更をお知らせすることによって、御理解に努めて、御理解をいただくことに努めてまいります。

2点目の使用料につきましてなんですけれども、現在は春日自転車駐車場の窓口で申込みいただけるようにしております、その際に、希望される方には分納ということを、運用上、可能としております。ただし、自転車駐車場の利用期間としましては、基本的には年度当初の募集であれば4月1日から翌年3月31日まで、途中からの申込みであれば翌年の3月31日までという期間を一つとしております、基本的にはその期間の使用料を前、先に納めていただくこととしております。ただ、委員おっしゃる分納というのがこれまで運用上行っていたということになります。原則は、全額、前払いしていただくこととなります。

今後なんですけども、システム上、1回の申請に対して支払いは1回のみというシステム上の機能としておりますので、原則どおり分納ではなくて、全額をあらかじめ納めていただくということにしております。

支払い方法なんですけども、現金ということではありませんで、オンライン決済ということになりますので、一つはクレジットカードであるとか、あとスマホの決済サービス、あと、コンビニのマルチ端末を使った支払い方法ということもメニューの中には想定して、予定して

おります。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 基本は全納というか、そういう形になると思うんですけども、やはり2万4,000円という金額って、結構、重荷、負担というふうになる方もいらっしゃると思うんですよ。そこは、原則はこうですけどもという原則以外の形で対応できる方法もぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それで、その支払いについても、やはりコンビニやスマホ端末で支払いができるということですけども、持ってない人については、きちっとそれができるように、やっぱり現金で対応ができるような、そういうこともぜひそこでは考えていただきたいと思うんですけども、どうですか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 1点目の分納につきましては、システム、これは他の自治体でも導入実績のあるパッケージ製品を使っておりますけども、やはり申込み1回に対して支払い1回という機能となっておりますので、分納の扱いについては現在のところ予定しておりません。

スマホですとか、そういったデジタルでの手続が難しい方につきましては、サポートセンターを設けておりますので、電話での相談に丁寧に対応しながら、まず目標としては、デジタルでの手続が完結するように御支援させていただくこととしております。それでもどうしてもデジタルでの手続ができないという方に関しましては、紙を用いた手続ということも考えてまいりますが、いずれにしても支払いにつきましては、現金ということではなくて、コンビニ支払いなども可能とすることとしておりますので、予定としておりますので、そういった手続をもって使用料についてはお支払いいただくふうに考えております。

○松平委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 議案第32号ですけども、一時利用制の自転車駐車における自転車の撤去などに関わる規定を整備するためのもので、さらなる放置自転車の対策の推進と自転車利用者の利便性向上を図る等の取組ですので、議案第32号、自民党は賛成いたします。

○松平委員長 はい、賛成。

公明党さん。

○宮本委員 先ほど詳しくお伺いしましたけども、DX化によって業務改善、利用者の利便性向上、適正な管理運営の向上につながるものと理解しております。それに伴う今回の条例の

改正ということで、公明党は議案32号に賛成いたします。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会、議案第32号、賛成です。こういう当たり前の改善というか、地味な改善ではありますけれども、こういうのの積み重ねでみんなの暮らしがちょっとずつよくなるんだなということを本当に実感します。こういうことを引き続きやっていただきたいと思います。賛成です。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 先ほど宮本委員が非常に分かりやすくまとめていただいたんですけれども、今回、DX化の推進によって放置自転車の撤去活動が効率化されて、結果的に違反についても明確に捉えられるマンパワーが出てきたということで、大変いいことだなと思っております。結果、条例も改正して、一時利用製の駐輪場で一定期間を超えて駐輪しているものについては撤去するということを明確化するという条例改正だというふうに理解しております。この趣旨には賛同いたしますので、区民が主役の会は、議案第32号、賛成いたします。

○松平委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 議案そのものは一時利用の内容について改正というか、するということなんで、議案そのものには賛成をいたしますけれども、先ほど意見述べましたけれども、やはり学生さんとか、一定減免の対象の方々はいらっしゃると思うんですけれども、そうではなくて、やっぱり収入が厳しくなった方々への対応というのは、もっとやっぱり柔軟な対応をしていただきたいということ、併せて、併せてというか、これはお願いをして、この議案、賛成をいたします。

○松平委員長 賛成、はい。

AGORAさん。

○品田副委員長 32号の一時利用の改善ということで、OA化、あ、DX化をするということで、これはよかったので賛成をいたします。しかし、ちょっともう一回ちょっと考えてもらいたいんですけど、この最初のところの事業概要のところにあるように、この何で自転車対策をしなくちゃいけないのかというのは、歩道の安全を確保、通行人が歩道の安全を確保するところが主眼なんですよね。マナーの悪い人たちが自転車放置したりして、それでだんだん自転車対策というのが進んで今に至っているわけで、自転車駐輪場を置くことによって歩道が狭くなっているところも実際あるわけですよね。だから、ある程度、きちっと車椅子や足の御不自由な方、それから子ども、安心してここに通れる、両方向で通れるという

ことをですね、ぜひもう一度、部分部分では確認をしながら、この大きな目的は歩道の安全の確保ということですので、そこは管理部としてもしっかりとそこは設置していただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 それでは、議案第32号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続けて、議案第34号、文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更についてです。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第34号、文京区立元町公園整備工事（第二期）請負契約の一部変更について、提案理由を御説明いたします。議案集データの11ページ及び工事変更概要を御覧ください。

本案は、工事の内容の変更に伴い契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約金額につきましては、変更前の金5億6,232万5,500円から、金7億6,301万6,100円に変更するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

浅川委員。

○浅川委員 まず、この元町公園のところですけども、第一期工事と、それから埋蔵文化財調査等に加えて、第二期工事が同時に施工となったため、作業用地の制約などに影響が出て、工事内容の変更等があったというふうに伺いましたが、この工事の主な変更内容と、それに見合った契約金額の一部変更における妥当性について伺いたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今、委員よりお話ありました元町公園整備工事ですけれども、今回、このあたり、工事に関係する部分が、こちらの変更概要の1で記載しているところになります。内容としましては、元町公園の整備工事第二期が、もともとは第一期の工事の完了の後

に整備に入り、そこから大きく土を掘るような作業もございますけれども、そういった部分を掘った後、一時仮置きし、その場で埋め戻すというような計画でございましたが、埋蔵文化財調査ですとか、第一期の工事と同時施行となったというところで、そうした部分が園内の中で行うということができなくなったため、一度、園外に搬出し、再度、工事が終わった後に戻すというところで、大きくそういった部分の施工方法が変更になったものでございます。また、埋蔵文化財調査などに伴いまして、土量ですとか、そうしたところも調査範囲の増に伴いまして増えていたりですとか、そうした土量に関する部分、そちらのほうの変更額として、約、すいません——約4,308、約4,360万円ございまして、また、工期の延伸に伴いまして、仮囲いですとか仮設通路、交通誘導員ですとか、そういった仮設の部分で840万円増え、また、撤去の数量というところでも変更になりまして、そちらで600万円の変更で、その部分で5,800万円の変更となっております。それから、その後に書いております東側擁壁の部分の地盤の補強で約800万円の増というふうになっておりますけれども、これら全て、積算基準ですとか、設計変更ガイドラインに基づきまして算定しておりますので、全てその工事内容に関する変更については妥当なものというふうに考えてございます。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 今、御説明いただきました、全体で2億近く金額が変わっている。やはり一般的に見てすごい金額がね、差が出たなというふうに思っておりますけれども、これについての妥当性というか、あるいは工事業者との折衝で金額を抑えていただけたとか、そういう行動を起こしたのかどうか伺いたいんですけれども。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 失礼しました。全体の工事の部分で言いますと、すいません、先ほど工事の内容の部分で約6,600万円増というところの妥当性で説明させていただいたんですけれども、そのほか、今回、工事のほうが約8か月半延伸しておりまして、その間の現場の維持費というところはどうしてもかかってしまうというところで、そちらについても設計変更ガイドラインに基づきまして、施工業者のほうと、から請求がありまして、協議して、今、整ったというところでも変更を行ってございますけれども、こちらは、そちらの現場維持に関わる従業員の給料ですとか、現場事務所ですとか、また、工事に関わる車両のリース代ですとか、そうしたものになっておりまして、そちらの部分の明細などを提出いただきまして確認して、この8か月半の延伸となりまして、約8,600万円増というふうになっております。また、この協議の中で、施工業者のほうから社宅のほうの光熱水費というようにところも明

細のほうで上がってきたんですけども、そちらのほうは変更ガイドラインでも見れないというふうになっておるところでしたので、そうした部分についてははじかせていただきまして、適正な形での増というふうに対応しているというふうに認識しております。

それから、最後の3番目のほうのインフレスライドというところで、こちらの工事が令和5年度に契約しておりまして、現在、7年度というところで、かなり労務費ですとか、また材料費のほうも上がっておりまして、そちらのスライド額ということで約4,800万円というところになってございますけれども、これも適正な今の価格に合わせるスライドというところで、適正にできておると認識してございます。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 最後、見積り金額は、多分、相手方から提示されたと思うんですが、これに対しての折衝を行ったのかどうかということを伺いたいんですけれども。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 施工業者として、金額かかった部分ということでのお話はいただいているところでございますけれども、やはり公共工事につきましては、設計変更ガイドラインですとか積算基準、そうしたものに基づいて変更するものでありますので、その中で業者のほうから今回の工事にかかった数量ですとか、そのあたりを提出いただきまして、その中で適切に変更のほうを行っているというものになってございます。

○松平委員長 関連、はい。

豪一委員。

○豪一委員 我々議員は大切な区の財源をしっかりとチェックするべき、区民と行政の間にいる立場ですからね、スライド条項、最近の建設委員会では当然のように毎回出てきているので、スライド条項だとかの意味は大分理解しているんだけど、できれば、ペラ1枚でいいから、今回、普通の民間工事で5億6,000万見積りが、浅川委員も言ったとおり7億6,000万になるというのは、物すごいトラブルの原因になるかなという。工期がね、これだけ2年、8か月以上延びているということは、やっぱり、金額がやっぱり増えてもしようがない。それは民間の工事でもしようがないと思うけど、5億に対して7億というのはね、やっぱり約140%ぐらいの増額というのは、民間であまり考えられないことだから、議員がここに、建設委員会のメンバーが見て分かるような、今回のこの、今、口頭で言ってくれた土量だとか、工期の仮設だとか、数量の件だとか、8か月の延期だとか、インフレスライドとか、そういうのが一覧で、どのような計算式で、どういう金額が増えたというのが分かるように委員会

でしていただけると、より明朗であって、我々委員会でもチェックしやすいんじゃないかなと思いますので、意見として、次回からこういうものがあつたら、より分かりやすくしていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 ほか御質疑のある方。

依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。豪一の御意見とも非常に重なるんですけれども、今回、金額が増えた理由が三つあって、そのうち、工期の変更であるとか、それから期間が長くなりましたよというのは説明あったところなんですけれども、このインフレスライドに関しても、やはり、もちろんインフレしているのは事実なんですけれども、一般的な物の値上がりとはまた全然レベル感の違う値上がりになっているところだと思います。ですので、できればこれも中身を分割していろいろ教えていただけるとありがたいんですが、ただ、聞いたところでは、労務費なんかは2年間で十二、三%上がっているし、例えば遊具が幾らから幾らぐらいに上がっていますよみたいな例示は出てくるものの、なかなか全体として、これ、何というか、これがこれだけ上がって、この費用がこれだけ上がって、この費用がこれだけ上がって、結果的にこれだけ上がりましたというのは何か計算上出しにくいというようなことを聞いたんですけれども、そのあたりちょっともう一度詳しく教えていただけないでしょうか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 インフレスライドの算定に当たりましては、積算システムのほうで、旧単価、新単価それぞれ計算しまして、その差額のほうから出してございますけれども、その設計書というのが労務と材料それぞれが混同したようなもので、それぞれ工種ごとに出ておりまして、それぞれに、例えば普通作業員ですとか交通誘導員、その下に碎石ですとか、様々そういった材料も入っていたり、混同しておりますので、それらを抜き出して、労務費だけで幾ら、また、材料単価で幾らというふうに抽出して分けるということが非常に困難なものになっております。また、諸経費というものもそこにかかってきますので、正確にそれぞれで幾らかかっているというところの算定が難しいというところで、ちょっとそういったところでの算出のほうはしていないというところになります。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。ということは、労務費が例えば年間60%上がっていますよみたいなのは、これは一般論であって、今回、必ずしもこれイコールとは限らないという

ことなのかなというふうにちょっと思いました。

かといって、もちろんシステムに入れて正確な数字が出てくるとは思うものの、やっぱりその、何というか、システムに入れたらこういう数字になりましたよってだけだと、何かこう、議会としても検証のしようがないというか確認しようがない部分があるので、何らかや
はり分かりやすいようにしていただけるとありがたいんですけども、何か今後、今後もこういうことは頻発すると思うので、何かしら改善できるような方法があったらいいなと思うんですけど、何かお考えございますでしょうか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 インフレスライド額につきましては、設計者が上げたものを照査の者が確認して、間違いがないようには確認しているところでございますけれども、先ほどの委員からもお話がありました、こういった要素が上がっているですとか、そのあたりが分かるようなものがないかというところについては、検討してまいりたいと考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。先ほど来の御説明で理解をさせていただきました。金額については、それぞれ積算基準があつて、また、ガイドラインに基づいての金額であるということでございます。3については、特にインフレスライドということで、もうやむを得ないというふうに理解しておりますが、1についても埋蔵文化財、本工事が重なってということで、現場の特殊性もあつたのかというふうに理解しております。

地盤調査のところですね、地盤強化について、過去にも2回補正予算を組んで、擁壁の強化などにも取り組んだということでございます。安全性の確保のためには必要なことというふうに理解しております。一方、今回はこの部分での金額は約800万ということではあつたんですけども、全体から見れば、ちょっと比較的小さい金額でありますけども、それでも800万ということで、この擁壁の、あ、失礼しました、地盤強化については、やはり直前にもう一度その業者さんが調査をしなきゃいけないというふうに決まっているということでしたので、今回のようなことがまたあつたと思うんですけども、なるべくこのようにならないようにしていただきたいということなんですけども、その点について、今回、3回ありましたけども、3回目になりますが、この点についてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 擁壁の設計につきましては、当初、ボーリング調査のほうを園内で2

か所、それから西側擁壁の道路側で1か所を実施しておりまして、また、ウェルネスパーク側で実施した1か所のデータを用いまして、計4か所の地質調査データを基に設計しております。設計時に調査した地盤調査につきましては、どうしても供用中の公園ということで、既存の擁壁を壊して計画地盤の調査をするということができないため、既存の施設の影響の少ない場所で調査というのは実施しまして、その結果から推測して設計しているところでございますけれども、今回、西側擁壁、それに東側擁壁につきましても、地盤強度のほうが当初の調査のところとちょっと差が出てしまったというところが出ておりまして、恐らく元町公園自体がかなり高低差が大きいところで、そのあたりも影響があったのではないかなというふうに推測しております。このため、今後、こうした高低差の大きい公園ですとかそうしたところで擁壁の設計をする際には、やはり一部供用中のところでちょっと使えなくなったとしてもですね、ちゃんとしたポイントで調査をするですとか、そうしたところをちょっと検討しまして、設計の精度のほうを上げてまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。供用中の公園、利用者がいらっしゃるからなかなか調査するポイントが限られてしまうということでしたが、今後、改善に向けて検討していただきたいと思います。

もう一つ、(2)についてなんですけども、今回、ガイドラインに基づいて先方とも交渉を折衝して金額をなるべく抑え、明細も提出していただいたということでございました。こういった費用、今回、8,600万ということで、大きな金額なんですけども、工期延長によるこういった業者さんの費用を持つという、こういったやり方といいますか、対応の仕方というのは、なかなかどうなんだろうな、今まで私も聞いたことがないというか、すいません、そういったところなんですけども、よくあることなのかなというふうに思いまして、見解をお伺いしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今回、2番目に書いております工期の延長に伴う工事現場の維持費等に要する費用の増というところにつきまして、土木工事でこうした増の変更を行ったというのは初めてになります。こちらのほうで確認したところ、施設管理部さんのほうで発注しています柳町小学校・柳町こどもの森の工事においては、過去、工期の延伸に伴いまして、こうした現場維持費増というところでの変更は行っているというふうに確認しております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 元町公園については、関東大震災の後の復興公園ということで、都内に52か所あったのが全部なくなって、唯一ここの公園が残っているという点では、私たちは、この間、文化財にということで要求しておりまして、区のほうも、これが完成したら文化財登録ということで、改めてこの間の答弁ですと、竣工しないといろんな写真だとか図面だとかが作成できないから竣工後にということで、それは分かりましたけれども、今回、この公園の整備については、先ほど高低差が大きい公園というふうに御答弁がありましたけれども、そういう点では、最初の見積りというのかな、そういう、かなりもちろん精密な調査していると思うんですけども、やっぱり遡ってそこまでいって調査やそれから施工についての対応が、やっぱりちょっと、こういう事態が起きたということでは精度が足りなかったのではないかなというふうに思うんですね。

変更概要のところの1で言いますと、西側の擁壁の工事の影響がここに出て埋蔵文化財調査と重なってしまったというふうになっているんですけども、その西側の擁壁をやるときにどのぐらいの土が出て、どういう対応をしなきゃいけなかったとか、そういうこともやっぱりその部分に問題というか、そういうこともあって工事を延ばさなきゃいけないということになったのではないかなというふうに思うのと、東側についても、擁壁全部取り払って新しいものをつけるということなんですけれども、そのときにも強度のことについてもきちっともって調査が必要だったのではないかなというふうに私は思うんですけども、その辺のことはどうなのかということと、2番目なんです、工事延長になって、ここに從事する方々のそうした労賃というか、そういうことも含めて現場を維持しなきゃいけない。8か月間延長する、それを維持しなきゃいけないということで、こういう金額が提示されたということなんですけれども、せんだって、ちょっとこの元町公園のことについて遡って調べていたら、左官業の方々が、この中の、壁泉だとかカスケードだとか、そういうのを工事されているその会社、八幡工業さんとおっしゃるようですけれども、そこが左官改修工事レポート、左官改修工事レポート、歴史と技術が息づく現場からという、そういうブログで発信していたんです。それ見ました。御覧になっているかなと思いますけれども、さっき言ったように、壁泉に続く階段だとか、やっぱり象徴はあのカスケードですね。ああいうものの修復作業をやっていて、もうかなりもう出来上がっているというのがあのブログでは見ました。私も実際に行って、壁泉のところへ行く階段だとかがきれいになっているというのは確認をしましたけれども、あの作業をされている方々というのは、やっぱり特別なお仕事かなというふうに思うんですけども、この(2)のところでは、そうした方々への影響額というか、そういう

のも入っているのかどうかということですね。

3番目は、先ほど依田委員がお聞きをしましたから、労務単価とか、実際につける遊具だとか、そういうものが上がっているからということで分けられない、この金額4,800万というのは分けられないというふうに受け止めたんですけれども、それは実際にどうか、仕方がないかどうか、ことなんでしょうか。併せてお聞きをしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、設計の適正かどうかというところでございますけれども、工期の延伸に伴ったところについては、西側擁壁のところの土を多く掘ったから延伸したとかというわけではなく、埋蔵文化財調査に時間を要したというところで工期の延伸のほうは行っております。

また、調査の、擁壁の設計に当たって、その調査としましては、区としては土質調査指針というのが全国的に適用されているものがございまして、そちらで見ますと、擁壁延長40から50メートルに1か所程度、そういった地盤調査を行うというふうになっておりますので、今回、元町公園の擁壁につきましては西側でも46メートル程度というところで、箇所数自体は問題なかったというふうに捉えております。ですので、設計自体は指針のとおりやっているものというふうに認識しておりますけれども、やはり、ちょっとそういったところで、高低差もあったのかも分かりませんが、そのあたりが原因で、実際の施工地においては地盤強度がちょっと違ってしまったというところでの変更というふうになっております。

それから、2点目にございました、カスケードですとか壁泉ですとか、そのあたりの作業されている方のものも、この2番の工期延伸に伴う費用で入っているかというところでございますけれども、そちらの工事につきましては、実は別の工事で、下段補修工事ということで、創建当時からありました階段ですとか壁泉、カスケード、それから滑り台という補修工事は別で発注しておりまして、そちらのほうにつきましては、この工期の延伸に伴う増というところが入ってございませんので、そうした方の作業の作業員の方への増ということはこちらのほうでは入ってございません。

それから、三つ目にありますインフレスライドのところ、やはり分けられないのかというところで、こちらにつきまして、先ほどちょっと依田委員の質問のときも御回答したとおり、分ける場合、かなり煩雑なところになりますので、ちょっとこういった形で分かりやすくできるかというところについては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 専門家じゃないから、その設計とか、その調査のところについては、詳しくここがどうかって、そういう言い方はでき切れませんけれども、こういう事態になっていることについては、やはりそういう、何というの、事前の調査については、やっぱりもっと精密なとか緻密なというか、そういうやっぱりやり方が必要なのではないかなというふうに思いました。

先ほど、シンボリックなカスケードだとか、そういうものについても、やっぱり私たち出来るまで見せてもらえないというか、あるんですけれども、やっぱりどんな工事をしているのかというの、やっぱり状況をみんなに見せるというか、そういうことも必要なのではないかなと思うんですね。特に元町公園の場合は、先ほども言ったような、これから文化財にしていこうということですから、その段階を追った形で知らせるということも大事なことでというふうに思います。なので、先ほど私が言いましたブログも、皆さんが見ていただければ、どんなふうに進めているのかってよく分かります。女性の左官職人さんもいらして、工事しているというのもありましたから、ぜひそこはそういう発信もしていただきたいなというふうに思います。

あと、ちょっと文化財のほうは、こちらじゃなくて教育委員会のほうになってしまうのかな。先ほど言いましたけれども、工事が竣工してからじゃないと、写真だとかもあれしながら判断を、資料として出さなきゃいけないからということですが、資料を整える期間を考慮すると、調査報告書というものの完成時期というのは来年3月ってなっているんですけれども、その遅れはないですか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 文化財の埋蔵調査につきましては、今回、補正でも出ておりますけれども、作業時期自体は来年度まで延ばしております。来年度、やはりその指定というところもありますので、そのあたり、埋蔵文化財の調査会社のほうからも、来年度まで報告書の整理というところで時間をいただきたいということで、来年度まで延ばしております。

それから、先ほどお話ありました工事の進捗の分かりやすいようにというところでございますけれども、やはりこの元町公園整備工事、第一期から始まりまして、令和4年度の末から始まったところでありますけれども、かなり長期間かかっておりますので、その間の工事の進捗ですとか、そうしたところ、今後、こういった長期間関わるような工事につきましては、そういった進展、進捗も分かりやすい形の周知、こういったことができるかについては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 元町公園が文化財指定されるように、私たちはずっと要求してきたわけなので、ぜひともこれから工期遅れることなく、この仕事がきちっと終われるように要望しながら、この議案については賛成をいたします。

○松平委員長 賛成、はい。

区民が主役さん。

○依田委員 先ほど申し述べなかったですけど、今回、東側の擁壁の一部も弱かったということで、事前の調査の重要性を改めて思い知ったところです。供用中のためにね、詳しい調査ができなかったこととか、今後改善していくという、今後の工事に、今後、別の工事に関しては改善していくというようなお話も伺いました。あと、インフレスライドの話も同様なんですけども、そのあたりは理解いたしました。今回の変更で無事に完成するというふうに思っておりますので、区民の主役の、区民が主役の会は、議案第34号、賛成いたします。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会も、34号、賛成をしたいと思います。とにかく、どこも人手不足、インフレ、しかも文化財が出てきたり、いろいろ大変な工事ですけれども、何とか区民の大切な税金ですので、いい工事をやっていただいて、いい公園にしていいただければと思います。賛成です。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 先ほどの質疑の中で説明いただきまして、工事の必要性、金額の妥当性については理解できました。公明党は、議案34号に賛成いたします。地盤調査について、工期延期に伴う費用の増額などにつきましては、今回のことを教訓にさせていただいて、現場ごとに特殊性があるかと思いますが、こういった事態をなるべく避けられるようにしていただきたいと思います。

○松平委員長 自由民主党さん。

○浅川委員 議案第34号ですけれども、工事の主な変更内容に見合った契約金額に対して、しっかりと細かくチェックしているというのを確認しました。あと、豪一委員もお話したとおりで、やっぱり説明を、もうちょっと詳細を教えていただけるような、伝わってくるような内容のものを用意していただければ、さらによいかなということも加えまして、議案第

34号、自民党は賛成いたします。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 結論で、34号は賛成をいたしますが、私も前期も建設委員会におりました。

今回、3回目の変更になります。1回目、2回目のときに、ちょっと西側の壁面が時間がかかりそうだということはその頃から分かっている、調査も含めて万全を期すようにというような形で議論が進んだというふうに思います。皆さんがおっしゃったように、やはり5億が7億になるというのは、ああ、そうですか、とはなかなか委員会として、議員としては言い難い。26%も増えているわけですからね、ちょっと金額が増えているそれぞれの理由は分かります。御説明の理由は分かります。適正ですというふうな形を言われても、それ以上こちらが反論できることもないんですけれども、大事な震災復興公園ですから、しっかりと後世に残す意味でも、ちゃんとした公園をつくっていただくというのは当たり前のことなんですけれども、金額が増えたり、時間がかかったり、3回の変更があるということに対しては、ちょっといかななものだったかな、結果的にいかななものだったかなということは意見として付しておきます。

○松平委員長 審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第35号、和解及び損害賠償額の決定について。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 ただいま議題とされました議案第35号、和解及び損害賠償額の決定について、提案理由の御説明を申し上げます。議案集の13ページ及び建設委員会資料第1号を御覧ください。

本案は、令和6年2月21日、文京区小石川一丁目において発生した、区所有の軽小型ダンプ車による自動、自転車との接触工事に関しまして、相手方と和解が成立し、損害を賠償するものでございます。

事件の概要ですが、資料第1号の略図を御覧ください。清掃車は、集積所に不法投棄されたものの回収のため、白山通りの小石川一丁目21番付近に停車し、助手席側職員が降車しようとしたところ、後方から来た自転車と軽小型ダンプ車のドアが接触し、自転車に乗っていた方が転倒したものでございます。

和解の内容ですが、区は相手方に対し治療費、交通費、休業補償、慰謝料として213万

4,458円を負担するものでございます。

以上、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものでございます。

なお、損害賠償経費につきましては、区加入の自動車保険により措置されるものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○松平委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 今回の事故を受けられた方には、心からお見舞い申し上げるとともに、和解に至ったことに感謝をしたいと思います。

今回の作業員の方は、直営の職員さんお二人ということでございましたが、今後ですね、今回のような事故を受けて、どのように安全対策を強化をしていくのか、お伺いしたいと思います。

例えば、工事現場などでは指さし、私が言うまでもないんですが、指さし呼称など、安全確認のルーティーンがあったり、基本的な動作確認での安全確認などもしていると思います。例えば以前、私、タクシーの運転士の方に聞いたことあるんですけども、運転士の方は路上で外に出る場合、必ず左手でドアをあけると、右手じゃないんですね。左手で開けることで体が自然に右側に曲がることで目視を確実に行えるようになると、そうした動作を工夫をしているという話もお伺いしたことがあります。こうした安全確保のための工夫をしっかり強化していく必要があると思いますが、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 ありがとうございます。今回の事故に関しましては、委員言われたように、けがをされた方が出てしまったということで、我々も非常に申し訳なかったと思っておりますけれども、収集作業における安全対策におきましては、今回の事故を受けて、当該職員には厳しく指導したところではありますけれども、もともと路上で行う作業が多いものですから、東京都時代から安全作業についてはマニュアルを用意しまして、それに基づいた作業というのを進めているところです。その中には、乗車時・降車時の安全確認等も書かれておりますけれども、今回に関してはその部分が徹底されていなかったというところになるかと思います。ですので、こちらのほう、改めて安全作業についてのマニュアルの確認

を職員のほうに行き渡らせるとともに、こちらのマニュアルが少し作成してから時間がたっておりますので、内容についても見直していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 よろしいですか。

板倉委員。

○板倉委員 この事故についてですけれども、相手方はどんなけがをされたんですか。それで、自転車ですから、自転車も、一定、被害というか、そういうことだったと思うんですけれども、先ほど部長からありました治療費、交通費、休業損害、慰謝料それぞれ幾らというふうに出ますか。

○松平委員長 別で。

じゃ、石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 そうですね、額に関しましては、そちらに書かれておりますけれども、治療費等として104万になります。事故の……。

（発言する人あり）

○石川文京清掃事務所長 よろしいですか。

○松平委員長 よろしいですか。

（発言する人あり）

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 これ2月に起きた事故でございまして、その後、9月ぐらいまで治療にかかっております。入院はしていらっしゃらないというふうには聞いておりますが、通院治療で9月までかかったというふうに聞いております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。それで、今回の事故については、清掃車のほうも助手席からドアを開けるときに、相当やっぱり注意してドアは開けなくてはいけないというふう、それはもう当然のことです。それで、こういう事故については、やっぱ車側と自転車側のいわゆる過失割合というかな、そういうのがあるかなというふうに思うんですけれども、そこはどういうふうに、これは損害保険の会社とのやり取りの中でそこが決められたということなんですか。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 過失割合については事故ごとに変わるかと思うますので、今回の事故に関して言うと、我々の職員が後方確認をしないままドアを開けたために起きた事故とい

うことになりますので、100%区側の責任ということになります。

○松平委員長 では、品田副委員長。

○品田副委員長 資料1号のところで、このところ、清掃の関係の事故がこのところ頻発していて、大変残念な思いなんです、今もちょっとここで話していたんだけど、見ているとね、この件ではなくて、普通の燃えないごみとかペットボトルだとかの回収をこうやってまちでよく見かけるんですが、もう走っているんですよ、次の行くところまでね。そんなに走らないと時間をクリアできなくて、あんなに大変な思いしていたらやっぱり事故起こるようになって感覚的に思いますよね。だから、仕事に少し無理が、ちょっと作業に無理があるんじゃないかなというふうに思うし、今回のケースだって、後ろ振り向いて、自転車が来るよって運転士も確認すればこんなことは起こらなかったわけで、早く不法投棄のものを回収しなくちゃという頭があるから、ドア開けてということじゃないかなと想像するんですけども、その作業について、このところいろんな分別もありますし、大変だとは思いますが、もう少し作業が、特にこの夏なんか暑かったこともあって、作業時間をみんなで分担してやるとか、何かちょっと改善したほうがいいんじゃないかなというのが、ちょっと私の考えなんです、いかがでしょうか。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 作業としては、そんなに慌てさせて作業させているわけではなく、適正な量が取れるようにということをやっていると思います。ただ、可燃の収集に関しては腐敗するものも含まれているということで、まちの美化を図る意味では、なるべく早く回収をしてあげることがいいかなというふうに考えておりますので、作業員もそういったことも考えつつ、作業をしているかと思います。当然、今年の夏も非常に暑い状況で、熱中症対策もしっかりやった上でやっておりますけれども、そういったことも含めて、引き続きまちの美化と作業員の健康等の確保については配慮してまいりたいと思っております。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 作業時間に余裕を持つこと、余裕というか、当たり前で作業ができることと、あと、待遇というんですかね、この夏の暑いとき、また、これから寒いときあると思うんですが、走ってまたやらなくてもいいんじゃないかなというのは、ほとんど走ってますよね、見てるとね。若い人を走らせて次のところ行って、次のところ行って、早くまちの美化を考えて回収はしてもらいたいと思うけど、区民はそんな走ってまで取りに来ていただかなくて、何か本当に申し訳ないなという思いで見えています。

それから、ちょっとついでで申し訳ないんですけど、ペットボトルの回収とかそういうのって、回収の仕方、網みたいなものに入れて、そのままぼんとやる人と、大きなごみ袋みたいなものに入れるところと、いろいろこうマンションとかによって違うと思うんですけど、何かやっぱり回収しづらさそうなところがあるので、やっぱりそういうところも区民に御協力いただいて、こういうものに入れてくださいとか、こういう形で集積所に置いてくださいとかいうような工夫をして、区民も協力できるようにすれば、ちょっとでも早くなるのかなというふうに思ったので、もう一回ちょっと点検をしていただければと思います。お願いします。

○松平委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 議案第35号ですけれども、先ほど提案説明において、賠償の理由を伺い、和解の内容に基づいて本区が損害賠償額を負担するということですので、自民党は賛成です。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 公明党、議案35号に賛成します。先ほど、今後、マニュアルの見直しもするということでしたが、しっかり安全対策の強化をお願いしたいと思います。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会も、35号か、賛成いたします。品田先輩の話からもあったとおり、これを機に労働環境の整備、それから安全確認の徹底、よろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 区民が主役の会は、議案第35号、賛成いたします。今後、また気をつけていただければと思います。個人的には、この自転車ユーザーとしては、この事故は非常に許し難いものでして、ここ自転車レーンというふうに図示は書いてありますけども、自転車通、自転車専用というふうに書いた青い線が青く塗られている場所であります。で、この白山通りに関しては、この自転車専用通行帯と第一通行帯の間に駐停車のスペースが設けられていて、非常に快適にこの自転車、車道走れるというふうな環境になっております。そういう、せっかくこういうふうに快適に走れる環境というものが危険な場所になってはいけないというふうに強く思っておりますので、非常にまた気をつけていただければと思います。

○松平委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 すいません、私、資料第1号をちょっと見そびれておりまして、すみません。私も自転車を使っていますので、停車中の自転車、あ、車の左側が開くんじゃないかっていつ

も心配しながらやっぱり通っております。それで、100%清掃車が悪いというか責任があるということなんですけども、やはり清掃車の皆さん、なかなか本当に厳しい中でお仕事をされていて、一瞬のすきみたいな、そういうのも出てくると思うんで、そこは慎重にというか厳重にやっていただきたいということと、先ほど品田副委員長からもありましたけれども、せんだって、清掃労組の皆さんのところの懇談会かな、に呼ばれてお話を伺ったんですけれども、ここは、これは2月でしたから、そんな暑くなくてあれですけれども、今の本当に何か暑い中で清掃員、従業員の方々は作業しているというふうにお聞きをして、やはり熱中症対策なんかもやっぱり現場から本当に細かく意見や要望を聞いていただいて、作業している方々が快適とは言えないんですけれども、苛酷になる部分を少しでももう軽減させられるような、そういう対策をぜひともとっていただきたいということを要望して、この議案第35、賛成いたします。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 35号、賛成をいたします。先ほど要望しましたので、ぜひ徹底してください。

○松平委員長 それでは、議案第35号、審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定をいたします。

○松平委員長　続きまして、付託請願審査３件に入ります。

請願受理第30号、文京区民が安心・安全に住み続けられるための「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願です。

請願文書表のデータ17ページを御覧ください。

・受理年月日及び番号	令和7年9月2日	第30号
・件名	「文京区民が安心・安全に住み続けられるための「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた調査・研究を求める請願	
・請願者	文京区千石4-35-16 みんなでみんなのまちづくり 代 表 屋和田 珠 里	
・紹介議員	石 沢 のりゆき 小 林 れい子	
・請願の要旨	次頁のとおり	
・付託委員会	建設委員会	

・請 願 理 由

これまで文京区議会に、「まちづくり基本条例」の制定を求める趣旨の請願が複数回提出されてきましたが、いずれも不採択となってきました。

その背景には、「既存の要綱や制度で対応できる」との判断があったのかもしれませんが。

しかし、その間にも区内では急速な開発に伴い、高層マンションの建築計画をめぐって地域住民が不安を訴える事例が続いており、実際に司法の場にまで争いが持ち込まれているケースも発生しています。

また、こうした問題の背景には、「計画段階で住民の声が制度的に届かない」「“対話”の仕組みが整っていない」といった構造的な課題があると考えます。

現在の文京区にも、「まちづくり推進要綱」や「協議会への支援」「コンサルタント派遣制度」などの個別支援はありますが、これらは主に建築が始まった後の調整や、限定された地域内の話し合い支援にとどまっています。

一方、杉並区や世田谷区、目黒区などでは、「まちづくり基本条例」や「まちづくり参加条例」を通じて、地域住民が初期の構想段階からまちづくりに参画できる制度が明文化されています。

これらの自治体では、「どの段階で、誰が、どう参加できるか」といったルールや手順が条例により明確化されており、住民・事業者・行政が共通の基盤のもとで合意形成に向けた対話を進めることが可能です。

このような先行自治体と比べると、文京区では住民参加や対話のルールそのものが制度として整っていないため、「まちづくりに関わりたくても関われない」「声を届ける場がない」といった状況に直面している区民も少なくありません。

「条例」と聞くと規制を強める印象を受けるかもしれませんが、本請願で求めているのは、むしろ区民と事業者と行政が、無用な対立を避けながら対話を通じて合意を築くための“共通の土台”としての仕組みを整えていくことです。

また、このような仕組みは、これまで参加しづらかった高齢者や障害のある方、子育て世代、子ども・若者を含む多様な住民にも開かれたまちづくりを可能にします。

これまでの不採択の経緯も踏まえ、あらためて、「文の京」にふさわしいまちづくりのあり方を共に考える第一歩として、以下のとおり請願いたします。

・請 願 事 項

- 1 子どもや若者を含め幅広い地域住民が構想段階から参加・参画し、「対話」を通じた熟

議による合意形成ができるような仕組みを整えた、（仮称）「文の京」まちづくり基本条例の検討に向け、新たなまちづくりの手法等を調査・研究してください。

.....

○松平委員長 この請願は、（仮称）文の京まちづくり基本条約に向け、子ども・若者を含む住民が構想段階から参画し、対話を通じ合意形成ができるまちづくりの手法の調査研究を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 今回、請願三つ出てますけど、請願の代表者の、何というか、頭の団体の名前は違えどですね、代表者は一緒であるのが3件出ていますよと。建設委員会では、もう何ですかね、8年か9年ぐらい、この方からの請願が出ているんだけど、1回でも通ったことがあるのかという。私も建設委員会は長いですけど、記憶にない。その中でもですね、紹介議員になっている方がいらっしゃるの、ぜひ紹介議員にちょっと質問ができるので、したいなと思っているんですけども、私もその都度、請願は通らなくても、一つ一つ請願はその人の思いを酌み取るべくですね、しっかりと目を通してつもりです。しかし、今回のこの請願も、まちづくり基本条例、一つは民間の事業者、もしくは施主に言っている部分と、行政にまちづくりをしてって言う部分、これごちゃ混ぜになっているというふうに読み取れるんですよ。

例えば、これ紹介議員になっている小林さんに聞きたいんだけど、じゃあ、これ、民間の事業者、もしくは施主に近隣の方だとか区民の意見を、遵法、自分の家が建て直したりするときにね、じゃあ、4人家族ですよ、子どもに2部屋、親が1部屋、3LDK欲しい。遵法性がある建築プランで、建築基準法にのっとって3LDK建てられます。しかし、周りの人の意見が、いや、そこは日当たらなくなるから2LDKにしてよっていったら2LDKにしないとイケなくなる。遵法性を持った人も、わざわざまちづくり条例だとか周りの声を聞かないとイケないものなのか。

例えば、利益を得る事業者の場合は、近隣に気を使って、自ら近隣説明会をやる場合があります。ただ、私は、今、文京区がいいのは、いろいろあっせん制度なんかがあることによって、紛争途中で仲介に入って、仲裁に入ってくる。こういったことで十分であって、これ下手にこういうことをつくってしまうと、法令遵守、法令というのは何の意味もなくなってしまう。そういうことが分かって、毎回、採択されない請願に、何で今回も、これ、この内

容のどういうところが紹介すべきだと思って紹介したのか。小林さんにまず聞きたいと思います。

○松平委員長 ただいま、豪一委員から、本請願の紹介議員に対して見解を確認したい旨の申出がありました。委員長としては、会議規則第85条の規定に基づきこれを認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 それでは、紹介議員の挙手をお願いいたします。

小林議員。

○小林議員 まちづくり基本条例、私はこちらのほう、まちづくり基本条例として、文京区にぜひ創設すべきだと思って応援している立場で紹介議員になり続けております。

請願理由のところは度々内容が変わっておりますけれども、もちろんそういう高層マンションとかの再開発ではない高層マンションのことに關しては、そういう仲介制度とかもちろんありますけれども、前回、去年までの建設委員会でもありましたとおり、やはり、そういう仲介制度があっても、やっぱり、その声が届かないという請願も出ていたかと、豪一委員も分かっていらっしやるとおり、そういう請願も出ておりますけれども、そういうことも、そういうことも、もちろんそれがまちづくり基本条例ではなく、今、やっている法令遵守、前回のそういう民々のことに關しては、私も前回、請願不採択にした記憶があるんですけども、そういうこと、今回、請願理由にそういうことは書かれておりますが、私のほうでは、公共施設とか再開発における区民の参画ということがまだ不十分だということに特に強く共感しております。昨日とかも文教委員会で小石川図書館、竹早公園とかの公共施設に、これと違うんですけども、まちづくり基本条例を求めるに近い区民参画、対話による合議を進めてほしいという請願の請願事項の中の3番目に書いてあった請願がありました。やっぱり公共施設、再開発はもちろんそういうマスタープランに書かれていて、区民が参加する上では自治基本条例もありますから、参画はできるというふうにあるんですけども、やっぱりまだ不十分だということには特に共感しているところでありますので、そうしたところで、区民の人たちがもうちょっと参画して、対話ができて、合意できて、もちろん利益関係もありますから、そういうところはちょっと法令遵守は当たり前の話で、それも含めて、まちづくり基本条例、区民の参画をもうちょっと進めるという意味で、合議体制ができるといういいなという意味で、私はこちらのまちづくり基本条例を応援しております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 何となく分かったような気はします。何となく、こう、今、ぼやっと浮かんだのは、竹早の図書館のことなんだろうなと。竹早に考え、竹早の話でいうと、私は確かに竹早の地元の人間じゃないんですけど、行政は、結構、地域の意見を聞くような会議もやっているし、説明会もやっている。ただ、一部、自分たちの思うようにならない人たちの不満の声もあるのは事実だと。その人たちが主張していることも、私はそれも一つ魅力的だなとは確かに思うところあるけれども、それは意見の違う方々のガバナンスをとるというのはめちゃめちゃ大変なことですよ。それは行政が、そういう子どもの意見、若者の意見を聞いてないのかというと、また違うことであって、実際に竹早に関しても子どもの意見も聞いてたわけですね。

例えば、今、湯島の再開発で、今、地域の説明会だとか意見を聞く活動をもう3回やったのかな。まだまだ10年先のこともかもしれないけど、その10年も先のことを、もう今から既に定期的に地域の方のしっかりと声を聞いているというのは行政はやっているというふうには私は見えています。

何はともあれ、今の小林委員の話を聞くとですね、事業者に対するまちづくり基本条例、ここに書いてあるのと、行政に対するのはまた別物なんじゃないかなと。事業者、もしくは施主というのは法令遵守するのは当たり前で、法令上の制限の中で建築プランを入れて建てる。結構、私があるのは、あると思うのは、まちづくり条例をつくとかね、声を聞けというけど、そういう人たちは意外にまちづくりの不安が多くて、逆に用途地域だとか法令上の制限、建築基準法のことを分かっていない方が、だから、例えば、いつも言うけど、商業地域、大通り沿いに駐車場があります。空き地です。その隣にマンションがある。その駐車場というのは、いつでもマンションが建てられるべきであるけども、建ってない。だから隣のマンション日当たりがいい。だけど、今度、高層マンションが駐車場に建つことになると、住民運動が起きる。よくあるパターンですよ。それは、ちょっと大げさに言いましたが、やはり基本的に区民に、行政の責任もあるけれど、もっと用途地域だとか、建築基準法を知ってもらえれば、知識があれば紛争も起きにくい。知らないから紛争が起きる場合もあるわけですよ。

ですから、子どもや若者の意見、特に子どもの意見というのは、いい部分と悪い部分があって、用途地域や建築基準法のことも考えずに、ソフトの部分、例えば建物のソフトの部分を子どもにどういうものがいいとか聞くのはいいと思うんですけど、ハードに関しては、やっぱりある程度専門家じゃないと、どのような用途がいいとかって分からない部分がある

んで、それは長年引き継いで運営されてきている都市計画部だとか行政の皆さんにお任せしておいたほうがいいんじゃないかなと私は考えています。

これは私のちょっと意見だけになりましたけれども、そういった目的で、貴重な時間、板倉委員もありますけれども、言いましたけど、一般質問の時間をしっかりと大事にとってほしいという中で、請願、今まで10年、100件近い請願があつて、1回も採択されたことない請願を紹介する皆さんに関しては、しっかりと内容を把握していただいて、責任を持って紹介議員になっていただきたいと思っております。

以上です。

○松平委員長 豪一委員、それ御質疑……。

（「議論するところじゃないよ」と言う人あり）

○松平委員長 質問ですか。よろしいですかね。

今、質問ではございませんでしたので、では、ほか御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

高山委員。

（「誤解がありますよ、今の」と言う人あり）

○高山（泰）委員 この、まちづくり基本条例でしたっけ、まちづくり基本条例つくりたいんですよ、という話を、私もすごい何回も見てて、とてつもない情熱を感じてます。この請願が出るの、これ、豪一さん言ったとおり100回目なんですか、分からないけど、何回目なのかちょっと分からないけれど、膨大な件数出てて、毎回否決されているなどというのは私も記憶の限りはあるんですね。今回、紹介議員になられましたね、石沢さんと小林さんね。これ、何だろう、前の3か月から何か状況が変わって今回通るかなって思ったとか、どういう理由で紹介議員になっているのかというのは素朴な疑問なんですね。

というのは、この請願出されている方が来ました、はい、じゃあ、請願出したいんだ、じゃあ、なりますという子どもの使いじゃないんですよ、議員って。やっぱりちゃんと来たら、ねえ、そういう熱意を感じて、一緒にやりたいて思ったんだったら、いろんな運動論ってあるじゃないですか、物事成し遂げるのって。別に請願もその一つかもしれないし、ほかの方法もあるかもしれないし、でも、あえてこの請願を選んで、どうしてもやりたい、しかも、これ1回、2回じゃないんでね、結果ほぼ見えてますよね。1回、2回じゃない。それで、はっきり言って議会広報小委員会なんかでは、請願があまりにも多過ぎて、ほかの議論を載せたいのに請願ばかりで載せれない、これどうするんだというような問題にもなっていて、

しかも、例えば総務区民委員会なんかでも、請願が多過ぎて一般質問ができなくて、請願の取扱い、文京区議会の僕は請願の取扱い、いい扱いだと思います。こうやって一番先頭にやって、情熱のある人がやってきて、情熱のある議員が紹介してちゃんとやってやるならね。だけど、子どもの使いみたいにただね、上がってきたものを、はい、いいですよって言って判子を押して紹介しているんだったら、やっぱり請願の取扱いこうやって大事にやるのどうかと思うというような議論にまで発展しかねないんですね。なので、お二人ね、どういう意図でこれ運動論として請願賛成、紹介議員になったのか、ちょっと教えてください。

○松平委員長 紹介議員に対する御質疑、御質問ということでよろしいですね。

それでは、小林委員、議員。

○小林議員 まず、高山委員に言いたいことは、一番は区民には請願権があるということは知っておいていただきたい。

（「それは知ってる」と言う人あり）

○小林議員 それは知ってますよね。請願権あります、憲法で保障されております。やっぱり区民の皆さんは、やっぱりそれなりに熱意を持ってというのは御理解いただいているようにすけれども、まちをよくしようとか、地元でこういう問題がある、課題があるということで請願を出しているわけですよね。それで、私のほう、先ほど当てていただいてありがとうございます。先ほど豪一委員がおっしゃられたことの中で、お任せすればいいんだということにはとても憤りを感じているんですけれども、やっぱり子どもであろうと、事前の情報提供と……。

（「運動論の話で、その内容の話じゃない」と言う人あり）

○小林議員 ただ、そういう課題意識に対しての……。

○松平委員長 紹介議員の方、御質問に対する御答弁ということで御協力をお願いいたします。

○小林議員 はい。課題意識に対してのやはり情報提供がないといけないということも理解いただきたいというふうに。周知とか情報提供も、計画が全て終わってしまう前に、その前にちゃんと情報提供しなければいけないというのは、子どもの権利条例も今後できますし、その責務は文京区議会議員、区議会のほうにもあるということは知っておいていただきたいのと、あと、まちづくりに関して、全然状況変わってないじゃないか、この請願にということをおっしゃられますけれども、例えばですよ、今、まちづくりの中で、民泊がすごく増えてきております。それで、それもちちゃんと法令遵守でやっておりますけれども、建築基準法とかものをもって、ちゃんと届出を出してやっていますけれども、民泊がもうからなければ

ホテル旅館業のほうに届出を出せばできるというようなことも、法律のほう、法律のほうを変えなければいけないということもある中で、そういうまちづくり条例というのは、法令、法令に対しても意見言いたいということもあるわけじゃないですか。

（発言する人あり）

○小林議員 あと、請願、請願の人たちの御要望としては、請願者が質疑に立ち、私たちが紹介議員が、今、今こうやって当てていただいていますけれども……。

○松平委員長 小林委員、質問に対する答弁ということで、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

○高山（泰）委員 多分、質問が分かってなかったのかもしれないけど、願意を、願意って、まちづくり基本条例をつくりたいという……。

○松平委員長 高山委員、まだ指してませんよ。

○高山（泰）委員 あ、ごめんなさい。

○松平委員長 高山委員。

○高山（泰）委員 まちづくり基本条例をつくりたいという情熱は大したもんだと思う。で、それを実現してあげたいという議員の情熱も大したもんだと思う。だけど、その運動として、何で請願を繰り返し、しつこくしつこく請願しか選んでないの、ほかの運動をやらないで請願しかやらないのかということなんです。

その願意を達成するためのツールとして、なぜ請願を繰り返し繰り返し選んで、また、今回もやり、次回もやり、前回もやり、前々回もやりということを繰り返しているのかという質問なんです。

○松平委員長 繰り返し紹介議員になるのかということですかね。

じゃあ、石沢議員。

質問に対する答弁ということで御発言を許可しておりますので。

○石沢議員 はい、そうですね。はい、分かりました。

○松平委員長 御自身の御意見を開陳する場ではございませんので、御理解ください。

○石沢議員 はい、ええ、分かりました。

かつて、先輩議員に聞くとおっしゃる通りですね、やっぱり請願、競輪復活反対だったかな、その請願がやっぱり繰り返しかつて出されて、それが通って、そういった動きにもつながっていったという事例も、私、聞いたことがございます。請願を繰り返し出している方々はこうやっていらっしゃって、私たちはその趣旨に賛同して賛成しているわけですが、繰り返し出

すということには、以前はそういうような事例もあったということも私は聞き及んでおりますし、こうしたことに対して繰り返しこうやって議会で要望を伝えていくということについては、私は必要なことだろうというふうに思って紹介議員になったところでございます。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

板倉委員、ございますか。質問ですか。

では、板倉委員。

○板倉委員 この請願者の方がずっとこの請願を出していらっしゃるわけですが、なかなかやっぱり実現が、区のほうもそうした検討も始まらないということで、この方は出しているというふうに思いますので。

そこで、区にはまちづくり推進要綱、協議会への支援、コンサルタント派遣、これは、今、どんな動きというか、どういう形で支援というか、そういう個別の支援をしていますか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 近年はですね、ちょっとこのコンサルタントの派遣等はやっておりませんが、湯島とか後楽というところでまちづくりを地元の方々が協議会という形で立ち上げていますので、そういったものへの支援というのは続けているというような形でございます。

ただ、要綱自体はまだ残っております。御相談を受ければ、こういった形でコンサルタントの派遣、それから、区の職員がそういった地域の方へ入って御相談に乗るというようなことは、適宜、やっていきたいというふうには考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 後楽とか湯島のほうは協議会への支援ということですが、新たな、例えば大規模な土地が、まあ、空地というかができたことによって、まちが変わるかも、変わるかもっていうか、住民としてこういうまちにしたいとか、そういう要望、新たな要望みたいな形では出ていないということなんですか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 そうですね、私が地域整備課になって、今、4年目になるんですけども、近年は個別に地域の方がここで何かをやりたいというようなお話、そんなに大きく動いているものは聞いておりません。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 今、建設委員から紹介議員との、に質問があつて、やり取りがあつたわけですが、議会というか、ここの中でやり取りするだけではなくて、やっぱり請願者からきちっと私たち委員会としても御意見を聞く機会をつくったほうがいいのではないかというふうに思うんですね。そうすると、いわゆる請願者の思いというのが、もっと皆さんのところに私は伝わるというふうに思いますから、そういうことをぜひこれから検討したらどうでしょうかということを私は皆さんにお呼びかけをしたいと思います。

請願の事項については、やっぱり構想段階から皆さんで話し合いをしていきたいということですから、今のこのまちづくり推進要綱とか協議会、協議会というのは、もう始まってかなりしてからそういうところへの支援というか、そういう形になっていくわけですから、そういう点では、この請願者がおっしゃっているように、構想段階から参加や参画していける、そうした仕組みとして文京区のまちづくり基本条例をつくってくださいということですから、この請願については採択をいたします。

○松平委員長 採択。

区民が主役さん。

○依田委員 このまちづくり基本条例の検討ということで、これまでも同じ請願出てきたという話ありましたが、それはそのとおりだと思っております。ただ、今回、中身については、また随分変わってきたなと思っていて、大きな意味でのまちづくりへの住民参画の仕組みをつくってほしいということだというふうに理解しております。私、個人的には、個別具体的な規制の強化、逆に規制の緩和等々必要なものがあるとは思っておりますけれども、他方で、都市マスタープランという、そのぐらいのレベルのものまでいかなくても、地区計画とか建築協定みたいな、そういう細かいものでなくとも、もう少し広くまちづくりを日頃から考える枠組みがあつてもいいんじゃないかなというふうに、というのが請願者の御意見だというふうに思います。で、会派内で話し合った結果、こうした意見も尊重していきたいという結論になりましたので、区民が主役の会は、請願第30号、採択いたします。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会は、この請願は不採択ということにしたいと思います。ただ、まあ、これ毎回毎回やってこられる提出者の方の情熱については、本当感服しております。ただ、紹介議員についてはね、いろいろ話、これ完全に私の個人的な意見ですよ。けど、やっぱり請願出してくれて言われて、はいはい、分かりました、出しますって、毎回毎回や

るというのは、やっぱり、何だろうな、海老澤敬子さんじゃないけど、優しくないなと思いますね。というのは、優しくない、やっぱり何か運動して、あれだけ情熱ある人いたら、請願以外に、こうやったらどう、ああやったらどうって水さばきするのが、どう、議員の仕事だなんて私は20年やってて思うんですよ。これやってくれて言われたから、すぐ同じことを区役所に言って、ぎゃあぎゃあぎゃあぎゃあ言うだけじゃね、やっぱりなかなかね、物事って前に進まないと思いますよ。やっぱり、そこは悪いんだけど、紹介議員については、まあ、共産党は100年の伝統かもしれないけども、いろいろ考え直していただきたいなという、個人的には思います。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 これまでも区の公共事業であれば、意見交換会や説明会を行って、また、再開発などであれば、地区計画などで協議会が設けられると。また、民間事業者による中高層マンションなどの場合は、紛争解決のための取組などがあって、それぞれ機能していることと思います。また、子どもや若者による意見表明は、区でも様々な分野で意見聴取をされていたと思いますし、公明党としては、今後、そうした常設の会議体の創設を提案しているところであります。そうしたところ、そうした理由によりまして、請願30号については、不採択とさせていただきます。

○松平委員長 自由民主党さん。

○浅川委員 既に本区では区民参画を意識しながら、一定のルールを考慮して話合いの場を開催しているものと認識しております。一定の、あ、ごめんなさい、まちづくりにおける住民の声を伺ったり、ワークショップ等を開く機会もあります。また、パブリックコメントの募集はもちろん、子どもや若者の声を聞くという体制づくりの準備も進められております。さらに、建設委員会においては、区からの報告事項、伺う中で議論を深めておりますし、都市計画に関しましては、都市計画審議会において審議を行っているということで、このように本区もしっかりと区民の参画を意識して取り組んでおりますので、請願第30号は、自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 結論は、不採択です。理由としては、まず、まちづくりというか、いろんな計画は民間、先ほど豪一さんもお話しされたように、民間の計画と、区が主導的にやる計画があって、区の主導的な計画に関しては、きちっと区民の意見を聞きながらやっているということは承知をしておりますし、また、ここに請願の事項に書かれている合意形成ができる

ような仕組み、合意形成ができない、納得がいかなかったら計画が進まないのかというのはちょっと行き過ぎかなというふうに思いますので、不採択とさせていただきます。

それと、先ほど高山さんが、何か紹介議員になるよりも、何かこうしたほうがいいんじゃないのかというのは私もずっと思っています。例えば、この請願者の地域で、小さなところでもいいから何か理想の地区計画をつくって、こういう、私はこうやって実現させたと、小さい地域でも、それを各地域に広げたいとかというような形で見本を見せてもらったら、ちょっと説得力があるのかなというふうに思います。

○松平委員長 請願受理第30号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択5。よって、不採択すべきものと決定をいたします。

続きまして、請願受理第31号、気候変動問題への対応を、区民とともに進める「協働・協治」の仕組みの強化を求める請願です。

請願文書表のデータ19ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第31号
 - ・件 名 気候変動問題への対応を、区民とともに進める「協働・協治」の仕組みの強化を求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
 文京区における真の「協働・協治」を実現する会
 代 表 屋和田 珠 里
 - ・紹 介 議 員 石 沢 のりゆき 海 津 敦 子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 建設委員会
 - ・請 願 理 由

気候変動問題や地球温暖化は、年々深刻さを増しています。これまで経験したことのないような今夏の異常な暑さも、私たちの暮らしのなかでその影響を実感せざるを得ない状況です。

文京区は「地球温暖化対策地域推進計画」を見直し、区民への啓発も行ってきましたが、こうした計画をより実効性あるものとするためには、区民一人ひとりの意識や行動を引き出す工夫が不可欠です。

世界的にも、国際司法裁判所（I C J）が7月、気候変動は「人類にとって存亡に関わる

脅威」であり、温室効果ガスの排出は「人間の活動によるもの」と明言し、各国に取り組みを促す意見を表明しました。これは自治体にとっても、より踏み込んだ行動を求められているということだと一区民として受け止めています。

実際、杉並区や世田谷区、渋谷区、江戸川区などでは、住民が参加し、意見を出し合う「気候区民会議」や「若者会議」などが行われ、区の施策にも反映されています。

文京区でも「一步先行く自治体」として、区民の知恵や意見を活かすしくみを整え、未来に責任を持つ区政をともに築くことが求められています。

そこで、貴議会において区長に働きかけていただきたく、以下のとおりお願いいたします。

・請 願 事 項

1 文京区においても、区民が参加できる「気候区民会議」のような仕組みを設け、区民の声を政策に活かすことで、協働・協治による気候変動対策を強化してください。

○松平委員長 この請願は、区に対し、区民参加型の気候区民会議の仕組みを設け、区民の声政策に反映させ、協働・協治による気候変動対策の強化を求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 個別に私の発言は、また委員長、これ別に委員会を荒らげるつもりは全くございません。

○松平委員長 御質疑ということで、質問をお願いします。

○豪一委員 ちょっとこれも紹介議員に質問したいんですけども、今回、このね、気候変動の対応を区民とともに進める協働・協調の仕組みを強化する、強化を求める請願ということなんだけど、我々、区民の意見をしっかりと聞いて代弁するという大事な立場でありますけど、行政との間に、区民との間に立たされていて、一方だけの意見を聞かずに、しっかりと行政の意見も聞いたのか。この請願31号を受けて、所管にしっかりと、文京区ではどのような取組をしているか確認されたのか。ちょっと、石沢委員と海津委員に聞きたいと思います。

○松平委員長 ただいま、豪一委員から本請願の紹介議員に対しての見解を確認したいとの申出がございました。委員長としては認めたと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 よろしいですか。

それでは、紹介議員の挙手をお願いいたします。

石沢議員。

○石沢議員 この気候、市民、区民会議をぜひ設置してほしいということの趣旨での請願だというふうに思います。この気候区民会議というのは、そもそも文京区ではまだ設置されていないというふうにも私たち捉えておりまして、そういう意味では、これがちゃんと設置されているかどうかということについては確認はとってないんですけれども、ただ、やっぱりこうした気候変動の問題というのは、やっぱり全区民的にですね、やっぱり関わってくる問題だと思いますので、やっぱりこういった問題を区民と一緒にやっぱり考えていくということは、他自治体でも行われていることだし、必要なことだろうというふうに思いまして、この趣旨に賛同して紹介議員になったところでございます。

○松平委員長 海津議員。

○海津議員 結論から先に申し上げますと私も確認していません。地球温暖化対策地域推進計画はしっかりと読み直しました。その中で、少なくとも気候区民会議のような位置づけのものはなかった。もし、私ども、私、議員として、これ、この計画の中を読み込んでも、気候区民会議というものを確認できなかったということから、この請願というのを願意は妥当だと思い、紹介になりました。

以上です。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 紹介議員になるときに慎重にやる、私も11月の定例で青色申告会のね、固都税についての軽減措置について紹介議員になりますけれども、自信を持って説明できると考えております。私が言いたいのは、やはり紹介議員に責任持つてなるときに、やっぱりしっかりと行政にもどういう取組をしているか聞くべきじゃないか。聞けば、請願者にもしっかりと文京区ではこういうことやっていますよ、それじゃ不満ですか、どういうところが足りませんかという説明ができると思うんですよ。私が確認しただけでも、今、海津議員がおっしゃった地球温暖化対策推進、あ、地域推進計画、その協議会というのが、年に2回以上やられています。やられているということは、それが協議会が、協議体というのはどういうものか、そういうものがあるということになりますからね。それは公募区民5名います。ということは、もちろん区報ぶんきょうなんかでは公募の募集が出ている。それに興味ある、この請願という気候区民会議みたいなもので、興味ある方は公募に募集すればいい。例えば、公募に落ちた方から相談があつて、私やりたかったんだとかね、こういうことを提案してほしいと具体的に意見があるんだったら、それを受けて行政につなげばいい。今、そういう協議会の

公募5人と学識者で、学識者で構成されている地球温暖化対策の地域推進計画協議会というものが年2回以上行われているということを確認した段階で、全く文京区にも気候区民会議のような仕組みがないというわけではないということは分かるんですけども、それについて、所管から補足などがあればちょっと御意見をお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 今、豪一委員のお話にありましたとおり、地球温暖化対策ですとか気候変動対策につきましては、この地球温暖化対策の地域推進計画、昨年、あ、すいません、今年の3月に改定いたしました。協議会を設置して議論した中で進めているという状況でございます。様々、委員の方から御意見とかいただきながら、この新しい計画を策定したところで、今後はこの計画を着実に進めていくために、住民の皆様の御意見とかをできるだけ反映しながら、自分事として取り組んでいただける事業をいろいろ進めていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

板倉委員。

○板倉委員 今、環境政策課長さんから御答弁ありましたけれども、この気候区民会議については、区としてつくっていくとか、そのような議論というのはしたことはないんですかということですね。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 我々、この気候区民会議の設置についての検討はございません。

○松平委員長 よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○浅川委員 請願第31号ですけれども、今、御質問の中で気候区民会議、これが現況に合わせて本区が対応しているということを確認いたしました。しっかりとその会議のほうを進めていっていただきたいと思いますので、自民党は、議案第34号、不採択とさせていただきます。

○松平委員長 いや、請願。

○浅川委員 あ、議案じゃない、ごめんなさい。請願ですね、失礼しました。請願第31号、自民党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 事前に確認いたしましたが、文京区としては、本年3月に文京区地球温暖化対策地域推進計画の見直しを行いました、これまでも計画に基づいて区民参画の推進を実施をしております。計画を推進する、計画の推進をする協議会、先ほど豪一委員が紹介されていましたが、協議会においては年2回以上の協議会を開催していて、その中には公募で区民の方がいらっしゃる、また、団体からの参加の中にも区民の方もいらっしゃるということでした。また、環境ライフサポーターを募集してワークショップを実施もしていると。また、区民参画の取組として、わが家の省エネチャレンジを実施して、毎年、多くの区民の方々にも参加をしていただいていると。また、クールアース・デーの8月3日はクールアースフェアを実施をしていて、今年も1,500人ぐらいの参加があったとお伺いしました。計画に基づいてこうした取組を引き続き推進をしていくことが重要と考えますので、請願31号については不採択とさせていただきます。

○松平委員長 永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会、31号、不採択にします。

○松平委員長 区民が主役さん。

○依田委員 請願第31号なんですけど、気候区民会議については、同様のものは15以上の自治体で実績があって、その中には札幌市や仙台市や川崎市などの大都市も含まれているというふうに聞いております。で、ワークショップのような形で多くの住民が参加して住民が気候変動を自分事として捉えるきっかけになるとともに、その地域の住民ならではの意見を行政も受け取れるというメリットがあるというふうに理解しておりますので、我が区においてもトライしてみる価値はあるというふうに思いますので、区民が主役の会は、請願第31号、採択いたします。

○松平委員長 はい、採択。

日本共産党さん。

○板倉委員 私はこの請願については、とても時宜を得た請願だというふうに思います。本当に日本の今の気候がね、晴れば猛暑、雨が降れば豪雨という、もう本当に極端なそういうあれに、気候になってきている中で、こうした会議の重要性というのがとても重要視されております。この会議の特徴というのは、特定の業界だとか利害関係者の強いそうした影響を受けにくいというふうに言われていまして、多様な市民に共通するその意見が反映されて、効果の大きい気候変動対策を提示することができるというふうにも言われております。この、

これについては、やっぱり各家庭だとか個人だとかで気候変動に対してどう取り組むかということも重要なんですけど、やっぱり個人的や局所的な取組だけでは不十分だというふうに皆さん考えていて、こういう会議をというふうに言っているというふうに思います。

私たち日本共産党も、都議会でこの気候市民会議については条例提案をしているんですが、残念ながら、都知事、与党の皆さんの賛成が得られないということで条例が通らなかったんですけれども、これについては、やっぱり区民に開かれた意見交換の場がもっと広い形でつくられて、それが区政に、区の政策に生かされるようにということでは、この間、今年に入っても多くの市で、もうこういう会議つくられてきていますから、私たち気候非常事態宣言、文京区でもやったらどうかという提案をさせていただきましたけれども、それについても区はやるというふうには残念ながらありませんでした。ですので、それとも併せながら、この気候市民会議の設置、これについては、あ、気候区民会議ですね、については、ぜひとも文京区でも検討するように踏み出していきたいということで、この請願31号については採択をいたします。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 文京区としては、何度も出ていますが、この地球の温暖化の地域推進計画を3月につくって、この建設委員会でも何度も、素案の段階からいろいろ意見を言わせていただいて、練ってつくったものです。それから、先ほど協議会でも区民の方が入ってつくったということで、その結果を概要版や、また、子ども、子ども用の概要版もつくっていただいて、子どもたちにも配っていただいているというふうに思います。それで、ですから、今の段階では会議体をつくることではなくて、ここに書かれた推進計画を実行に移していく、そして本当にCO2削減にしていこうということのほうが大事だというふうに思いますし、請願者がもし会議体をつくりたいのであれば、区にお願いするのではなくて、自分たちでつくって勉強会をすとか、そのほうが、で、提言をすとかいうほうが、何か建設的じゃないかなというふうに思っておりますので、不採択とさせていただきます。

○松平委員長 審査結果を申し上げます。

採択2、不採択5。よって、不採択すべきものと決定をいたします。

続けて、請願受理第32号、危険な暑さや集中豪雨から命と暮らしを守るため、区立公園への「雨庭（レインガーデン）」整備を求める請願です。

請願文書表のデータ21ページを御覧ください。

- ・受理年月日及び番号 令和7年9月2日 第32号
- ・件 名 危険な暑さや集中豪雨から命と暮らしを守るため、区立公園への「雨庭（レインガーデン）」整備を求める請願
- ・請 願 者 文京区千石4-35-16
 「文の京」Future Design Initiative
 屋和田 珠 里
- ・紹介議員 石 沢 のりゆき 小 林 れい子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 建設委員会
- ・請 願 理 由

近年、夏には命の危険を伴う暑さが続き、さらに短時間に激しい雨が降る「集中豪雨」も増えています。

こうした異常気象は、外出時だけでなく、自宅や職場にいる時にも影響します。浸水や停電、屋内の温度上昇による健康被害などは他人事ではありません。買い物・子どもの遊び・地域活動・通勤通学など日常のあらゆる場面で、誰もが影響を受ける可能性があります。

この課題を解決する手立ての一つとして、東京都は令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、雨水を一時的にため、ゆっくり地面にしみこませる「雨庭（レインガーデン）」の整備を公園などで進めています。雨庭は、水害防止だけでなく、地面や植物による冷却効果で熱中症リスクを和らげるなど、暑さ対策にもつながる“あまみずグリーンインフラ”です。

世田谷区では、一般財団法人世田谷トラストまちづくりが区民と協力して雨庭づくりを推進しています。杉並区でも、NPO法人雨水まちづくりサポートと連携し、ワークショップや展示会などを通じて区民への普及啓発を行っています。

文京区でも、区立公園の再整備や改修時に雨庭を取り入れることは十分可能です。暑さと豪雨の両方に備えられるこの取組を、区立公園から始めていただきたく、以下を請願します。

・請 願 事 項

- 1 区立公園における「雨庭」整備について検討し、そのための調査・研究を行ってください。
- 2 区民に対しても、「雨庭」の効果や作り方などに関する情報提供と啓発を強化してください。

3 区民が「雨庭」づくりをする際の何らかの支援を検討してください。

.....

○松平委員長 この請願は、区立公園における雨庭（レインガーデン）整備について検討し、そのための調査研究を行うことなど、3項目について区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 すいません。重ねてまた紹介議員に質問したいんですけどもね、今回、私もこれレインガーデンって、ちょっと恥ずかしながらあまり聞き慣れてないんで、どういうものかレクチャーいただいて非常に勉強になりました。ありがとうございます。

紹介者、レインガーデンっておっしゃっている文京区の取組がどういう取組をされて、今、現在いるのかということ、この請願文書が来てから所管に確認したかどうか。石沢議員と小林議員にお伺いします。

○松平委員長 ……私としては認めたと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○松平委員長 よろしいですか。

それでは、紹介議員の方、挙手をお願いいたします。

石沢議員。

○石沢議員 御質問ありがとうございます。このレインガーデンについては、私も昨日の文教委員会でもですね、各学校にはこういう取組あるのかどうかということで、あれは小日向の小学校の改築のことでしたけれども、ここでぜひね、こういうところで導入してみたらどうかというようなことで提案をさせていただきました。ですから、こういったことが、それぞれの所管でどれだけ実施されているかということに、つまびらかにちょっと確認をしたということはございませんけれども、こうした取組がさらに進んでいくこと自体は大変重要だろうと思ひまして、この請願に紹介議員になったところでございます。

○松平委員長 所管に確認はしていないということですね——はい。

では、小林議員。

○小林議員 私もこれに特化して聞いているわけではないんですけども、事前のレクチャーなどを受ける際に、これに関して文京区ではやっているのかどうかって、やってないですけど、そういう確認だけはしております。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 はい、すいません。私のこれ私見ですけどね、やっぱり請願、請願、請願権は先ほど区民にあるという、それ当然ですよ。その請願を預かる身として、所管としっかりと事前に話し合うというのは絶対大事で、これは必要不可欠。例えば、レインガーデンやってなかったら、文京区はどの取組、どういう取組をして、なぜしているか。そういうことを請願者におろしてあげるのも議員の仕事だと思うんですよ。

私はね、レインガーデンを何で文京区やってないのって言ったらね、明確な説明を高橋課長からいただきました。非常に勉強になった。なるほどなと。それを、この場を時間を割いてやるんじゃなくて、それ事前にできることだと思うんですよ。何が言いたいかというと、一般質問の時間もどんどんなくなっちゃうしね、時間を大事にするんだったらば、請願者も自分の委員会だから関係ないじゃなくて、しっかりと思いやりを持って仲人をしていただきたいということで、できれば、文京区ではレインガーデンせずにどのような取組をしているのか、あ、レインガーデンやってないんだったら、なぜやってないのか、どういう取組をしているかというのを説明——ごめんなさい、質問取っちゃった。

（「ああ、いいです、いいです」と言う人あり）

○豪一委員 いただきたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、今、お話が上がっておりますレインガーデンにつきましては、地形などで、あえて雨水を誘導するようなくぼ地のような形で設置いたしまして、そちらに表面上、碎石層などを設けて雨水を貯留して時間をかけて浸透していくというものになります。こうした取組をした際には、どうしてもですね、その設置した場所につきましては、雨水をためるスペースという形になりまして、それ以外の用途では使用できないようなものになってございます。一方で、文京区のほうで雨水流出抑制として行っています浸透トレンチというものがございまして、これは雨水を雨水枡のほうで集水した後に、管から地中に碎石層を設けておりまして、そちらの方に雨水を通水しまして、そこから貯留・浸透を図っていることになりまして、表面のほうは例えば広場ですとか、球技場ですとか、そうしたことで利用できるようにしております。どうしても面積が少ないところが文京区ございますので、できるだけそういった有効利用できるような形で雨水の流出抑制についても、今、図っているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 まとめます。ありがとうございます。私も今回初めていろいろと図解で説明、事

前にしていただいてね、勉強になったんですけれども、やっぱりレインガーデンの場合はくぼ地ができる、文京区みたいな狭い公園がたくさんある場合はね、子どもの走り回るスペースもなくなるし、柵みたいのができる場合もあるので、公園の面積が減ってしまったりするリスクもあるんですよ。浸透トレンチの場合は地中に埋められるので、その上を走ったりできるというリスクがあるので、できればこれは必要な知識であって、ありがたい知識で勉強になったんですけれども、事前に分かれば、この時間をやっぱりね、取らなくていいわけですから、ぜひ次回は同じようなレインガーデンが請願に上がってきても、もう御理解できたと思うので、厳しく請願の審査をしていただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 行っちゃいますか。

（「行っちゃいましょう」と言う人あり）

○松平委員長 それでは、それでは、態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 質問まだある。

○松平委員長 質問まだあった。失礼しました。そうしましたら、御質疑は午後から続けて行いたいと思います。

12時となりましたので、休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○松平委員長 それでは、皆様おそろいでございますので、午前中に引き続き委員会を再開したいと思います。

それでは、請願受理第32号に関する板倉委員からの質疑をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 東京都が豪雨対策基本方針というのをつくっていますよね。それで、2007年に初めてつくられたと思います。その後、2014年に改定をされて、今回、十何年ぶりかで、あ、令和5年ですから10年ぶりぐらいでこの改定をしたんですけれども、その改定、今回のこの改定の中に、この請願にあるようなレインガーデン等の整備という文言が改定の中には書いてあるんですが、このレインガーデン等の整備というのはいつからここに書かれるようになったんですか。で、これに書かれたことによって、どのような議論がされてきましたか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 都において公表している資料でございますので、正確な掲載の経緯というのは詳細に把握しておりません。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 この東京都の豪雨対策基本方針というのは、文京区にとっても物すごく重要な中身だと思うんですね。それはなぜかという、やっぱり神田川の水害に長年、地域の方々は、その被害を受けて大変な思いしてきたわけですから、やっぱり文京区としては、これに基づいたやっぱりきちっとした政策を進めていかなければならないというふうに私は思うんです。

見ましたら、世田谷区は、これに基づいて世田谷区独自で豪雨対策基本方針というのをつくっているんですよ。なので、文京区としては、やっぱりこれをきちっと文京区独自のをつくってほしいというふうに思いますけれども、これに基づいた、東京都がね、体系図、皆さん当たり前でしょうけど、39ページのところに体系図出てますよね。豪雨対策。で、そこから浸水被害を防止する取組と、想定し得る全ての豪雨から都民を守る取組、こういうことが書かれていますよ。東京都としてやるべきこと、文京区、自治体がやるべきこと、また、個人としてもこういうことができるけども、例えば、雨水浸透ますの設置ということで個人は言ってますけれども、それに対して、区としてもそうした支援をしていかなければならない。そういうことも出てくると思うんですけれども、この体系図が非常に大事であって、いつから書かれているかというのは承知してないということなんですけれども、これを読んでいきますとね、雨水、流域対策というのがそれぞれの、それぞれのというか、神田川でいうと、流域対策というのが大事になって、時間降雨10ミリ分を流域でそれを受け止めるというか、そういうことになっていくんですけれども、この流域対策というところが63ページに書いてあるんですけど、こういう絵が描いてあるんですね。この中に公園が描いてあって、下に雨水貯留槽、こういうふうに書いてあるわけです。なので、文京区としても、この間、公園の整備、ずっと年に4か所ぐらいですかね、やってきましたけれども、こういうのを取り入れようという、そういうことで議論されてはないんですか。例えばですね、今、関口三丁目公園の工事が始まりました。あそこなんかも、これに、私はこれらを取り入れられる、そういう場所かなというふうに思ってたんですけれども、もう工事始まったらなかなか難しいかなと思うんですけれども、そういう検討はされな、されたんですか。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 流域対策についてでございますが、文京区におきまして、神田川流域豪雨対策計画の中で、公園については1ヘクタール当たり600立方メートルという雨水の流

出対策量が目標として設定されておりまして、公園の整備に当たりましては、こちらの対策量を満たすような形で、先ほど午前中にもお話ししました浸透トレンチですとか、雨水浸透ます、また、透水性舗装ですとか、そうしたものを整備しておりまして、この対策量については満たす形で整備を進めております。

○松平委員長 既に満たしていると。

板倉委員。

○板倉委員 1ヘクタール600でしたっけ、そういう基準にならないというふうなお答えかなと思ったんですけども、やっぱり公園なり、昨日も学校の校庭の話が出たかと思うんですけども、そういう形で、やっぱり雨水や下水がすぐに川へ行かないような対策というのは、文京区内でやるのがとても重要だと私は思っているんです。なので、東京都のこれにやっぱり沿った形で文京区も対策を進めていくべきだと思うんですけども、そこまで、こう、何ていうの、議論がまだいってないということなんですか。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 雨水流出対策をはじめとした様々な対策は、既に区において行っておりまして、例えば公共施設であるとか道路に関しては雨水浸透ますの設置ですとか、透水性舗装といったことを着実に積み重ねて実施してきております。また、一般の住宅などについて見ますと、中高層建築物等の建設に関する指導要綱というものがございまして、その中で、雨水浸透ますですとかそういったもの、敷地内から雨水を流出させないという取組について、各建設において協力を求めているとしまして、そういった実績も着実に積み重なっております。

○松平委員長 既に対策をして満たしているということでございますけども、では、板倉委員。

○板倉委員 雨水浸透ますとかトレンチのことですけれども、例えば、さっき出た世田谷区だとか、新宿区もそうですかね、家庭、家庭というか一般の戸建てのところでも、そういうのをつけるときに補助金制度をつくっているんですね。私はもうこの間も、それこそ何十年も、文京区でもぜひそうした補助金の制度をつくるべきではないかということで要求してまいりましたけれども、なかなか実現に至ってないんですが、やはりこの東京都のこの基本方針に基づいて、文京区でもやっぱり今の雨の降り方って本当に異常な降り方になっていますよね。だから、やっぱり早い段階から文京区としてもそういう対応をとらなければいけなくて、ぜひそのところも、文京区の豪雨対策という新たな考え方というか、そういうことでやっていただきたいなというふうに思いますので、お答えあれば。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 一戸建ての住宅などにつきましては、雨水浸透ますですとか浸透トレンチを設置する場合には、設計上、建物から一定距離を離さなくてはいけないとか、そういった設置できる場所の条件が細かく決められておりますので、現時点では個人宅の設置を推進する上で技術的な課題があることから、費用助成等については考えておりません。

○松平委員長 よろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○板倉委員 先ほども言いましたけれども、このレインガーデンという、そうした対策が、今、見直されてというか、注目というか、こういう対策が必要だということで東京都が入れ込んでいるわけですから、ぜひとも文京区としてもこれを取り入れていけるようにしていただきたいということと、今度、後楽公園が公園整備ということで、せんだって、意見交換会がありましたけれども、この後楽公園についても、同様に地下にそうした施設をつくっていただきたい。併せて、後楽幼稚園についても、来年には合同庁舎に移転をして、あそこが幼稚園の建物と校庭が一体になった、いわゆる校庭ということになるということですのでけれども、そこにも貯留できるような、そういうことも今のうちからぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

この間、11月、あ、9月11日の記録的な集中豪雨で、目黒川とか立会川とか、もう、あふれたり、もう寸前というようなそういうのがあって、あのような降り方がこの神田川流域であったとしたら、本当に文京区も危なかったなというふうに思いました。ですので、文京区としては、やっぱり神田川で水害があったことをもう一回思い起こしていただいて、災害、対策を進めていただきたいということで、この請願32号については、採択いたします。

○松平委員長 1項、2項、3項、ともに採択でよろしいですか。

○板倉委員 はい、あ……。

○松平委員長 1項、2項、3項ともに。

○板倉委員 ちょっと待って……。

1項、2項、3項、調査・研究ですから、それと啓発を強化してください、で、雨庭にも支援ということですから、1項、2項、3項、採択です。

○松平委員長 では、区民が主役さん。

○依田委員 国土交通省によりますと、この雨庭というのは、治水的な目的のほかに、ヒートアイランド現象の抑制効果もあるということで、東京都も推進しているということで理解し

ております。文京区についても可能性について調査・研究して実用性を探っていくということとは有用だと考えますので、区民が主役の会は、請願第32項、1項から3、あ、請願第32号、1項から3項まで採択いたします。

○松平委員長 採択。

永久の会さん。

○高山（泰）委員 永久の会は、1項、2項、3項ともに不採択です。

○松平委員長 公明党さん。

○宮本委員 私も事前に確認させていただいたところ、午前中、豪一委員が質問して答弁がありました。文京区としても、グレー、グリーンインフラの一つとして、選択肢の一つとして、また、雨水流水対策の選択肢の一つとして、雨宮、雨庭の手法を研究してきたと聞きまして、様々な手法を研究した結果、区としては浸透トレンチが有効と判断して活用しているということでした。理由としては、比較的文京区の公園は小さいということから、雨庭の手法だと公園のスペースの有効活用に支障があったりする。その一方で、浸透トレンチの手法であれば、地面の有効活用もできるということで、説明を聞いて理解をしたところでございます。そうした理由によりまして、1項、2項、3項、公明党は不採択とさせていただきます。

○松平委員長 自由民主党さん。

○浅川委員 請願第32号ですけれども、集中豪雨に対応するためにいろいろな手法があるかと思えますけれども、それ相応にメリット・デメリットがある中で、現況に合わせて本区も効率的な手法で対応していることを確認させていただきましたので、請願第32号、1項から3項までを不採択とさせていただきます。

○松平委員長 AGORAさん。

○品田副委員長 これまでですね、文京区は東京都と一緒にしまして豪雨対策を進めてまいりました。大きく言えば、環状7号線の貯水池も見えてまいりましたし、また、神田川流域では、もちろん雨水浸透ますもありますし、後楽ポンプ場も設置をして、また、分水路もつくった関係で、このところ大きな豪雨対策がしっかり整っているというふうに思っています。で、この雨庭について私も調べてみましたが、やはり広い都立公園のような場所でしたら有効なのかなというふうに私は考えました。それで、今もありましたように、小さな区立の公園や児童遊園のようなところに置くのはなかなか厳しいのかなというふうに思って、デメリットとしては、やっぱり蚊などの害虫が発生したりとか、それから、植物の根腐れをしたり

とか、あと水はけが悪くなったりとか、デメリットもあるようで、住宅地が密集していて公園があるような文京区には、ちょっとこれを、この方法で雨水対策をするのはふさわしくないかなというふうに私は自分なりに調査をして考えましたので、1項、2項、3項とも不採択です。

○松平委員長 それでは、請願受理第32号の審査結果について申し上げます。

請願事項1項、採択2、不採択5。不採択すべきものと決定します。

請願事項2、採択2、不採択5。不採択すべきものと決定します。

請願事項3、採択2、不採択5。不採択すべきものと決定をいたします。

板倉委員。

○板倉委員 ちょっと請願の紹介議員のことで一言発言をしておきたいと思います。

先ほど紹介議員については、子どもの使いというような発言がありましたけれども、私たちの会派は、請願の内容について請願者からお話も聞きながら、会派の中できちっと議論をして紹介議員になるかならないかは決めておりますので、そのところはきちっとお話をしておきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 それでは、理事者報告に入ります。

報告事項2番については、付託議案審査のところで既に報告及び質疑が終了しておりますので、ここでは4件の報告を受けることといたします。

都市計画部1件です。

報告事項1、後楽二目地区のまちづくり検討状況についての説明をお願いいたします。

前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 それでは、資料第2号に基づきまして御説明いたします。

まず、最初1番、飯田橋駅周辺基盤整備についてでございます。

東京都、千代田、新宿、文京区、JR、東京メトロなどの鉄道事業者から構成される飯田橋駅周辺基盤整備推進会議において、飯田橋駅周辺基盤整備計画を本年7月末に策定しております。

下の図に示したように、飯田橋駅東口を中心としたエリアの課題を整理し、その課題を解決するための都市基盤の整備に関する計画を検討してきております。

図の南側、ああ、ごめんなさい、右側凡例のように、駅前のたまり空間となる広場、それ

から滞留空間、地下鉄や歩行者デッキにつながる縦方向の動線、地下鉄出入口の改良整備、そして歩行者デッキ等の整備を検討し、計画として取りまとめております。

図の下のところ、事業化に向けた取組のところでございます。

まず、都市基盤施設の計画検討、事業実施等の費用を、駅周辺の民間の再開発事業からの協力金と補助金等を充当することで整備を一体的かつ効率的に実現する共同貢献スキームを構築するということとなっております。

2ページを御覧ください。次に、事業化に当たっては、駅周辺の民間の開発事業者が地域貢献として自ら整備するもの、これを個別貢献による整備と呼んでおります。先ほど御説明した共同貢献スキームで整備する都市基盤施設等を適切に判断する、どの施設が個別貢献でいくのか、あるいは共同貢献スキームでいくのかは、今後の都市基盤施設の検討を進める中で個々に決定していくこととなります。

その次のポチのところなのですが、共同貢献スキームを実現するために、民間開発からの協力金を収受、執行、管理する役割を担う者や、その協力金を活用して基盤施設の整備などを実施する役割を担う者の選定をはじめ、スキーム、役割分担などを関係者で、今後、協議、決定していくこととなっております。

整備計画案は、4ページ以降の別紙1というところに、結構ページ数が多いんですが、載せております。ちょっとかいつまんで御説明させていただきますと、まず6ページを御覧ください。ここ、はじめにというところで、東京都などの上位計画に基づいて、この検討を進めてきたというような経緯が書かれております。特に下から6行目のところでございますが、令和元年11月にというところで、飯田橋駅周辺基盤整備、整備方針検討会というものを設置して、翌令和2年9月に飯田橋駅周辺基盤再整備構想、令和5年4月には飯田橋駅周辺基盤方針というのを策定してきております。これらを受けて、令和5年5月には飯田橋駅周辺基盤整備推進会議を設置して、今回、御説明、御報告しております飯田橋駅基盤整備計画を決定してきたところでございます。

8ページを御覧ください。計画の対象範囲でございます。千代田、新宿、文京にまたがる青い破線で示した範囲が計画の対象範囲で、ちょっとピンク色に近い色で示したところが、これから再開発などのまちづくりが進められていくというところでございます。千代田区では4地区、新宿区は2地区、文京区は後楽二丁目南地区と北・北西地区の2地区でございます。

12ページ以降では、本地区の特性や課題を整理しているところでございまして、例えば14

ページを御覧ください。このエリアは、中心にある飯田橋駅はＪＲ、東京メトロ３線、都営大江戸線などの合計５路線が乗り入れ、１日４０万人を超える乗降客が利用する拠点性の高いエリアとなっております。

こういった前提の中で、１５ページから２４ページぐらいまで、この地区の特性とか課題というのを整理しているところでございます。

それから、２５ページから将来像、目標というのを設定している部分となっております、２６ページのところでございますが、将来像として、業務、商業、宿泊、教育、医療施設、公共施設などの多様な機能が集積し、周辺への波及効果を高める活力とにぎわいのある駅前拠点というような将来像を描いております。

これを受けて目標を五つ立てておりまして、目標１では道路・歩行者ネットワークの改善・強化、目標２ではまちの機能の強化、「まちとまち」とのつながりの強化、それから、目標３では災害への対応力の強化、目標４で魅力的な景観・環境づくりとして、みどりのネットワークなど、目標５では地域の価値の持続的な向上として、質の高い基盤整備、それから維持管理により、地域の安全性、快適性を向上するというような目標を立ててございます。

これらの目標を実現するために、３２ページ以降の４章で具体的な取組をそれぞれ期待して、記載しております。

例えば、３３ページのところでございますが、目標１、道路・歩行者ネットワークの改善・強化に関して、(1)マル１のように、ＪＲ線から東西線の混雑緩和及びアクセス利便性向上のためＡ４出入口の改良のように具体的な整備箇所をそれぞれ示しております。

次に、３４ページでは、「駅とまち」のつながりを強化するということで、マル３のところは文京区に少し関係しますが、ＪＲ線から文京区までのアクセス利便性向上及びバリアフリー化として、歩行者デッキ等の整備を記載しております。

４４ページを御覧ください。こちらが今のこういった具体的な取組を地図上でもう一度整理したところでございまして、例えば青い両矢印で書いてあるところが歩行者デッキを示しております。

それから、４５ページからの第５章というところでは、個々の都市基盤施設の整備内容をさらに細かく書いてあると。

５０ページを御覧ください。こちらで文京区からＪＲ駅への歩行者デッキについて記載しておるところでございます。本計画の五つの目標に対する設計思想、計画与件を表のように記載しており、その下に計画概要として規模や所有者、整備主体、管理主体を記載しております。

す。規模については、ゆとりある歩行者空間を目指す旨を記載し、この後、設計の段階では、この方針に基づき具体的な検討を進めることとなっております。所有者、それから整備主体、管理主体は、それぞれ行政、民間事業者と記載されておりますが、今後も、こちらも具体的な検討の中で東京都と区、それから、本計画のエリア内の民間の再開発事業者との協議の中で役割を決定していきたいというふうになっております。

52ページを御覧ください。こちらは主な基盤整備と主な開発事業の大まかなスケジュールを書いております。ここを見ていただくと分かるんですが、全ての事業の計画期間がまだ未定の部分もかなりありまして、こういった部分は、今後、この計画を進める中で、適宜改定なりをしていくというふうになっております。

それから、資料の2ページにお戻りください。今後の予定のところですが、令和8年度以降ですね、記載のような内容の部分、特に文京区に関係するのは歩行者デッキ等の整備でございますが、まずは調査、それから設計・施工というふうに順番に進んでいく予定となっております。

続いて、2番の後楽二丁目南地区の検討状況のところを御覧ください。

こちらは、令和3年8月にまちづくり整備指針を策定し、図の赤い枠で示した範囲でまちづくりの検討を進めてきております。

まず、(1)の北・北西地区というところでございますが、本年3月に区は地元の後楽二丁目北・北西地区まちづくり協議会の幹事会に参加し、意見交換を行いました。この意見交換では、再開発事業を早急に進めてほしいですとか、この地域は水害が想定されるエリアで、エリアで、老朽化した建物も多く、防災上の課題を解決していきたいなどの意見がありました。区としては、今後も意見交換を進めていくとともに、都市計画手法の検討を進め、東京都などとの関係機関との協議を進めていきたいと考えております。

ちょっと今回、具体的なスケジュールは示しておりませんが、年度内にも複数回、意見交換を行い、地元協議会にも具体的な計画・検討を進めるように求めてまいりたいと考えております。

3ページを御覧ください。(2)の南地区のところでございます。平成16年に後楽二丁目南地区再開発協議会が発足以来、令和4年には再開発準備組合が立ち上がり、地元中心に記載のような方向で再開発事業の検討を進めてきたところでございます。

計画の概要は、別紙の2の56ページ以降に添付させていただいておりますが、まず、56ページ目を見ていただけますでしょうか。こちらは、東京都、それから文京区の各種計画にお

ける本地区に関する記載内容を少し抜粋したものでございまして、さらに平成4年からの本地区でのまちづくりの経緯などもまとめてあります。

57ページを御覧ください。本地区の特徴と課題について、基盤・歩行者ネットワーク、都市機能、みどり・広場、防災の四つの視点から整理しています。

まず、基盤・歩行者ネットワークについてです。本地区と飯田橋駅をつなぐ歩道橋は、通学、通勤・通学の時間帯や雨の日などに混雑が見られ、歩きにくい状況です。近隣には都立文京盲学校があることから、視覚障害者の方にも分かりやすく安全な歩行、安全な歩行者動線の整備が求められております。

次に、都市機能のところでございますが、本地区には狭隘な私道が多く、緊急車両の通行などに支障があるほか、老朽化した建物、それから高経年マンションも残存しており、建て替えが必要となっております。また、周辺には大学が集積し、大学発ベンチャーの活動が活発であること、さらに都立盲学校が立地していることなども考え、ユニバーサルなまちづくりが求められております。

次に、みどり・広場というところでございますが、飯田橋駅周辺は緑被率が低く、地域の方が日常的に憩える広場も不足している状況にあります。また、右下の写真ですが、本地区の北側の後楽二丁目西地区、東地区の間の区道では、定期的にこのようなイベントが開催されており、こうしたにぎわい創出の取組のさらなる波及が期待されているところでございます。

最後に防災についてです。本地区はハザードマップ上、水害・洪水・高潮時の浸水が想定されていますが、高台の避難場所は第三中学校ということで、ある一定距離がございます。水害時に逃げ込める場所の不足が課題となっております。

58ページを御覧ください。現時点での計画概要とまちづくりの方針でございます。

左上の表を御覧ください。地域地区については、都市計画上、指定容積率500%の商業地域に指定されております。事業手法のところでございますが、組合施行の第一種市街地再開発事業を予定しております。都市計画手法については、既に再開発等促進区を定める地区計画が、後楽二丁目の西・東地区に指定されておりますので、これを今回新たに南地区へ区域を拡大するという予定です。計画の概要、敷地面積については約2万平米、計画容積率は1,150%で、延べ床面積が27万9,000平米程度。最高高さは約170メートルで、地上34階地下1階の構成でございます。主な用途は、事務所、住宅、店舗等を予定しており、住宅の戸数は現時点で250戸の見込みです。

左下の配置図のところでございますが、西側に高層部を、東側に低層部を配置して、南側には歩行者デッキと接続するデッキレベルの広場、その北側には地上レベルに二つの広場を整備します。

右上のまちづくりの方針では、先ほど御説明した四つの課題に対応する具体的な方針を示しております。内容については、次ページ以降で詳しく記載しております。

59ページを御覧ください。一つ目、歩行者ネットワーク整備に関する方針のところでございます。左側を御覧ください。本地区では、飯田橋駅周辺基盤整備計画で示された基盤整備のうち、本地区と飯田橋駅をつなぐ歩行者デッキ第1区間の整備などと連携していくこととしており、現在、JR、それから東京都と協議を進めております。

右側を御覧ください。本地区では、後楽二丁目のまちづくり整備指針において、コミュニティ軸と位置づけられた歩行者デッキから地区内を南北に通る抜けるバリアフリーの動線を整備し、地区内外を安全でスムーズに移動可能な主要な歩行者ネットワークを整備することとしております。

60ページを御覧ください。みどりと広場のところでございますが、本地区のにぎわい強化の方針ともなっております。左側の図を御覧ください。地区内の広場には、デッキレベルと地上レベルそれぞれに緑化を行い、立体的な緑を創出します。これにより、小石川後樂園など周辺の緑からの波及を感じさせる緑のネットワークの形成を目指します。

右側を御覧ください。こちらが先ほど御説明した南北の歩行者ネットワーク沿いには、緑豊かで地域に開かれた三つの広場を整備します。歩行者デッキとの接点には広域から人が行き交う駅前交流広場、高層部と低層部の間には店舗等のにぎわいが創出する交流広場拠点、北東側には地域住民の集いの場となる北東広場をそれぞれ整備します。また、町会等の地域と連携した地域活動コミュニティやにぎわい活動、災害時の連携を目指し、エリアマネジメント体制を構築する予定です。

それは61ページを御覧ください。三つ目、都市機能に関する方針でございます。高度な業務活動が行えるオフィスを導入するとともに、大学が集積する地域特性を生かし、現在運用されているGROWTH文京飯田橋を発展させたベンチャー支援施設を整備します。また、低層部には、商業・サービス施設を配置し、地区のにぎわいを創出するとともに、地区内に残る高経年マンションの建て替えの受皿となる都市型住宅を整備します。

右側を御覧ください。こちらが防災と環境に関する方針でございます。デッキレベルとなる2階の屋内に約1,900平米の一時滞在施設を整備し、災害時における帰宅困難者の受入れ

スペースを確保するとともに、水害時には地域住民も含めた垂直避難も受け入れる施設といたします。また、脱炭素社会に向けた環境負荷低減の推進のため、建物の省エネルギー化、熱負荷の低減を図ることとしております。

それでは、資料の3ページにお戻りください。今後の予定というところでございます。記載のとおりですね、本年度中に都市計画決定を目指しております。都市計画としては、東京都決定の都市計画が再開発等促進区を定める地区計画の変更、文京区の決定する都市計画が市街地再開発事業の決定と高度地区の変更となります。これらを受けて、来年度は第一種市街地再開発組合の設立、令和9年度以降、現地での解体、それから建築工事の着工を目指しておりまして、令和16年度には竣工という予定で進んでおります。

御説明は以上です。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

豪一委員。

○豪一委員 検討状況についてはよく分かりました。後楽地区の方からもいろいろな意見を聞くんですけども、皆様の地域の声をよく聞いて、夢に向かって可能な限りを尽くしていただければと思います。

質問なんですけどもね、都市計画審議会でも、座長、市川座長からも話が出てたけど、やっぱりせっかく法定再開発、市街地再開発事業をやって、脆弱な歩道橋から回遊性のある屈強な歩道橋になって、人の動線も見込めるような公共性のある再開発をするわけですから、どんどん広げていけるようなね、要は準備をしておいてほしいという意味では、市川座長が後樂園とかね、あっちの要は後樂園庭園の南側にも人が流れるような取組をやったり考えておいたほうがいいんじゃないかとおっしゃっていたのが記憶に残る、残るんですけども、私もこれ以前から言っていることなんですよね。それに対しての答弁も、例えば後楽、東京ドームにしても、三井という大きな企業が持っているものなので、あまり行政として介入できない部分があるということも分かります。後樂園の庭園も東京都のものでしたら、どこまで口が出せるかということもあるんですけども、例えば三井とかね、東京都、または日中友好会館もありますし、トヨタだとか、企業もあるようなオフィス群もありますよね、あの辺はね。有名な建築設計会社もありますし。そういった、今まさに湯島でやっている地区計画みたいに、三井さんにも、東京都にも、あの辺の企業のビルを持っている方たちにもお声がけをして、将来のビジョンだとか、どうなったらより活気のある、経済としても繁華街とし

でも魅力のあるようなまちづくりになっていくかというような会議みたいのを、文京区のお声がけ、声かけでスタート、例えば10年後にしても20年後にしても、そういうのをスタートするんでもう面白いんじゃないかな、そういう機会でもあるのかなというのはね、後樂園、飯田橋、後楽の開発、続きましては、これから水道橋なんかも、今、人が後樂園に流れるのに、横断歩道を渡るか脆弱な歩道橋を渡ってくるかしかないわけですから、後々は水道橋の再開発にもなるんじゃないかと思うんでね、その辺をどうやって、文京区の南側の一番商業地域として魅力ある場所を活気づけて、ここ文京区役所、後樂園のほうまで、春日の再開発、のほうまで、都市核と言われているところは細長く出てますからね、そういうところをどうやってつなげていくと、グローバルな発想というか、会議をしてもいいと思うんですけども、そういったような構想というか取組というのは、まだ、都市計画部とか考えてないのかお伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 御指摘のように、今回の南地区の再開発というのは、文京区の西側の玄関口として、かなり一生懸命やってきたというところでございまして、特にこのまちづくりの経緯ということで56ページ辺りにも示してあるんですが、平成4年ぐらいから既に東京都決定の都市計画を決めて、協議会なども地域で一生懸命やってきていただいたところでございます。そういったところを受けて、後楽二丁目地区については、まちづくりの整備指針というのを、まず最初は地元が御提案していただくような形でつくってきたんですけども、こういった地域の方の声を聞きながら長年やってきたところなので、この計画はこの計画としてこれでまとめていきたいというふうに思っているのがまず一つでございます。

都市計画審議会でも御意見いただいたように、後樂園庭園、それから東京ドームに向かったの、何ですかね、将来発展していくためにも、そういった方向へのつながり方みたいなのは、当然、この再開発計画の中でも考えるべきだという御意見もいただいております。そういったものを受けて、今後、事業計画、都市計画の決定の後、今後、いよいよ本当に事業計画っていうのを練っていただいて決定していくんですが、そういった中では、既存の道路ネットワークをこの再開発で変えることはなかなか難しいんですが、そういったネットワークを生かしながら、細かい仕上げというか、動線計画などももう少し検討の余地はあるかなと思っておりますので、その辺は区のほうから事業者と、ああ、再開発準備組合ですね、と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、御提案いただいた後楽地区だけでなく東京ドームまで含めた大きなまちづく

りみたいなお話は、ちょっと現時点では、今、検討してないところでございますが、都市マスではもちろんこういう都心地域として非常に重要なエリアとして位置づけられておりますので、もし、東京ドームさんの計画等がもう少し具体的になってくることがあれば、当然、そういったドームだけではなくて、その周辺も含めた地域と意見交換しながらまちづくりを進めるべきだなというふうには考えているところでございます。

○松平委員長 豪一委員。

○豪一委員 結果はね、結果、この後楽の地権者だとか、これから区分所有を買ったりして住む人たちのためにもなると。やっぱいいまちにするというのは我々の責任でもある。三井はね、まちづくり好きですから、前向きなそういう開発と言っても何十年後ですから、我々の世代ではないことでも、今からね、準備することは絶対大事なんですよ。ぜひね、成澤区長の区政のうちに三井から、東京ドームからね、東京都の後楽園含めて、あの辺の後楽園の庭園の南地区の道路沿いのビルのいろんな企業の皆さんとかと将来のビジョンとかを話して、どうやったら文京区の玄関口となる水道橋、要は南と西の玄関口となるところとつなげていくまちづくりをするかというのは、これね、やっておいたほうがいいと思いますよ。今はまだ検討してないというふうに前田課長お話しになったけれども、これ絶対必要なことなので、これはもう本当に10年後、30年後の話なので、やって遅いことはないから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。まず初めに、今回、飯田橋駅周辺基盤整備計画が策定されたということで、非常に盛りだくさんな内容、五つの目標が取りまとめられてですね、非常に充実しているものだなというふうに拝見させていただきました。また、後楽二丁目のほうも、南地区のほう、これまでもいろいろ報告いただき、議論させていただいてますが、四つの方針を中心に具体的な取組についてまとめさせて、まとめられていて、着実に進んでいることというふうに評価を、評価をしたいと思います。また、地域の皆様のお声もしっかり反映していただいているものというふうに理解しております。

今回、私が初めてこの計画を拝見した中で、P16ページ、17ページ、地域資源についての記述がありまして、また、23ページについても課題ということで記述があったんですけども、その中で神田川の価値が活用し切れてないというような、そういった記述があって、やはり

千代田区、新宿区の、また東京都のほうでもそういった認識があったんだなというふうに思っていて、当然、災害対策を最優先して水害対策をしっかり強化をしていくことが重要だと思いますけども、こうした親水性ということを生かしていくということ、親水性ということをもっと生かしていくということも大事な事かなというふうに思っていました。

今の豪一委員のお話の中でも、都市マスの中で都市交流ゾーンとして飯田橋、水道橋駅、飯田橋駅、水道橋駅、春日、後樂園駅周辺の一体的な活用誘導というふうに都市マスでも明記されているところですけども、そういったお話がございました。それに寄与するのではないかなというふうに考えるのが、神田川の、この飯田橋のところから水道橋のところまで、この舟運を活用するということを検討してはどうかということで、私も何回かこの点についてお話をさせていただきましたが、西村、西村議員も何回か触れられておりました。これがどのように検討するかということで、国の制度にかわまちづくりという制度があるかと思うんですけども、川を生かしたまちづくりというコンセプトで国が推奨しているかと思いますが、そうした制度も活用して検討していくということはあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 ありがとうございます。今、御指摘いただいたように、16ページ辺りで課題を整理していく中で、神田川に関する課題も、この飯田橋の基盤整備計画の中で少し触れられているところでございます。特に17ページの地図になっている中で、これ千代田区側なんでございますが、マル15番って書いてある駅周辺の神田川沿いでは浸水に資する滞留空間確保ができてないというような課題として明記されておりまして、こういったところを活用して親水的な広場を最終的には整備するというのを今回のこの計画の中では一つ提案しているところでございます。ちょっと文京区の特に後楽南等の敷地に関しては、直接神田川に面していないということで、なかなか神田川を生かしたとか、あるいは神田川を含めたまちづくりというのはなかなか難しいところがございますが、例えば神田川が見える範囲というのは、多分、後楽南の再開発の中で、例えば駅前の交流広場と呼んでいるデッキレベルの広場なんかは、神田川を多少望むこともできるというようなことは計画の中で検討しておりますので、そういったところで、こう、何ていうんですかね、神田川に少しでも近づけるような計画にはしたいとは思っているとこなんです、神田川そのものをなかなか今回の計画の中でいじるとするのは、ちょっと今は難しいかなというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。広いエリアで考えると、本当に長い時間が必要となると思うんですけども、やはりこの神田川の活用、舟運というのも、ぜひ今後も私もいろいろ研究して提案ができるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 私は都市計画審議会のメンバーなんで、そこでも聞いてはおりますけれども、今回、この委員会で改めてお聞きをしたいと思います。

飯田橋駅周辺基盤整備というところの一番下のところに、事業化に向けた取組ということで、この整備していくためには、当然費用がかかるわけでして、そこには開発事業の、からの協力金とか、ここに補助金というふうにありますから、これは税金が入ることになるかと思うんですけども、せんだつても都市計画審議会の中で、一体全体ここのぐらいの規模の費用がかかるのかという質問があつて、答え、そこでは答えは出てこないんですけども、もう3区にまたがる、いわゆる再開発の事業も含めての拠出というか、そういうスキムになっていくんだと思うんですけども、本当にいつ頃その事業化に向けて金額が、何ていうの、大まかこのぐらいみたいな形で出てくるもん、出てくるんですか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、この飯田橋での基盤整備というところと、今回、御説明しているもう一つのほうの後楽二丁目南地区の再開発事業というのは、基本的には別の事業かなというふうに我々は思っているところございます。連携してやる部分はもちろんあるんですけども。その中で、飯田橋駅基盤整備の計画については、非常に広い範囲で、かつ関係者が非常に多い中で長年検討してきた中でございまして、全ての事業全体でどうなるかっていうのは、ちょっと正直まだどの時点で明確になるかというのは、費用についてははっきり分かってないところでございます。ただ、文京区としては、この後楽南地区と飯田橋駅の東口をつなぐこのデッキというんですかね、歩行者デッキ第1区間と呼んでいるんですが、ここについては、いよいよ事業化がいよいよ見えてきたというところで、来年以降、その調査に入るというふうに予定しておりますので、そういった調査をする中で、いわゆる基本設計的なことは当然検討していきますので、その中で徐々にですね、そのデッキの整備費用というのは明らかになってくるかなというふうに思っております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 デッキの部分については区がどのぐらいという形で出てくるんですか。この後楽

二丁目のこの南地区の再開発のところの中に金額として出てくるものではなくて、単独で出てくるものなんですか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 そうですね、先ほど御説明したように、後楽南地区の再開発事業とこのデッキ整備というのは別々の事業というふうに考えておりますので、それぞれ別々に検討することになるかなと思います。ただ、ここの1ページに書いてありますように、共同貢献スキームというのでやっていくとすると、地域の方のいわゆる駅前の周辺の再開発事業から受け入れた協力金というのをいただくということを考えておりますので、南地区の再開発事業から一定の協力金を得て、それを使いながら、さらに国からの補助金なども活用して、この基盤整備をやっていくという、進めていくというふうな予定となっております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 まあ、とてもすごいというか、計画だと思うんですよ。今まで私たちあんまり考えたこともないようなとかね、地下の整備も含めて、もう全体をこれからやっていくわけですから、そういう点ではやっぱり、一番私たちは気になるところは、やっぱりどのぐらいかかる、お金がかかるのかということなんで、その辺については、やっぱり再開発が進むにつれて、きちっとやっぱり事業計画も明らかにしていただきながら、お金の、お金のスキームですよ、そういうのも明らかにしていただきたいというふうに思います。

そして後楽二丁目この南地区なんですけど、高さが170メートル、延べ床面積が約28万平米ですか、文京区内では最大の建築物になるのかなというふうには思いますけれども、これについても、高さ制限、ここは60メートルですよ。そこが170メートルになります。容積率については、指定容積率は500%ですけど、1,150%になったわけで、この高さ制限の170メートルになぜできたのかということと、容積率が500が1,150ですから、倍以上になるんで、その容積率がどういう形で1,150%になれたのか、そのところを教えてください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、高さ170メートルについてでございますが、こちらについては、先ほども少し御説明したんですが、56ページぐらいにも書いてあるんですが、令和7年に後楽二丁目まちづくり整備指針の補足基準というのを策定させていただいております。そういった中で、この地区の高さに関するどういった方針でいくかというのもその中で一つ決めておりまして、周辺市街地への影響、特に後楽園庭園からできるだけセットバックするというか、距離をとるといような形、それから広場を地域の中で、先ほど三つの広場を整備する

という御説明しましたが、そういった広場を整備していくという、そういった都市計画的な整理の中で、この地区の場合170メートル程度までは可能ではないかと。その辺は東京都と協議しながら決めてきたところでございます。

併せて、容積率についても、現在、500%が指定されておりますが、こういったデッキ整備、それから駅前の基盤整備なども並行して行われてきますので、容積率はもう少し見直さなければいけないということで、東京都のほうでいわゆるベースの容積率というようなものを設定も考えながら、それから空地などをつくることによる容積率の緩和等もございまして、こういったものを複合的に照査しながら、1,150%という形で協議を進めてきたところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 容積率ですけれども、いわゆる地域貢献というか、そういうのも含めて入っているんだと思うんですけれども、そこには飯田橋の駅前整備、駅前再編するためのそういう整備もプラスされているんですね、ここの容積率の中に。それは何%で、デッキ部分の整備で何%とか、そういうののあれがあるんですね。それを教えてください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 現在、都市計画決定に向けて東京都と協議を進めているところなんですが、細かい数字がちょっと、少々お待ちください。すいません、手元にはなくて。すいません。

○松平委員長 じゃ、御答弁後ほどということ。

（「そうしたら」と言う人あり）

○松平委員長 では、質疑進めてください。

板倉委員。

○板倉委員 ここの建物が2棟になる、2棟になりますよね。高いほうは170メートルということですが、東側のところが住宅棟というふうになっているんですが、その住宅棟について、ちょっと私もこの間、聞き逃してしまったのか、東側の住宅棟については、建築面積がどのぐらいで、高さがどのぐらいで、何戸そこに入る、その250戸の中のここも何戸なのか。その辺の数字をお聞かせください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 ちょっとあまりなかなか……、失礼しました。58ページの図で、左側に高層部、低層部って書いてあるんですが、建物としては2棟というよりは一つの大きな建物

で、高層の部分と低層の部分があるというふうに考えております。その右側に断面図が書いてありまして、住宅が高層部のところと低層部のところそれぞれにあるんですが、これまだ現時点ではどの程度の住宅の割合になるかというのは、まだあまりはっきり事業者からは聞いておりません。戸数は、今後、事業計画をさらに練っていく中で具体的に権利者の方、今の地権者の方の意見も聞きながら整理していかなきゃいけないので、大まかの建物の配置としてこういう形で考えておりまして、都市計画的には低層部については50メートル以内で、高層部については170メートル以内の中で、今後、事業化を進めていく計画というふうに聞いております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 その住宅、地権者の方々は、多分、低層、東側のほうを選ばれるというか、そういうのかなというふうには思うんですけども、高層棟のほうについては分譲住宅、分譲とか、今のところそういう形で話が進んでいるんですか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 高層部と低層部にそれぞれ住宅を、今、計画はされていますが、どちらが権利者向けというのはまだ正直決まってないというふうに聞いております。それから、分譲にするか賃貸にするかということについても、今後、事業計画を練る中で、準備組合、それから事業者のほうで検討するというふうに聞いておりますので、まだ決定してないというところでございます。

○松平委員長 板倉委員、まだ質疑結構ございますか。

○板倉委員 もうちょっとあります。

○松平委員長 少しずつまとめて御質問のほうをお願いいたします。

○板倉委員 それは、都市計画決定、いつの時点になるか分からない、都市計画決定の時点までにはそういうことは全部決まっ、決めるということですか。説明会がその前にあったりするんですけども、そこまでにはきちっと決めて、説明会のときには説明ができるんですか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、都市計画決定の段階では、今、委員御質問あったような細かい部分については、まだ未定の部分が多いかと思います。今後、来年度以降、事業認可をとるという段階になってきますと、具体的な計画というのがもう少し分かってきてですね、その中で全体の事業費計画というのの中でどういう住宅の割合になるのかも徐々に分かってくるのかなというふうに認識しております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 都市計画決定がされる前に都市計画審議会があって、どういう中身なのかというのを都市計画審議会で決定をする、諮問されて受けて決定していくんですけども、そこまできちっと話が、何というの、内容が分からなければ、都市計画決定にかけられる条件が全部そろったというふうにならないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうなのかと、ちょっとまとめられるかどうか分からないんですか、ここは、この地域ですね、南地区については、神田川の溢水の水害被害のいわゆる常襲地域というか、そういうあれだったわけですけども、今回、建物については垂直避難ができるというふうには書かれていて、かなりの面積、垂直避難用に用意がされているんですけども、皆さんがこの再開発準備組合に対し、文京区としても各課ごとに再開発事業に対する要望書というのを出されてて、回答が準備組合から出されているんですけども、先ほどの請願の続きみたいな話になっちゃうんですけども、ここでは、要するに雨水流出抑制対策設置、雨水浸透施設とか雨水貯留施設とか、そういうことが都市計画課から出されているんですが、敷地内における雨水流出抑制対策、対策設置しますというふうになっているんですが、具体的にはどのようなものをつくるんですか。見たらですね、この建物地下1階しかないわけですよね。だから、そこにそういう施設がどういう規模でつくられるのかなというのがちょっと分からないので、その辺、教えてください。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 雨水抑制施設は、通常、建物の地下の、この建物、今、地下1階で計画されていますが、そのさらに下に、いわゆる階に入らないようなピットって言われるような部分が当然できてくると思いますので、そういったところを活用してやるのが一般的かなとは思いますが、これも今後、事業計画を練っていく中で設計を基本設計から深めていきますので、そういった中で決定していくかなというふうに思っております。

○松平委員長 板倉委員、少し質問をまとめて御質問いただけますでしょうか。

○板倉委員 それは必ずつくっていくということなんですね。で、どのぐらいの規模なのかというのも、きちっとそれは示していただけるということでいいですね。はい、はい、はい。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 御指摘のように、雨水抑制にとどまらず、いろんな関係法令がございますので、当然、建築確認をとってから、とってからでないと工事はできませんので、その前に必要な様々な協議は終わらせた上で計画はまとめて、確認申請をとって、それから着工す

るという通常の流れになるかなと思います。

○板倉委員 さっきの容積率のことを。

○松平委員長 先ほどの。

前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 容積率1,150%の内訳でございますが、まず、指定容積率が先ほど御指摘いただいたように現在は500%なんです、いわゆるこれが今後、駅前の基盤整備等、基盤が整備されることで、東京都としては見直し相当容積率というんですが、700%の容積率が妥当だという形で、今、協議を進めているところでございます。これがいわゆる容積率の変更されるというふうなことで考えていただければと思うんですが、それに加えて450%ですから、残りの約450%については、いわゆるこういう域外地域への貢献、それから空地をつくること、それからマンションの建て替え等の部分というのを評価されて、全体で1,150%というふうになっているところでございます。

○松平委員長 まだ御質疑ございますか。まだございます。

○板倉委員 ちょっと質疑というか……。

○松平委員長 質問、最後まとめていただいて。

板倉委員。

○板倉委員 はい、はい、はい。あ、もう一つありますね。やっぱり私たちが気になるのは、どのぐらい税金が入るのかという、その資金計画の話です。一般的には都市計画決定の前に、その資金計画のバランスシートを作成しなければならないというようなことだというふうに文章読んだりするとあるんですけども、都市計画決定の前に、例えば縦覧、私たちが縦覧できる、そういうときに、ところで、そうした資金計画がきちっと明らかになるんでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 都市計画決定の段階では、まだこのエリアでこういったことが都市計画的に必要なとか、そういった課題を整理した中で、こういった地区計画を検討して都市計画の変更をするような手続が一つありまして、その後に、その都市計画を実現するために具体的な再開発事業の内容というんですかね、具体的な事業計画をつくるというのが一般的でございまして、事業認可の段階では、当然、事業計画を出していただくことになりますので、こういった資金計画でその事業を達成するかというのをその計画の中につくりますので、その段階でないと、委員御指摘の再開発準備組合がこういった計画でその事業を達成させるか

という方針というのはまだ明確にならないと。都市計画の段階では、まだそこまでは出てこないというところでございます。

○松平委員長 まだ御質問ございますか。

○板倉委員 はい、はい、はい。

○松平委員長 ほかまだ質問される方、残っておりますので……。

○板倉委員 春日・後樂園駅前再開発のときに……。

○松平委員長 手短にまとめて御質問をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 はい、はい、はい。資金計画、私たち教えていただいたかと思うので、ぜひそれになった形でやっていただきたいということと、最後です。先ほど、佐藤、あ、ごめんなさい、豪一委員から、都市計画審議会の座長さんの発言を取り上げていらっしゃいましたけれども、私はあの発言を聞いて、本当にどういう立場であるような発言をなされたのかというのをすごく思ったんですね。というのは、あの座長さんおっしゃっていたのは、東京都の遺失物の建物とか、あるいは東京都のハローワークの建物とか、ああいうのもずっと連続した形で水道橋のところも開発していけばいいんじゃないかという発言をされていましたけれども、私はあれはとても、何ていうの、勇み足という言い方じゃないな、もうそういう構想があってああいう発言があったのではないかなというふうに思ったので、とてもやっぱり、やっぱり問題だというふうに私は考えました。そういう話でしたら、本当にもっと公の場できちっと議論をしていかなければならない問題だというふうに思いますので、そこはやっぱり強く私は指摘をしておきたいなというふうに思います。

それと、この計画については、これから都市計画決定がされて、組合になって、解体がされて、竣工という流れになっていくんですけども、今、とても資材が高騰したり、人件費が高騰したりして、本当に計画が計画どおりに行くかどうかということも、とても危惧されるのではないかなというふうに思います。なので、ここの地域にお住まいのいわゆる零細地権者と言われている方々が本当に不利にならないような、そういう対応を、要するにあれですよ、組合になってからでは遅いですから、今のところからきちっとそうした不安に対して区が応えられるような、そういうこともぜひやっていただきたいということをお願いをしておきます。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、最初の警視庁とか東京ドームに向かってのまちづくりみたいな話

ですが、先ほど豪一議員の質問にも御答弁したとおり、現時点ではその辺がどういった形になるかというのは、まだ区としては検討していないところでございます。ただ、当然ですね、文京区としてもそういった、何ていうんですかね、後楽南から後樂園に向かっての人の流れとか、そういった緑のネットワーク等の位置づけというのがございますので、そういったものも考慮しながら、今後、南地区の事業計画というのは計画決定に向けてさらに議論を深めていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つ、地域の方の、何ていうんですかね、生活再建みたいなお話かと思いますが、その辺は従来から準備組合に対して丁寧に説明するように区からもお願いしているところでございますので、今後、事業計画を決定する中では、さらにきめ細やかな対応をしていくというふうには聞いておりますので、そういったところを区としても支援しながら、まちづくりは進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 よろしいでしょうか。では、どうしましょう。

（「1時間以上……」と言う人あり）

○松平委員長 じゃ、高山委員。

○高山（泰）委員 質問させていただきます。私も都市計画審議会の中でちょこっとお話をしたんですが、生まれが、生まれというか今もですけど、春日二丁目というところで、飯田橋駅まで歩いて十五、六分のところで、私も通学で飯田橋駅使っていたものですから、何やら地元だなというような意識もありまして、地元の住民としては大変期待しているというのが率直なところですよ。私よりもっと御地元で詳しい委員長とか副委員長を目の前にして言うのも大変差し出がましいんですが、ちょっとそういう思ってます。で、懐かしいなと思うのは、地元の議員だった武沢房吉先生がね、もう私のこと泰ちゃん、泰ちゃんとは言わずに、だいちゃん、だいちゃんっていつも言っていたんですが、だいちゃんよ、あそこのまちよ、すげえのになんだよって言ってね、目をきらきらさせてですね、武沢房吉先生がしゃべっていたのを昨日のここのように思い出しますが、本当に地元の期待がかかっているなというのは御理解いただきたいと思ってます。

都市計画審議会の中でも話しましたが、板倉先輩がおっしゃる財源のお話、すごいまちになる、きれいなまちになるのはいいんだけど、お金が幾らかかるんだいと、私たちの税金幾らかかるんだいというね、率直な御心配とか御不安というのは、必ず再開発だと出る話で、私もそうだなと思うんですよ。だけど、ただね、何百億かかって、その分、福祉に使って話も必ず出てくるんですね。そこはきっちり、やっぱりお金の問題は極めて大事なので、ど

ういう仕組みで歳入歳出になっているのかというのを改めて、地元の方含めて、議会でももう少し歳入面も実はこの財調で入ってくるんだとかという話をきっちり言わないと、いや、何百億もかけてね、福祉は削るのかみたいな話になって、それは、それは問題が違う話で、わざと混同させている人も時々いますけれども、わざと混同させる人も時々いますけども、2回言うけどね、だけど、そういうことがないようにきっちり説明していただきたいというのが私からのお願いです。

それから、もう一つは、板倉先輩もおっしゃっていた高さの問題、これも必ず問題になるんですね。こんな高いの建ててとかね、春日・後樂園駅前再開発のときも、いや、もうこんな人口が減っていくのにね、あんなマンション建ててゴーストタウンなっちゃうとか言っている人いたんですよ。ビル風で、何か赤ん坊のベビーカーが飛んじゃうとかね、恐ろしい話言ってる、俺もそんなになったら怖いなと思っていましたけど、建ってみて、まあ、マンションの値段は上がるわ、防災がよくなるわ、いいまちになりましたね。だから、そういうほとんどのことは杞憂ですというのを自信持って言っていただきたいし、特に高さについては、数字がやっぱり先走りして、170メートルとか聞くと、いや、何だろうという、何かもう壁みたいなもんが建ってね、進撃の巨人みたいな世界観になるんじゃないかって心配になる人もいるんだけど、現実的には人間の背の高さってせいぜい2メートルなんで、別に100メートルだろうが150メートルだろうが分からないんですよ、ね。だから、その辺のことをきっちり不安解消のために説明していただきたいということが、まず、はい、その点について。

○松平委員長 はい、2点。

前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 まず、1点目の資金計画等に関するところでございますが、ちょっとこちらに関しては、何度も繰り返しで申し訳ないんですが、まず、都市計画決定までの段階では、まだ正直、明確などういう資金計画になるかというのは出てこないかなと思っておりまして、都市計画決定後に、今日、3ページのところで少し今後の予定に書いてありますが、令和8年度、第一種市街地再開発組合設立って書いてあります。そういった中で設立認可を東京都から受けるんですが、その中で事業計画、資金計画も含めた形での計画というのはきっちり出てくるとお思いますので、それはちゃんとした手続、当然、縦覧等の手続で誰でも見られるような形になります。そういった中で計画というのははっきりしてきますし、区としてもこういった議会の場でも報告は当然したいなと思っております。その中で、当然、補助

金等を活用する場合であれば、それはこういった形で出てくるものかというのはきちんと説明できるものかというふうに考えております。

それから、高さ170メートルということですが、こちらも、もう一昨年度ぐらいの建設委員会の、実は2年前の建設委員会の9月の建設委員会でも御説明したんですが、環境影響評価の手法というのをそのときからずっと継続しておりまして、ちょっと時間は要してはいたんですが、今後、年内ぐらいには、その風の影響だけでなく、いろんな広い環境影響評価の評価をした案というのがそろそろ出てくるというふうに聞いておりますので、そういった中で適切な対応ができるものというふうに考えております。

○松平委員長 高山委員。

○高山（泰）委員 繰り返しになりますが、古くからの地元の人たちと接してしましても、やはりあそこの再開発というのはもう、何かもう記憶の限りずっと工事とか再開発やっているような感じで、あそこのまちがいよいよね、変わってくるんだというのは物すごい期待しますし、何とか今年度中の都市計画決定ということで、関係者の皆様には御努力賜りたいというふうに思ってます。何だっけ、今、言おうとしたこと。そんなんで、いろいろ不安解消でやってくれているのでありがたいと思います。忘れちゃった。いいです、頑張ってください。

○松平委員長 浅川委員。

○浅川委員 私、1点だけなんですけど、ちょっと気になる点がありまして、2ページの上のほうになるんですかね、今後の予定というところで、この項目の中に駅前立体広場の整備ということで書いてあって、この本当に資料よくできているんですけど、それ対応するのはどこかなと思っていろいろ見たら、これ59ページと60ページになるんでしょうかね。60ページの右側の上のほうの絵、これに対応しているんでしょうかね。広場。

それから、この後ろ、後ろじゃない、59ページですね、の右側にも地図が、図面がありますけど、これにやっぱり対応して、駅前広場、交流広場とか書いてありますけども、そうすると、文京区に、南地区に近いのかなとか、そのあたり接しているのかどうか伺いたいんですが。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 今、御指摘いただいた60ページのところに、左側に大きな丸っこい丸があって、駅前交流広場って書かせていただいているのは、これは南側の再開発、後楽南の再開発の中でつくる、敷地の中の広場というようなことでございます。最初に御質問いただい

た2ページのところの駅前立体広場の整備というのが真ん中辺りにあるんですが、こちらは飯田橋駅基盤整備計画の中での駅前立体広場の整備ということでございまして、ちょっと分かりづらくて恐縮なんですけど、例えば、失礼しました、どこでしたっけ、こちらの計画の44ページを御覧いただきますと、これ実は駅前立体広場は文京区ではなくて千代田区側につくる計画になっているんですが、この中の再開発計画、飯田橋駅東地区というのがございまして、そここのところで44ページですと赤い花丸みたいなのがマークとして書いてありますが、ここがちょうど東西線、この辺りに東西線が実は地下に走っておりまして、そこに向けて、サンクンガーデンってよく言うんですけど、ちょっと地下に掘り込んだような形の駅前広場をここに市街地再開発事業の中につくるというふうに聞いておりますので、ここの部分を駅前立体広場と呼んでおりまして、ちょっと文京区側には駅前立体広場はちょっとつくらないとか、言葉としてちょっと違う表現で書かせていただいているようなところでございます。

○松平委員長

それでは、最後に、品田副委員長。

○品田副委員長 ここは一番最初に御説明があつて西側の玄関口だということ私は非常に重要視しています。飯田橋、そして水道橋、なかなか区民の皆さんが利用する人口が少ないところだというふうには思うんですけども、やっぱり都心に近いということですよ。つまり、例えば、この間の世界陸上でも、都のマラソンでも、必ず飯田橋からずっとこう通るんですよ。画面がこう映るんですけど、あんまり美しくない。やっぱり飯田橋はきれいになってもらいたいなって、きれいというか景観がいいまちになってもらいたいというのが私の、長年住んでいる私の気持ちでして、何か具体的に言うと、飯田橋駅の周辺基盤整備のところのデッキ、デッキは、やっぱりいいものをつくってもらいたい。今、こう通ると揺れてね、こんなになって揺れて、大変なんです。それで、やっぱりシンボルになるところだというふうに思うので、いいデッキをつくってもらいたい。屋根もあつたり。

それで、希望するのはちょっと50、ごめんなさい、34ページを見ていただきたいんですが、今ね、後楽側のほうからJRの駅に行くときに、歩道橋、階段を上がった、通路を歩いて、デッキを歩いて向こう側に行って、また下りるんですよ。階段を下りるんですよ。それで、また改札に入って、今度は新宿側200メートルいってるから、もう何かこう角から10分ぐらいかかるんです、多分ね。

（「たどり着けない」と言う人あり）

○品田副委員長 たどり着かないんです。だから、せつかくデッキをつくるなら、デッキから

そのまま改札に行けるようにしてほしい。でしょう。上がったたり下りたり、また上がって歩いてみたいなのは、ちょっと物理的にどうなのかあれなんです、これはね、文京区民の大きな要望だと思います。じゃないと、飯田橋を使おうかなという気にならなくなっちゃう。

それから、さっき豪一さんもお話があったように、私はここがきれいというか整備されたいいまちになったら、やはり水道橋へかけてつなげて行って両側が、こっちの後樂園ばかりですけども、両側が活性化するようなまちにすると、マラソンで通っても、ああ、文京区だって、ちょっと高山さんふうに言うと、文京区だというような、そういうまちになってほしいと思うので、まずはデッキから駅の改札つないでほしい、どうでしょうか。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 ありがとうございます。まず、デッキのお話なんです、50ページのところで、第1区間のデッキについて詳しく目標とか設計思想とか与件を書かせていただいております、目標の4のところですね、魅力的な景観・環境づくりということで、その中で周辺環境との調和や景観デザインの連続性に配慮した歩行者デッキ等のデザインを行うという大きな方針は今こういうふうに決めておりますので、今後、東京都を中心に調査、それから基本設計等に進んでいく中では、こういった条件の中でよりよいものにしていきたいというふうには考えております。

それから、例えば34ページで御指摘いただいたように、この絵で見ていただいても分かるんですが、歩行者デッキから一回地上に下りた形でJRの駅には確かにつながる計画となっております。この辺は、関係者非常に多い中で、JRさんもこの協議会、推進会議、ごめんなさい、推進会議の中に入っていて一緒に検討はしていただいているんですが、現時点ではこの絵のような形で、改札を出たところから、何ていうんですかね、今現在が非常に、いきなり駅前広場みたいなのがない状態の中で非常に混み合っているというのが大きな課題ということで皆さんで共有しております、まずはその駅を出たところに滞留空間みたいのをつくってほしいというのがまず一つございまして、それを地上部分に今つくるという計画の中で、そうですね、滞留空間の中から歩行者デッキに上がっていくというのは、今、この絵の計画はそういう形になっておりますが、先日、この計画つくる際にパブリックコメント等を行った際も、やはりそういった副委員長言われたような御意見あったということでございますので、東京都のほうにもそれは伝えながら、今後、より具体化する中で検討はしていきたいというふうには考えております。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 今、例えば渋谷なんかね、すごくどこにいるんだか分からないようなまちだったのが、歩いているのか分からない、本当に便利になって、もうちゃんと接続できるようになったり、利便性が高まっているわけですね。せっかくデッキをつくって、文京区もお金を出す、組合もお金を出すって言うわけですから、やっぱり文京区民が便利になってもいい。今ね、ほとんど飯田橋駅の西側の神楽坂のほうは非常ににぎやかになって、みんなあっち行っちゃうわけですよ。だけど、こっちはただ寂しいですね。ガードの向こう側でちょっとラーメン食べるぐらいな形で、あと、自治会館に行くぐらいな形で、区政会館か、に行くぐらいで、やっぱりちょっとにぎやかなまちにはなっていないということから考えると、またこちらの今度、後楽二丁目の再開発もあるということから考えると、やっぱりＪＲに、文京区ってＪＲの駅ないじゃないですか。なるべくＪＲにつなげたいですね、本当にね。だから、ここはね、ぜひ趣旨、千代田区や新宿区に負けないで、ぜひ言っていたきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、２ページ目——すぐ終わりますね、２ページ、何でしたっけ、下に書いてた共同貢献スキームね、のところはこれからお金を、協力金集めてやるということで、まだちょっと未定のところもあるようなんですけども、国や都の資金をしっかりとここに投入して、区や、新宿区、文京区、千代田区が持ち出ししないように、ぜひここは、いいまちをつくってくれるならお金、お金は出すけど、何か新宿と千代田に負けながら進めるのではちょっとあまりもちっと不公平感を感じますので、その辺は前田さん、頑張ってくださいように。

はい、以上です。

あ、いいです、いいです。いいですよ。

○松平委員長 いいんですか、答弁。挙手してますので。

○品田副委員長 いいって。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 ＪＲとの接続については、引き続き東京都にも、区からこういった意見もあったとお伝えして、検討は進めたいと思います。

それから、共同貢献スキームの中では、ここの中で書いてあるとおり、民間の開発事業からの協力金だけでなく、都や区、まちづくりを進めていくという立場でもございますので、一定の負担はしていくのかなというふうに考えておりますので、その負担割合等も、今後、施設ごとに整備する計画が煮詰まった段階で、ちゃんと御報告はしながら進めていきたいというふうに考えています。

○松平委員長 以上で、報告事項1の質疑を終了いたします。

続きまして、資源環境部より3件です。

報告事項3、第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果についての説明をお願いいたします。

武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 それでは、報告事項の3、第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施経過について、資料第4号によりまして御説明いたします。

こちら、文京区役所の事務事業全体におけますエネルギー使用量等の実績値を年度別に示してございます。右から2列目の網かけをいたしました箇所が令和6年度の実績でございます。

まず、項番の1の二酸化炭素排出量の実績におきましては、2段目の排出量が6年度実績で8,300トンCO₂となりまして、前年度より大きく減となり、第3次実行計画の6年度の目標数値を大きく下回りました。ここで、その下の二つの表ですが、電気とガスの使用量の実績でございます。いずれも使用量については、節電等の取組を図ってまいりましたが、6年度も前年度を上回ってしまいました。特に都市ガスにつきましては、昨年酷暑による影響もございまして、空調設備の使用が通常よりも多かったことが要因であると考えてございます。

続いて、項番の2、二酸化炭素の排出抑制に間接的に資する取組の実績でございます。まず、水道使用料につきましては、昨年度に比べ、指数で6ポイント下がり、こちら無事に目標達成となりました。次に、廃棄物排出量のシビックセンター分となりますが、前年度と比べて可燃物が1ポイント減、不燃物につきまして前年度と同じ指数となっておりまして。また、シビックセンターを除く施設の廃棄物排出量ですが、こちら小学校の改築工事や教室増対策などによりまして、指数が2ポイント増となっております。最後に紙類でございまして、こちらは前年度と同じ数となっております。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。項番3の(1)ですが、こちらは先ほど御説明いたしました年度別の二酸化炭素排出量をグラフ化したものでございます。年度目標値に対しまして、実績は大きく下回っているという状況でございます。

次に、(2)の再生可能エネルギーの電力導入効果となります。こちらは、電気については、ここ数年でシビックセンターのほか保育園、地活の一部で再エネ電力に切り替えてございます。6年度はスポーツ施設3施設が再エネ電力に切り替えることができたほか、現在導入し

ております再エネ電力の調達業者のほうで排出係数を引き下げる努力をした結果、今年度の数値に至ったものと考えてございます。

次に、(3)の都市ガスでございますが、こちらカーボンオフセット都市ガスを令和5年度から導入しており、電気だけではなく、都市ガスについても二酸化炭素排出量の削減を図ってございます。

(4)はカーボンオフセットによるCO₂の排出量のオフセットでございます。6年度までは熊本県よりクレジットを年間400トンCO₂購入してございましたが、今年の5月に熊本県の五木村と協定を締結し、向こう8年間は五木村から年間500トンCO₂を購入することとなりました。そのため、6年度の排出量は8,300トンCO₂から500トンCO₂分をオフセットしたもので、最終的に7,800トンCO₂となったところでございます。

資料の説明は以上でございます。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、

○松平委員長 報告事項5、文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版（素案）についての説明をお願いいたします。

有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 では、資料第5号を御覧ください。令和6年度ごみ収集量、資源回収量及びし尿収集量・処分量について報告いたします。本資料は、2ページから4ページが23区全体の実績値、5ページから8ページが文京区の実績値となっています。

まず、23区全体のごみ量等について報告いたします。2ページを御覧ください。

上段の表は、23区のごみ収集量及び持込みごみ量の実績値です。区収集によるごみ量は約161万2,000トン、前年度比2.2%減少しています。ごみの内訳は記載のとおりです。また、民間事業者が直接清掃工場から持ち込む事業系持込みごみ量は約84万1,000トン、前年度比0.5%増加しています。全体のごみ量は約245万3,000トン、前年度比1.3%減少しています。

下段のグラフを御覧ください。ごみ量の推移を示しています。23区が収集している家庭系のごみ量が減少しているのに対し、コロナ禍以降は経済活動が再開していることから、事業系ごみは増加傾向にあります。

3ページを御覧ください。資源回収量についてです。上段の回収形態別、回収形態別回収量の表を御覧ください。回収形態3種の合計は約51万5,000トンでした。前年度比1.7%減少しています。中段のグラフを見ると、2年度から年々減少しています。グラフには記載して

おりませんが、平成30年度は資源回収量が約52万5,000トンでしたので、5年度以降、コロナ禍以前の数値を下回っている状況です。これは、家庭から排出されるごみ量の減少に伴い、資源の量も減少しているためであると推測しています。品目別回収量は下段の表に記載のとおりです。

4 ページを御覧ください。し尿等の処理状況です。23区の状況は記載のとおりです。本区においては、し尿の収集量及び処理量はゼロですが、ディスポーザー汚泥については約230トン程度の収集量及び処理量があるようです。これは、近年、ディスポーザー処理槽を備えたマンションが多く建設されて、されているためであると推測しています。

続いて、5 ページを御覧ください。ここから本区の実績となります。上段の1、ごみ量の表における区収集ごみの計の欄を御覧ください。6年度の収集量は約4万600トン、前年度比1.2%減少しています。また、持込みごみは約1万8,000トン、前年度比1.7%増加しています。区収集ごみ、持込みごみともに23区と同様の傾向を示しています。2、資源回収量の表を御覧ください。単位をキログラムで記載しておりますが、トン換算しますと、6年度回収量は約1万3,000トン、前年度比1.7%減少しています。減少している主な要因としては、古紙の減少が大きく影響しています。品目別の実績は(1)の表に記載のとおりです。

続きまして、6 ページを御覧ください。回収方法別の実績を(2)の表に記載しています。下段の表3には、その他事業系リサイクルについて記載しています。Rサークルオフィス文京による古紙回収は前年度比22.5%減少しました。当該事業者を確認したところ、回収量が大きく減少した理由、理由には、各事業所においてペーパーレス化等の企業努力により、事業所から排出される古紙の量が減っているためとのことでした。その他、産業別リサイクルによる古紙回収、事業用大規模建築物の再利用料については記載のとおりです。

7 ページを御覧ください。区収集ごみ量と資源回収量の推移です。中段の(1)のグラフは区収集ごみ量の推移を示しています。可燃ごみを見ると、コロナ禍の影響を強く受けた2年度は増加していますが、その後は減少し、5年度以降はコロナ禍以前の30年度より減少傾向にあり、6年度は約1,500トン減少しました。下段の(2)のグラフは資源回収量の推移を示しています。こちらも2年度以降は減少傾向にあり、6年度の回収量は30年度より30、300トン程度下回っています。また、集団回収量については、平成26年度以降、減少傾向が続いている状況です。

8 ページを御覧ください。区民1人1日当たりのごみ量です。表の6年度の列の上から2段目の473.362グラムが区民1人1日当たりのごみ量となり、前年度比2.3%減少しています。

また、ごみ、資源ともにほぼ全ての項目において減少しています。なお、一般廃棄物処理基本計画に示す基本指標1、区民1人1日当たりの総排出量、及び基本指標2、区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量ともに目標を達成している状況です。下段の表6、リサイクル率です。実績値は表に記載のとおりで低減している状況にありますが、これは5の表にありますように、資源として回収される古紙の量が減っていることが影響しているものと考えております。参考までに、一般廃棄物のリサイクル率については、環境省が公表しており、最新のデータが令和5年度となりますが、リサイクル率の全国平均は19.5%となっていますので、本区のリサイクル率は全国平均を上回っている状況です。

以上で、資料第7号の報告を終わります。

○松平委員長 ありがとうございます。

○有坂リサイクル清掃課長 あ、第5号ですね、すいません、の報告を終わります。

続きまして、資料第6号を御覧ください。文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版（素案）について説明いたします。

1、概要です。現行の文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）の計画期間である令和3年度から令和12年度の中間年度において見直し版の素案を取りまとめましたので、報告いたします。

見直しに当たっては、家庭ごみ組成分析調査や区民アンケート調査などの基礎調査を行った上で、リサイクル清掃審議会において検討を重ねました。検討の経過については、2、審議会の検討経過に記載のとおりです。

3、見直しの方向性です。現行計画は有効に機能しており、掲げた目標はおおむね達成していることから、現行計画の方向性は維持しつつ、本年4月から開始したプラスチック分別回収事業を計画に位置づけるとともに、このことによるごみの減量効果を考慮し、反映しました。

4、見直し版（素案）についてです。次ページ以降に別紙のとおり素案を作成しています。3、見直しの方向性で説明したとおり、プラスチック分別回収事業は、現行計画策定時には想定していなかった大きなごみの減量要素です。これまで可燃ごみとして排出されていたプラスチックが資源となることを考慮して、目標値を再計算し、また、プラスチック分別回収事業を計画の中に位置づけるなど、必要な見直しを行いました。

22ページを御覧ください。表5-5、本計画の目標数値です。現行計画と同様、基本指標1、区民1人1日当たりの総排出量と基本指標2、区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量を

掲げています。現行計画では、基準としていた令和元年度から毎年2%ずつ減量することを目標として数値を設定していましたが、本見直し版では、この毎年約2%ずつの減量に加え、プラスチックの分別協力率を35%として、その分のごみ減量を踏まえて数値目標を再計算しています。その結果、最終年度である令和12年度の目標値は現行計画と比較すると、基本指標1は1人1日当たりマイナス16グラム、基本指標2は1人1日当たりマイナス12グラムとなっています。

次に、35ページを御覧ください。こちらは、計画の重要施策としてプラスチックごみの削減の推進を掲載しています。

次ページ中段の(3)目標値の設定では、先ほど説明したとおり、目標を再計算し、さらに次ページの(5)具体的な施策の四角で囲んだ四つ目にプラスチック分別回収の推進を掲げています。

続いて、40ページを御覧ください。ここに施策の体系をまとめており、プラスチック分別回収事業は、大項目3、家庭系の3Rの推進、中項目(6)資源回収の推進に該当します。体系に基づいた個別施策については、48ページの一番下に、マル9、プラスチック分別回収事業の実施を新たに追記いたしました。

資料1ページにお戻りください。5、今後の予定です。10月から11月にかけてパブリックコメントを実施、令和8年1月に審議会より答申を受け、2月議会で本委員会で報告の上、3月に見直し版を公表予定です。また、現行計画に掲載されているコラムについては、2月議会で報告する見直し版（案）以降、新たなテーマや一部内容を更新して掲載することとしています。

報告は以上です。

○松平委員長 ありがとうございます。

それでは、まず、報告事項3、第3次文京区役所地球温暖化対策実行計画の実施結果についての御質疑をお願いいたします。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

依田委員。

○依田委員 じゃあ、1点だけお願いします。この地球温暖化対策の計画なんですけれども、結果的にはですね、CO₂の排出量自体は大きく減っているということで喜ばしいことだと思います。ただ、再エネの導入等々によって実現したというところがありまして、それ自体、別に悪いということではないんですが、本来のこの一応電力であるとかガスの使用量その

ものを減らしていくというのはなかなか達成できてないところだと思いますけども、今後の何ていうか目標、方向性、現実性も含めてなんですけれども、区としてはどういう方向でCO₂の削減を実現していくのかというところを伺いたいんですが、やっぱりお金のことを考えますと、やっぱり使用料自体を減らしていくというのが区民としてはありがたいというところだとは思いますが。それも含めて、何かちょっと考え方、またその予測などを教えていただければと思います。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 簡単に、多分、省エネに向けての取組ということでございますけれども、確かに電気とガスの使用量が減少しなかったというところで、特に電気はちょっと細かいところはあれですが、例えば開庁日の関係ですとか、ガスはやはり酷暑の影響だったというふうにこちらのほうでは見てございます。今年度はシビックセンターのほうで、東側の通路にロールカーテンというのを設置しまして、夏にいわゆる、ある程度、こう遮光性も多分あったり、遮熱性もあると思いますけれども、そういったことで、いわゆる何か空調効率を上げるようなものですとかを取りつけるというところを始めたところでございます。また、今後はシビックセンター自体にはLEDの照明設備への切替えが来年度にかけて進むというところで、そういった意味での電気、ガスの使用量の削減の取組が一つ出てくるものかなというふうに感じてございます。

このほか、これ例年的にやっているんですけども、全庁的に節電の取組というのは以前から継続して実施でございます。特にこれだけ暑くてですね、今年、観測史上最も暑い夏となつてございますので、職員の服装につきましても、年間を通じまして気候変動に適応した服装というものを呼びかけてございますので、当然、空調をちょっと使用いたしますが、必要以上に空調使用、負荷がかからない取組というのを実施していきたいというふうに考えてございます。

また、全体的なゼロカーボンオフィスに向けた取組といたしましては、まだ、いわゆる再エネ電力への切替えが進んでない施設、区有施設もございますので、こういった、これからも施設のところに環境政策課のほうがちよっと間へ入りまして、少しずつですね、再エネ電力への切替えを進めていくことで、最終的には100%、CO₂の排出をゼロにしていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。省エネへの努力も続けていくということで、そこはよく

分かりました。ただ、あんまり執務環境が悪くなくてもしょうがないので、そのあたりはあまり無理をせずにやっていただければと思います。ありがとうございます。

○松平委員長 ほか御質疑のある方、挙手をお願いします。

板倉委員。

○板倉委員 9月議会にいつもこの報告があるんですけども、再エネの利用が進んでということの御説明がある中で、先ほど再エネが進まない施設があるというふうに御答弁をいただいているかと思うんですけども、それはどういう施設であって、これからどういう計画、年次計画というか、そういう計画でいくんですかということをお聞きしたいと思います。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 現在ですね、再エネを導入している全体的な率としては、6年度までで大体73%ほどは再エネ電源を契約して導入している状況でございます。で、これからというところでは、まだ、指定管理者さんで契約している施設が結構ちょっとありますので、指定管理者の事業者さんにこちらのほうから御相談さしあげて、再エネ電源のほうへと契約のちょっと切替えをちょっと促していきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 指定管理者のところだけ、いわゆる区が直接的に管理している、そういうところではないという、はないんですか。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 当然、一部ちょっと残っているところもございます。例えば、大塚地域活動センターについては、大学の施設の中とかそういう、要は区で単独で契約できる場所ではないようなところもございますので、どこまでできるかというのがちょっとありますけれども、できる限り再エネ電源に切り替えられるところは、こちらから、何ていうか、一遍にはできないかもしれませんが、向こう2030年までの間に順次切り替えられるように進めていきたいというふうに考えてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。それと、紙類の購入量というところなんですけれども、紙はなかなか、私たちは、もうタブレットで使いながら、紙はなるべく使わないというか、そういう思いでやっているんですけども、やっぱりどうしても紙は必要で、見開きで見なくちゃいけないとか、いろいろ比較しながら皆見たいって思ったときに、紙は必要になってくるので、私たちが減らせるように努力はしているんですけども、なかなかこの数字が減らないとい

うか、というのは、施設的にはどういうところ、庁内というか、関係は多分相当減ってるんだと思うんですけども、その辺はどこがなかなか減らない部分なんでしょう。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 紙の購入量につきましては、徐々に減ってきてはいるところがあるんですけども、特にシビックセンター内では、本庁舎の関係でいうと、大分デジタル化などが進んできて減ってきておりますが、小・中学校のほうでの使用に、紙購入に関しては、今のところなかなかちょっと進んでないところがこちらのほうで分かってございますので、環境政策課のほうで、ちょっと教育委員会のほうの運用状況とかを見ながら、どういった点で、こう、何というんでしょうか、紙購入についての切替えができるのか。当然、教育活動の一定の確保が必要になってくるかと思っておりますので、そういったことを考えながら、できることをやっていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 学校でも子どもたち、タブレットを使う機会がすごく増えているわけですけど、学校については減らせないということも当然あるわけで、そこは、何というの、無理強いということではないんですけども、必要なところの子どもたちの教育のところですからね、そこは区としてきちっと対応していただきながら、それ以外のところで減らせるようなやっぱり努力というのが必要かなというふうに思います。

とにかく、この文京区の計画に、の数字に到達できるように、区としてもやっぱり努力します。私たちもちろん努力はしますけれども。

以上です。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。まず、二酸化炭素排出量については、目標達成できたということで、大変によかったと思います。ありがとうございます。

再エネ導入、カーボンオフセットが非常に貢献しているということでございました。今後、新技術を使った再エネというものが研究進んでいまして、環境省、経産省がそうした社会実装をする自治体、また企業、団体へ補助金を出して推進をするという、そうしたニュースが出ておりましたけども、文京区としてもぜひそうした社会実装に取り組む、手を挙げていただいて、挑戦をしていったらどうかと思います。こうした取組を進めることで、この文京区役所の地球温暖化対策の推進にもつながるものと思いますけども、この辺、検討しているんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 環境政策課でもそういった、いわゆる新しい技術の導入に関してはいろいろと情報を収集したり、実際に事業者のほうにどんな状況かを伺っている状況でございます。区有施設の中で、今、小・中学校を中心に太陽光発電設備というのはできるところへ導入したりとか進めておりますけれども、やはり屋根だけではちょっと難しいところもあるということで、先日は環境政策課ほか幾つかのセクションで、駒場にあります東京大学の先端科学技術研究センターのところにちょっと出向きまして、壁面設置の太陽光発電設備というのをちょっと見てきたところでございます。そういった事例などもちょっと踏まえまして、我々のほうでも区有施設にどのような形でいろいろと新しい技術ですとかが取り込んでいけるかについて、現在、検討を進めているところでございます。

また、恐らく最新でいうとペロブスカイトの太陽電池だと思いますけれども、そういったところに国や都のいろいろと開発実証の助成ですとかをしているということは認識してございますので、そういったところも含めて、事業者さんのほうとどんなことができるか、区の区有施設を使えることができるのか。いろいろ設置に当たっても、当然、内部での調整が必要ですので、できない、できるかできないかについての検討は進めていきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。様々な調査をしていただいているということで、意欲的にやっけていただいているということで、ありがとうございます。

これいつだ、9月の新聞の記事で、そのペロブスカイト太陽電池の話が、今、出たんですけども、新しく技術の研究が進んで、タンデム型という太陽電池が、今、出てきていると、有効であるということで出ていまして、こちら補助金の対象にするというふうになっているんですけども、このタンデム型というものについての研究等も区のほうでは進められているのでしょうか。もしこういうのも社会実装できたらどうかと思うんですが。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 今、タンデム型のペロブスカイト太陽電池を開発している事業者が、東京大学で設置、壁面設置の太陽光を発明した事業者でもありますので、そういったところから、一応、大まかに聞いたところ、まだ現在開発中であって、特にコスト的な部分も含めて、まだちょっとこれからになっていますというふうに伺っていますけれども、そういったいわゆる商用化がいつできて、いわゆる現在のシリコン型と比べてのコスト比較などもちょっと

踏まえながら、どのようにできるかについて、我々のほうでも動向を注視しながらというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。既に把握されているということでよかったです。引き続き、調査研究を進めていただきたいと思います。

それから、また、環境省では、今回、オフセット、カーボンオフセット、文京区で活用していただいています。従来のカーボンオフセットは、当然、森林のカーボンオフセットですけれども、環境省で、今、注目しているのがブルーカーボンという海洋、海ですね、海の生態系にあるそうした藻とか、そうした藻場、藻場を活用して光合成をしている、それがCO₂を取り込んでいるということで、有効ではないかという、もう少し大分前から国としても環境省としても研究調査をしているようですし、自治体によってはいろんな社会実験も行っているんですけども、このブルーカーボンを活用したオフセットというのは可能なかどうか、何か情報をお持ちでしたら伺いたいと思います。

○松平委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 Jークレジット、いわゆるカーボンオフセットをしているクレジットに関しましては、いわゆる協定を締結している自治体のほうから購入しております。その協定締結自治体でできるのが、いわゆる森林からの吸収ということでのプロジェクトになってございます。今、現在、協定締結をして新たに御提案とか御相談はちょっと来ていない状況ですけれども、今後、そういった文京区への御提案があった際には、ちょっと内容を聞きながら、当然、区としてJークレジットを購入していくという意味合いとしては、この温暖化の実行計画で、最終的にはCO₂をゼロにしていくわけなんですけれども、いわゆる再エネ電力などを導入しても、最後まで、何とか、消し切れないといえますか、残るCO₂がございまして、その分をどういうふうにもいわゆるオフセットで消していくかというところで、購入できる量にも限定的な部分がございまして、その辺のバランスを見ながら、こういった制度についての活用を検討していきたいというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。様々、研究を重ねていただきながら、また、協定自治体といろいろ交流を深める中でも、そうした選択肢の探求をしていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。ありがとうございました。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方いらっしゃいますか。

それでは、以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

次に、報告事項4、令和6年度ごみ収集量、資源回収量及びし尿収集量・処分量についての御質疑をお願いいたします。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

なし——宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます、報告ありがとうございます、御報告。報告の中で、ごみ量として持込みごみが少し増えたけども、区の収集ごみが減ったということで、何とか前年度比から減量できたということで、これも大変によかったなと思います。

この持込みごみについては、なかなか対応策が難しいのかなというふうに思うんですけども、これについてはどのように改善を目指していくのか、見解をお伺いしたいと思います。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 持込みごみにつきましては、事業者が、直接、清掃工場に持ち込むごみ量になります。こちらに、このごみ量の削減につきましては、事業者に努力をしていただくように、これまでも中規模・大規模建築物等については排出指導等を行っておりまして、資源にできるものは資源に活用してほしいということであったり、家庭ごみとはまた事業系は違いますので、そういったところでしっかりと事業系としてのごみの分け方、出し方をしてくださいという指導をしていますので、そういったことでごみの減量に努めているところです。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。先ほど御説明でもありましたけども、コロナ以降、いろんな社会経済活動が活発化している、そのあらわれでもあるということですが、引き続きしっかり指導をしていただく、周知啓発をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それから、もう一つで最後なんですけど、5ページで、資源回収でペットボトルはやっぱり今度は増えていると。やはりこの猛暑・酷暑の影響かと思うんですけども、先日、本会議の御答弁の中で、マイボトル給水機の活用が進んだことで、ある程度、ペットボトルの削減にもつながっているというような御答弁があったんですけども、そういった取組も含めて、このペットボトルの削減に向けてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 これまでも文京区におきましては、会議等において出していたペ

ットボトル飲料については廃止していますし、また、シビックセンター内で販売している、自動販売機で販売しています飲料につきましても——水だけでしたっけ、あれ、ほとんどのものは、水以外のものはペットボトルではない、缶とかそういったもので販売をしております。また、今、委員からありましたように、今年のぶんきょう涼み処におきましては、26か所について、リサイクル清掃課においてボトルディスペンサーをつけて給水をしていただけるようになっており、また、そのほかシビックセンター、あとスポーツセンター、千石図書館ですか、その3か所の涼み処にも給水機のほうがついておりまして、先ほど申しましたリサイクル清掃課で設置した26か所の施設の涼み処におきましては、7月、8月の給水機の利用量が約2万2,000リットル、ペットボトル、500ミリリットルのペットボトルに換算して4万4,000本分に相当する量の水を御使用いただいております。ただ、非常にですね、昨年もそうでしたが、今年もさらに上回る猛暑ということで、夏場になりますと、どうしてもペットボトルの飲料の売上げが多くなるという傾向はこのところずっと続いております。その4万4,000分のペットボトル削減がどのぐらい全国的に貢献しているかというのはちょっと分からないところではありますが、できる限りそのペットボトル削減に向けて対策を進めてまいりたいと考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。マイボトル給水機が功を奏しているということで、大変によかったなというふうに思いますし、また、引き続き、様々な取組でペットボトル削減できるように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

すいません、もう一個、最後一つありました。集団回収なんですけども、実績報告を紙ベースで出しています。実は私もこれ担当しているもので、毎月毎月紙で出すんですけども、同じ内容を何回も書かなきゃいけないということで、できればエクセルか何かにして、ワードでもいいんですけども、コピペできるようにできたらいいなということを個別に御相談していたんですけども、検討するということでおっしゃっていました。また、私だけじゃなくて、近くの町会の方のほうからも、やはり手間がかかると、実績報告がですね、言われておりましたので、ぜひこの件については、このDX化という言い方がいいのかどうか、そんなに大げさな話じゃないと思うんですが、ぜひ改善をしていただきたいと思いますんですけども、検討状況をお伺いしたいと思います。

○松平委員長 それでは、3時となりましたので、有坂リサイクル清掃課長の答弁から、3時半から再開をしたいと思います。

それでは、休憩に入ります。

午後 3時00分 休憩

午後 3時27分 再開

○松平委員長 時間前でございますが、皆様おそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。

先ほど、宮本委員の答弁、有坂リサイクル清掃課長からお願いいたします。

有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 先ほど、宮本委員から御質問のありました、集団回収の実績報告書を、紙ではなくて、何かエクセルとかそういったもので出せないかという御質問ですが、宮本委員ほか町会の方々からも御要望いただいていたところではありますが、大変長らくお待たせをいたしました。先週の24日からLoGoフォームで申請をしていただくことが可能となりました。先ほど委員おっしゃられていたように、コピーができるかどうかということ、なかなかそこ、LoGoフォームのシステム上、難しいところもあるということではありますが、これまで複写式の紙に手書きしていただいていたよりは、大分申請のほう楽になると思いますし、わざわざ窓口までお持ちいただく必要もなくなりますので、皆様方の利便性の向上にはつながっているかと思っておりますので、ぜひ御活用いただいて、また御意見等いただければと思います。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。つい最近、LoGoフォームがスタートしたということでした。早速、活用させていただいて、また、地域の方にも御紹介していきたいと思っておりますので、こうした取組が集団回収のさらなる前進につながればなと思います。ありがとうございます。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

板倉委員。

○板倉委員 今回は昨年度の実績の報告だったんですけれども、今年の4月からプラスチックの分別回収が始まっておりまして、そこで、その内容というか、4月から始まって、区が考えている目標とか、そういう点で順調にいつているというふうになっているのか、ちょっとその辺のこの7月、8月までの状況を教えていただければと思います。

○松平委員長 リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 これまでも御報告はさせていただいていますが、8月までの全体

の回収量としましては、プラスチックが約820トン、日々の回収の目標値としては6.54トンというものにしている、を目標にしているんですが、4月こそ85%、86%ぐらいであったんですけど、それ以降は99%とか98%、あと8月はやや落ちて94%ぐらいにはなっていますが、ほぼほぼ目標量に近い数字の回収ができているということでございまして、区民の皆様の御協力に感謝しているところでございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ありがとうございます。九十八、九%ぐらいまで行っているということで、この間、事業が始まってから、始まってすぐぐらいは、ちょっと混乱ということはないんでしょうけれども、御意見とかがあったのかなとは思うんですけども、今はもうそういうことは落ち着いているというか、そういうことでいいんでしょうかということと、これが順調に推移していくことになっていけばいいことなんですけれども、これからこのリサイクル、廃プラ、プラスチックの、何というの、回収については、何か新たな、新たな計画というか、何かそういうのを、ものを持っていればというふうに思うんですけども、お答えあれば。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 御意見としましては、初め、開始した当初は、やはりいつ回収に来るんだとか、どのぐらい汚れてたら出しちゃいけないのかとか、そういった御意見はいただいていた。今は大分落ち着いてはいますが、今、現在も、昨年度から引き続き出張説明会というものをやらせていただいております、今年度に入ってからまだ三、四回程度しかお声がか、お声がかかっていない状況ではありますが、やはり、そういったところに出向いても、どのぐらい汚れてたら出せないのというような、実際、どう分けたらいいのかというところの、協力はしたいんだけど、どう分けたらいいのかという細かい部分について聞かれることが多くなっているような状況ではございます。ただ、皆様しっかりと分けていただいている状況です。

また、プラスチック、すいません、今後、何か新たなことということはないんですが、回収量としては非常に多くの、先ほども申しましたが、目標値に近い数字のプラスチック回収できていますが、その中にも残渣という、可燃ごみですとか、不燃ごみですとか、プラスチック以外のもの、あと、プラスチックであっても汚れていてリサイクルできなくて、結局、可燃ごみになってしまうようなものもたくさん含まれています。ですので、回収量も一つの目安にはなるんですが、できるだけ回収したプラスチックを100%に近い形でリサイクルできるように、残渣等の少ないプラスチックを回収できるように周知等していきたいというふ

うに考えているところです。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。皆さんの意識がだんだんこう上がっていているかなと思います。やっぱり、今まで一緒に出していたものを分別するようになったら、相当プラスチックのほうで、がたいっていうか、何ていうの、重さじゃないんですよね、容量が、というかが大きくなって、結構、置場に困ったりするみたいなのところもあるんですけども、そういうのはぜひとも皆さんの意識がまたもっと向上できるようにしていただきたい。

それで、もう一つは、最近、リチウムイオン電池が、清掃の方々が収集しているときに、そういう事件、事故というかがあったりするというふうに、よく今、報道されるんですけども、それについては、きちっとやっぱり分別して出してもらうような特別な対応というか、そういうことがされていますか。文京区では、文京ではそういうまだ事故とかという形にはなっていないのかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 リチウムイオン電池はじめ二次電池につきましては、昨年度、令和6年度、今年の3月ですね、令和7年3月から文京シビックセンター17階のリサイクル清掃課窓口と、あと、小石川五丁目にあります播磨坂清掃事業所の窓口で、対面ではありますが、窓口回収を開始しています。ただ、どうしても不燃ですとか可燃の中にと、あと、先ほどもありましたプラスチックの中にも、いまだにリチウムイオン電池含まれていることがあります。先日もちょっと清掃車でばや騒ぎがあったりということで、まだまだ、なかなか周知が徹底できていないところがあるのかなというふうには考えていますが、現状、8月末までの量としては、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、あとはそういった充電池内蔵型の製品含めて636キロ回収ができていまして、これ全てJBRCが引き取ってもらえるものを除いて売却しているんですが、約6,600円の歳入になっております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 やっぱり事故が増えている感じがしますから、そこはきちっと対応していただくんですけども、役所と播磨坂2か所だけだったら、やっぱりちょっと、わざわざ、わざわざというか、行かなきゃいけない、来なきゃいけないって、増やせる方策というか、そういうことは考えているんですかね。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 この9月で開始してから10か月たちますので――10か月、違いま

すよね、7か月。令和7年度にすると上半期が終わったところですので、リサイクル清掃課でも、ペール缶というものに入れて、さらに発火したときのために消火剤を取りつけたものに入れて安全対策を行っていますが、そこで回収する安全性が確認できたら、今おっしゃられるように、区民の利便性等を考慮しまして、今後、地域活動センター等でも窓口回収できるように、区民課と協議を進めていきたいと考えているところです。

○松平委員長 では、最後に品田副委員長。

○品田副委員長 ありがとうございます。板倉委員の御質問、6月の定例会でかなり議論した内容なので、また、引き続きよろしくお願いします。

私はペットボトルがやっぱり増えているのがちょっとやはり気になりました。暑いせいでしないで、やはりみんなで協力してマイボトルを持ってきたり、ボトルディスペンサーで水をくんだりして、これをぜひですね、もう少しPRしていただいて、協力して。

それから、さっき、500ミリリットルで4万4,000分のペットボトルがごみにならなくてというか、リサイクルにならなくて済んだという、そういうその成果をですね、そういうディスペンサーのあるところとか目につくところに貼り出していただいて、皆さんの努力がこうやって成果になっているということをぜひ公表して、また、みんな頑張ろうというような形でインセンティブになるような形で見える化していただければと思います。

それから、5ページか、衣類の回収なんですけど、私もなるべくこのシビックセンターに持ってくるようにしているんですけども、休み明けになると、結構もう下の入れ物がいっぱいになるぐらい、だんだんみんな周知されてきているのを、再生というんですかね、協力してくださる方が多いんだなというふうに思って、個々のお店は無理としても、もう少し衣類のリサイクルが進むような形で、もう少し努力をしていただきたいなというふうに思って。これが進むことによって可燃ごみ、結構、皆さん燃えるごみで出している方も、何かこう、外から見ると結構衣類があつたりするので、その辺がちょっといつも気になっているので、これを進めていただきたいと思います。

それから、担当課のほうにはちょっと少しお話をしたんですが、今、困っているのは、土の処理、土の処理が困ってしまして、植木とか、あと小学校だったアサガオの植木とかもあると思うんですけど、どこにも持っていかれないんですよね。それで、私はちょっと裏にマンションの庭がある、土のところがあるから、みんな結局持って行くところがないので、国道とか都道の植栽のところに持っていつているようなところが見受けられたりとか、で伺いすると業者さんというんですけど、じゃあ、浅川さんのところへ持っていけばいいのか

なと思ったりも——いいんですか、本当に。じゃあ、今度。

（「高い、高い。割高になっちゃう」と言う人あり）

○品田副委員長 割高になっちゃう。何か、何か本当に困っているんですよね。捨てるに捨てられ、お花ね、お花屋さんで植木とか買ったりとかして、残念ながら枯れちゃったりすると、じゃあ、どこへ持っていくのか。まさか公園にね、持っていくわけにはいけないので、ちょっとそれは何か、月に1回でもいいから何か業者さんに持ってってもらうような方法はないかなというふうに思っているんですが、ちょっと検討していただけないでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 今、4点ですかね、御質問いただいたの。

（「最後の……」と言う人あり）

○松平委員長 最後のだけでいいそうです。

○有坂リサイクル清掃課長 ペットボトルにつきましては、できる限り、なかなか暑いので買うことは制限できないですし難しいですけど、先ほども言いましたように、シビックセンター内の自動販売機から始めて、給水機を設置したりとか、そういったことで少しずつペットボトルからマイボトルを持ち歩いていただいて給水できるような、そういったことで呼びかけをしていきたいと思っています。

また、給水機からマイボトルにくだりいただくことでペットボトルがどのくらい削減できたとか、そういった見える化につきましても、給水機については涼み処には設置はしましたが、給水機自体は通年で御使用いただけますので、そういったことも併せて少しずつ周知啓発していきたいと思っています。

また、衣類については、今、拠点回収ということで、結構大量に、委員おっしゃるように、あ、副委員長おっしゃるように持ち込まれるケースがあります。今は拠点回収でしか回収していなくて、海外に輸出してリサイクルしているという状況ですが、前回ですね、イベント、ステージ・エコで衣類のリサイクルに、リユースか、衣類のリユースに非常に力を入れている事業者を呼んで、そこでも衣類の回収というのを行ってきましたので、そういった事業者との提携などの考慮に入れながら、今後、また衣類のリサイクル、リユースについてもより検討を進めていきたいというふうに考えています。

また、最後の園芸用土につきましては、コンポストとかで作成していただいた堆肥については、なかなか回収が難しいという状況ではありますが、園芸用土については回収している自治体等もありますので、そういった先進自治体の状況を今後も注視したり、あとは調査し

たりしながら、文京区でも取り扱えるような方向で検討を進めていけたらと考えているところでは。

（「お願いします」と言う人あり）

○松平委員長 以上で、報告事項4の質疑を終了いたします。

次に、報告事項5、文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版（素案）についての御質疑をお願いいたします。

御質問のある方、挙手をお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。まず、22ページのところなんですが、これまでの取組が功を奏している、区民の皆様の御協力があると思うんですが、目標は令和12年度、前回の計画よりもさらに計画を、目標を高くするといったほうがいいですね、ということになったということで、こちらについては意欲的に取り組んでいただくということによってよかったというふうに思います。

進捗として、このごみの量が減っているということは大変に喜ばしいことなんですけども、一体どういう要因といいますか、区としての取組がこのような結果につながっているというふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 区としては、まずはやはり2R、リデュース、リユースを推進していった、さらに、今、そこにリサイクルを足して3Rの促進ということで進めております。コロナ禍以降、区民の皆様方が必要な、不必要なものはもらわない、買わないといったことがリデュースとしてしっかりとできているということのあらわれで、大分ごみが減っているというふうにも考えておりますし、また、企業のほうも段ボールとかそういった宅配に使うようなものを省資源化して、できるだけ軽いものに変えたりとか、そういったこともあるので、全体としてごみ量が減っているものというふうに考えております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。区としてもリデュース、リユース、そしてリサイクル、この周知啓発、区民の皆様に様々な取組で取り組んでいただいているというふうに思いますので、そうした取組が功を奏しているというふうに考えたいと思います。

イベントも定期的に開催していただいているというふうに思いますし、また、子ども服の頒布の事業なども、これも定期的に実施、実施をしていただいていると思いますので、引き

続きこうした取組の充実を図っていただければと思います。

それから、もう一つ、30ページのちょっと心配なのが、食品ロスなんですけども、この指標が、令和元年度調査の数字よりも、ちょっと意識が低くなっているというふうな数字になっていまして、区民の皆様の食品ロスに対する意識を引き続き周知啓発をして、食品ロスへの取組も力を入れていっていく必要があると思いますけども、区としてどのようにこの点について考えているのか、どう取り組んでいかれたいのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 そうですね。食品ロスにつきましては、日本だけではなくて世界的な問題であるというふうに捉えていますので、できる限りそのなくなるように周知啓発に努めていきたいと思っておりますが、なかなか最近では物価も高騰しているということもあって、フードドライブとかそういったものもあまり集まらない状況、集まらないのが決して悪いことだというふうには思いませんが、なかなか集まってこないということであったり、また、あと、食べきり協力店とかフードシェアリングサービスの文京×タベスケ、こういったものについても、もう少しより事業を拡大するようなといいますか、より推進していけるような状況にしていきたいというふうに思っております。

また、先ほどのタベスケですが、やり始めた課の課長が言うのも何となくあれなんですけど、あまり業績がふるっていない状況ですので、こちらにつきましても、もう少しいい取組があれば、そちらのほうに切り替えていければなということで、今、検討を進めているところです。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。タベスケについては、私、お伺いしようと思っていましたが、先に答えていただいて、あまり期待よりも功を奏してないということでございますが、確かにもっと売れ残ったものが特売みたいに出て区民の皆様に還元されるようなイメージがあったんですけども、そこまでいってないという実情でありますので、ぜひ改善に向けて検討していただければと思いますし、また、こうした取組がやはりフードロスの意識の啓発にも当然つながるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

それから、最後は、今回のモノ・プラン文京の中で、10ページ、48ページ、49ページ、すいません、これちょっと真ん中のページになっちゃっているんですけども、ここで書かれているのが、ごみ出しマナーの向上であるとか、適正排出の推進についてということで書かれています。これまでも清掃事務所の皆様におかれましては、ふれあい班の方々の御尽力で、

何か問題が発生したら地域に行っていただいて、調べていただいたり、強化をパトロールをしていただいたり、また指導をしていただいているというふうに理解をしております。ありがとうございます。

その上でなんですけれども、ごみ出し、ごみ集積所のマナー向上については、これまでも町会連合会と区議会議員の意見交換会でもしばしば、幾つかの町会さんからも御意見が継続しております。集積所の維持管理を担う当番の方々も共働きで減ってきていたり、高齢化が進んでいるということで、こうした中でいろんな相談にも対応していただいているというふうに思いますが、今後、どのように対応、改善をしていっていただけるのかというところをお伺いしたいのと、こうしたごみ集積所の維持管理というのは、当然、地域のこの共助の取組で、地域の皆様のボランティア精神といいますか、そうしたところが力になって成り立っているわけなんですけれども、そういう意味では、ごみ、すいません、清掃事務所の方々の所管というよりも、ある意味、区民課のほう、また地域活動センター、こうした所管のほうが、もう少しこのごみ集積所の維持管理を皆さんでやっていきましょうみたいな支援、支援策を検討するとか、そうした方向が必要なのではないかなというふうに私ずっといろいろ考えてきたんですけれども、最終的にそういうところに、今、考えを及んでおりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○松平委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 集積所の件ですけれども、現在、文京区では、集積所の管理については地域の方々をお願いをしているという状況でございます、マンション等については管理人さんがおられるので、それほど問題にはならないかと思いますが、やはり、戸建てが多い地域においては、委員言われたようにマナーが悪い住民の方がいらっしゃる、もしくは当番ができない方がいらっしゃるということで、なかなか苦慮されているというのは認識しております。ただ、現状、地域の方、そこを利用の方々に集積所の管理というのはお願いせざるを得ない状況でして、区のほうで管理することになりますと、そこに割く人員等もございますので、一足飛びにそこまではなかなか行けないのかなというのが実情でございます。

先ほど委員からのお話にもありましたが、ふれあい指導班という班がおりまして、不適正排出ですとか不法投棄、それから曜日違い等、そういった件がありましたら、清掃事務所のほうにお問合せいただければ、調べて、排出者が分かれば、その方のところまで持って行って、曜日に正しく出してくださいとか、きっちり分別してくださいというような指導をして

おりますので、現状ではもしそういうマナーの悪い集積所があったりとか住民の方がいらっしゃるというような情報がありましたら、一旦、清掃事務所のほうに御連絡をいただいて、こちらのほうで指導をさせていただくということをしていただければと思っております。

それから、集積所の管理ですね、地方ですと明確に町会のお仕事ということで割り振られているところもあるやに聞いておりますけれども、文京区の場合はそこまで明確に町会にお願いをするところまでは明記はされていないんですけれども、結果として、地域のことですので、町会の方にいろいろ御尽力いただいているということは認識をしておりますけれども、我々としては、地域でそこをお使いの方々で管理していただくという前提がありますので、地域の方々から問題があれば、同じように清掃事務所のほうに御相談いただければいいかなと思っております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。引き続き、ふれあい班の方の支援をぜひお願いしたいと思います。

また、先ほど私、区民課、地域活動センターの方々のお力が必要というふうにちょっと申し上げましたが、この点についてもまた違う場所で議論をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 このモノ・プランの中間年度の見直しについては、リサイクル清掃審議会に本当に熱心に御議論されているというのを、会議録見まして分かりました。それで、やっぱり私たち家庭から出るごみというのはかなり努力して減っていく方向で進んでいるかなと思うんですけど、やっぱり事業系の、そうした規模の事務所というか、そういうところからのごみをどう減らしていくのかというのはやっぱり大きい課題だというふうに思います。延べ床面積3,000平米についてと、あとは1,000平米から3,000平米未満の事業の中規模の建築物については、毎年、再利用計画書というのを出してもらうよう義務づけられているんですが、今、ここで見ましたら、出しているところは316件ですかね、令和6年度でいうと、本当はどのぐらいの事業所数から出してもらわなきゃいけないというか、そういう数字ってあるのかどうか。本来なら出してもらえるとこの規模の事業所さんに対しては、例えば、こういう計画書を出さなきゃいけないんですよみたいな、そういうことで、勧告という言い方はおかしいな、まあ、指導みたいな形で行かれるんですか。その辺はどうなんですか。その辺がやっぱり一番、計画のごみを減らしていく中で大きいところかなということと、もう一つは、やっぱり事業、そうした事業系のところについて、紙ごみがやっぱりたくさん出ているというふ

うなことだと思うんですけども、そうしたところへの情報発信ということについてはこれからどうされていくのか、その辺をお聞かせをください。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 再利用計画書を提出していただく事業所数としては、中、まあ、中規模と大規模とあるんですけど、両方300ずつぐらいありまして、合わせて600ほどになります。そのうち、再利用計画書を提出いただいているのは、大規模ですとほぼ全部全て、中規模だとやや少ないかなというところではありますけど、両方合わせても90%ぐらいの提出率はあるのかなというふうに考えています。

また、そういった大規模と中規模の事業所に当たりましては、先ほどもどなたかの答弁で、ああ、質問、御質問に対して御答弁しましたが、排出指導というものに伺っていきまして、なかなか1年で600件には行けませんので、大体3年間で600事業所を回るというようなことで、年間200件以上の事業所に対して排出指導に伺っているということです。さらに、そういった事業所には、廃棄物処理管理責任者という方がいらっしゃいまして、俗に廃管責と呼ばれていますけど、そういった方に対しては講習会を開いています。一昨年までは対面で講習会を行っていたんですが、今はオンラインで講習を受けていただけるようにして、できる限り廃管責の方の利便性なども考慮して、そういった知識を得てもらうということにも一生懸命頑張っているところでございます。

また、いい取組を行っている事業所につきましては、その取組について、真似しようっていうですね、真似しよう！プロジェクトというもので、事例を幾つか、好事例集を挙げて、最初の年には冊子もつくりましたし、それ以降は今年度は、今年度までですが、ホームページでそういった好事例についてその取組を紹介して、実際にその排出指導の際にも、こういった取組があるのでこちらの事業所でも取り組んでみてはいかがですかということでお話をしているところでございます。

そのほかに、紙とかそういったリサイクルできるようなものをいかに減らしていくかということについても、非常にごみを減らす大きな要因になると思いますので、そこについては、なかなか区独自では難しいということで、今、23区においても、そのあたりについて検討をしているところです。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 やっぱ紙ごみをごみという言い方、資源になるわけですね。それをだからやはりきちっとリサイクルのほうに回せるような、そういう情報発信というふうにおっしゃっ

ていましたけれども、ぜひやっていただきたいということと、事業所アンケートの中で、Rサークルオフィス文京を利用していないというふうに言っている中で、何で利用していないのかっていったら、知らなかったというふうに半分以上の方、会社がお答えしているようですから、そういうのももっと区としてやっぱり発信していかなくちゃいけないというふうに思います。個人的には、小さい紙切れまでリサイクルに回せると思って、結構、紙はごみとして出さないようにというふうにすごい考えて私なんかはやっているかなと思うので、事業所に対しても、やっぱり資源、貴重な資源なんですよということを本当に知らせていただいて、その部分で努力が進めば、相当減量ということにつながるかなというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。ありがとうございます。

○松平委員長 ほか、御質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

では、最後に品田副委員長。

○品田副委員長 基本計画（モノ・プラン）の見直し、読ませていただきました。御苦労さまです。10年間ということですが、この間のゼロカーボンシティを目指すということで、文京区も2050年までに排出量をゼロにする、実質ゼロにするという大きな目標がありますので、この段階で見直していただくのは大切なことだというふうに思っています。

それで、今、板倉議員のほうから企業のことはお話をさったので、これについては、業界や、それぞれの中小企業さんの努力をですね、ぜひまた区のほうからも指導していただけるようお願いいたします。

それで、ずっと読んでいくと、排出量がですね、CO₂の排出量が11%ぐらい減ってはいるけれども、ここのところの気候変動が顕著だということで、区民の皆さんもやはり、ちょっとこれはひどいから何とかしなくちゃなというような思いに、今、なっているというふうに思います。

それで、全部言うとあれなので、幾つか、私の気になる、やっぱり食品ロスとプラの分別となんですけれども、最初に、課題のところでも7ページ、8ページ、9ページで、文京区の人口が増えていく、これから、令和12年には25万人、それから世帯も変わっていくと、65歳以上のごみを出す困難な高齢者も増えていたり、若年単身者も増えていく、それから外国人も増えていく、一人世帯が増えて、これが今57%ということですから、世帯が増えればそれだけ人数に関係なくごみの量は増えていくわけですから、そういった問題。それから、80%が集合住宅だというこの大きな特徴があるわけで、この辺についても述べられているので、そうだなというふうに思いました。

それで、気になっているのがプラスチックの分別、これは先ほどから御連絡が、御報告があるように、分別が区民の皆さんの状況が進んで、分別が順調に行われているとはいえですね、とはいえ、目標には達してはいるんだけど、ちょっと聞いてみますと、東京都の補助金が1億5,000万円ぐらい、月、年に来ていて、プラスチックの分別の処理費用が5億円弱ということで、3億5,000万ぐらい、今のところ処理費用にかかっていることになりそうですよね。プラス、マイナス。そうすると、これからは分別がさらに進むと、またこの処理費用が増えるというジレンマがあるわけなんですけれども、これについてはどうなのかなというのは思いました。

それで、やっぱり何とか大本を正さなくちゃしょうがないので、プラの容器をとにかく減らすというところの製造者責任もあるというふうに思いますし、また、脱プラのもっと、何というんですか、活動っていうか行動をもう少しを起こしていかないと、何かたちごっこになってしまっているんじゃないかなというふうに。ワンウェイのプラスチックを減らす、紙の容器にするとか、あと、昔はありましたけど、量り売りをもう少し各商店や店舗等ですね、量り売りをしていく。それから、必要な分だけ買うというようなことと、消費者としては、あとは、ごめんなさい、例えば何というんですか、野菜でもわけあり商品とか、ちょっとごみにならないような、そういった商品をやっぱり、今、物価高ですので、こういった商品も結構並んでいるとは思いますが、わけあり商品とか、消費者としては安いからといって、使い切れなければ無駄になってしまうというような意識を持っていただいて、本当に節約するのは無駄なく使い切ることだというような意識を高めることとか、買うときには本当にこの物が必要なのかどうかとかいうことをやっぱり考えて、もう一度考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っているんで、月に1回は冷蔵庫掃除をするとか、あと、少量で買うとか、前の日の残ったおかずをリメイクして次の日のおかずにするとか、何かうちなんか結構そういうのやっているんですけど、そういった何かこうちょっとした工夫をもう少し区民に、分かってはいるけどなかなかできないことだというふうに思うので、食品ロスに対する、先ほどから食べきり協力店が云々とかいうのありましたけども、これは各家庭の小さな努力が私はものになると思いますし、あと、飲食店にはもう少し努力、協力していただいたりして、食べ切ってもらえるような努力をする。私たちも、食事に行ったときに、例えば御飯半分でいいですとか、何かそういうことを言いながら残さないようにはしているんですけども、ちょっとしたこの努力をもう一度見直していただくような形が必要なかなというふうに思っています。売るほう、そして買うほうの絶え間ない努力をしていただけれ

ばなというふうに思います。

それから、全部続けて言っちゃいます。家庭ごみの有料化については、ちょっとやっぱり難しいのかなというふうに思っています。つまり、8割が集合住宅ですと、ごみ置場から管理人さん等がまとめて出したりしますから、誰がどれだけ出したかというのはなかなか難しいし、戸建てでも少ないということで、ちょっとこれはまだまだ課題かなというふうに思っています。そんなところでどうでしょうか。

○松平委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 まず、食ロスにつきましては、やはりなかなか減っていかないところもあるかと思います。ただ、食ロス、そうですね、10月がちょうど食ロス月間になりますので、それに合わせて食品ロスについてはホームページや区報等を用いて周知をしていきたいと思っていますし、プラスチックの容器からプラスチック以外の製品に変えていただく補助事業なども行っていますので、なかなかそこちょっと伸びが悪いところもありますが、そういった事業をやっているということも積極的にアピールしながら、事業系の方々にも御協力をいただきたいというふうに思っています。

また、家庭系で言いますと、なかなかここは難しいんですけど、毎年、夏休みに、親子を対象にしたエコクッキングというものをやっけていまして、非常に御好評いただいているんですが、そこで取り組んだ内容とかそういったものについても周知することで、家庭でできるエコな取組ということも集中していければなというふうに思っています。

あと、何だ……。

（「プラ分別……」と言う人あり）

○有坂リサイクル清掃課長 あ、プラ。プラについてはですね、プラスチック、確かにたくさんあって、いろんなものに使われているので、なかなか減っているという実感はないと思うんですけど、可燃ごみ自体が逆に結構減っているような状況にはなっています。ですので、可燃ごみを焼却する費用が逆に少し減っている分、プラスチックの回収ですとか、あとリサイクルに回す費用というのが、そこで相殺とまでは言わないですけど、ある程度ならされている部分あるのかなと。一概にどかっと大きくなっているということではないというふうには考えているところです。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 ちょっと感想めいたことを言ったので質問になってなかったのかもしれませんが。ありがとうございます。

食品ロスはね、やはり全世界でもうね、1日10億食とかいうぐらいすごい量ですので、一人一人の努力というか一人一人の家庭の努力、あと、お店、飲食店の努力を継続的にやはり仕掛けていかないと、みんなほっとしちゃったり安心しちゃったりすると思いますので、ぜひ啓発をよろしくお願いいたします。

プラスチックごみも、だんだんみんな分別が上手になってきてはいるのかなというふうに思いますので、分別するほう、消費者のほうは分別するほうですけども、企業やお店の人、紙の容器にするとか、量り売りにしてもらおうとか、もう少しマイバッグも使って、ごみを出さない、プラを出さないというような形で、ぜひ努力をしていただくことを、何か、何ていうのかな、どんどん仕掛けていかないと、みんな慢性化しちゃっているというところがあると思うので、プラ、プラの場合は今年からですけども、ぜひ事あるごとにいろんな形で啓発していただくようお願いします。

以上です。

○松平委員長 以上で、報告事項5の質疑を終了いたします。

○松平委員長 それでは、一般質問に入りたいと思います。

一般質問は、4名の委員から8件の質問をいただいております。

それでは、では、依田委員。

○依田委員 定例資料の中で目白台運動公園の件、伺いたいと思います。

で、例によって評価は低いわけなんですけれども、その中で気になる点幾つかありまして、これ自治制度のところでも松丸委員がおっしゃっていたんですけれども、テニスコートの運用の厳格化というのがありました。在住・在勤・在学に利用者は厳しく限定するということで、目白台運動公園のテニスコートもそういうふうになっているわけなんですけれども、これ、私も隣接区の方から何とかしてほしいという話ありまして、今回、ここで数字で出ているところで、その予算比でテニスコートの減収が179万円予算より低かったですと。その中に運用の厳格化の影響ありますみたいなことが書いてあるんですけれども、これやっぱり今後どうしていくかというところは非常に悩ましいところで、やっぱりチームスポーツで、フットサルに関しては別に団体として、都内の団体であればっていうか、都民ではなければいいのかな、でも利用できますというところで、テニスコートに関してはそれもできませんというような扱いになっているかと思います。そこら辺、今後どうしていくかというところ、方向性等あればちょっと伺いたいと思います。

次に、多目的室って目白台運動公園にあるんですけども、1、2と2部屋あるんですが、40平米、42平米のところは2時間1,300円で、77平米ところが2時間2,400円という利用料金になっております。ただ、今、多分広いほうですかね、2のほうは涼み処になっていて、多分、誰でも自由に利用できるような期間になっていると思います、10月の半ばぐらいまでそういうふうになっていると思います。こういうのって、本来的には指定管理料を払った上で指定管理の方が料金を取って、それで収入にすることだと思うんですが、こういう涼み処にしたようなところの経緯と、どういう金銭のやり繰りになっているのかということを知りたいというのと、多分、恐らくこの多目的室、極端に利用率が低いんだろうなというふうに推測しているんですけど、そこら辺の現状と、あと、その涼み処が終わった後は何かどういうふうにしていったらいいのか、次年度以降も含めてなんですけど、何か思うところがあればそれを知りたいというところです。

あと、これはほかの公園でもないわけじゃないんですけど、結局、また芝生の養生をしていると、芝生の中には入れませんという期間、結構出てくると思います。目白台運動公園に関しては、芝生の養生していると、何か遊具で遊ぶこともできないというので非常に悩ましい感じになっていて、あと、水景施設ということで噴水があるんですけども、そこも一応、多分、真夏だったら遊んでいる子がいるんだろうけれども、そこも芝生の養生のためにそこも入れませんみたいな感じになっていて、これもなかなか悲しいなというのがあります。その芝生に関してはいかんともし難い部分あるとは思いますが、何とか遊具とか噴水とかに影響しないような形でうまくできないものかなと思うんですけど、ちょっとそこら辺の考えを教えていただきたいと思います。

以上3点です。

あと、あともう一個別で、いいですか、もう全部まとめて言っちゃって。

○松平委員長 はい、いいですよ。

○依田委員 もう一個、同じく定例資料の中に、この交通事故のやつがあるんですけども、交通事故の実績でほとんどの場所が大通りのところだと思うんですけど、1点だけ小日向の中のかなり狭い道路のところでの重傷の事故がありました、ごめんなさい、この重傷、4ページのところかな、重傷13件で、ほぼほぼ大通りのところなんですけど、1件だけ小日向のど真ん中で、かなり道狭くて、あんまりスピードとかでなさそうなところで重傷事故が起きているんですけど、これはどういう事例なのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、目白台運動公園のテニスコートの部分の質問でございますが、先ほど委員からお話ありましたように、昨年の8月から運用ルールのほうを徹底のほうを図っております、区内在住・在勤・在学の方というところを確認を徹底して運用しているところでございます。そうしたことから、令和6年度につきましては、令和5年度と比較しまして7%弱ぐらい利用率のところについては下がったというところになってございます。そのほか、フットサルコートですとか多目的広場のほうも利用率のほうやはり若干ちょっと下がってたりもしております、このあたりは猛暑の影響ですとか、いろいろあるとは思いますが、そうしたところが減収の影響になったのではないかなというふうに思っております。テニスコートの今後の運用につきましては、今、利用率のほうを新しくルールを徹底して図って、そこで利用率のほうを確認していておりますので、そのあたりの状況も踏まえながら、今後のルールについては検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

それから、二つ目の多目的室でございますけれども、多目的室のほうは、多目的広場ですとか、そのあたりを利用される方に対して貸し出しているというところで、現状、利用率としてかなり低いというところもございましたので、そういう涼み処ですとか、様々、そういう利用者の方のためになるような形で始めているところでございまして、今回、目白台運動公園につきましては、ボトルディスペンサーのほうも設置のほうをしております、熱中症対策というところに取り組んでおります、事業者のほうでも、この夏、扇風機型のミストを出したり、その辺の暑さ対策をすることで、やはり利用者を増やすことで収益のほうの増というところにもつなげていけるようにしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

それから、芝生の養生のところでございますけれども、やはり目白台運動公園につきましては、1年中緑の芝というところを売りにしているところでございまして、夏芝から冬芝に変えたりですとか、そのあたりでどうしてもオーバーシードする時期につきましては、やはり養生をとらないと、そのあたりしっかり生育できないというところになりますので、その間につきましては、ちょっと芝生の中にある施設については、やはりちょっと利用はできないというところで、大変御不便をおかけしてしまうところでございますが、御理解いただきたいというふうに思っております。

○依田委員 あと、何かその金銭のやり繰りのものは、涼み処をつくったことによって、何

か文京区からお金払ったりとかしているんですか。何もしてないですか。

○高橋みどり公園課長 そこについては、金銭のやり取りのところはございません。

○松平委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 小日向で発生した重傷事故でございますけれども、こちらは事故の類型としては、歩行者対車両となっております。歩行者の右のひじと相手の車の右ミラーが擦れ違う際に接触したというものとなっております。

○松平委員長 よろしいですか。

それでは、宮本委員。2件ございます。

○宮本委員 初めに、定例資料の目白台運動公園の指定管理者の管理・運営に対する評価報告書がございました。今、依田委員からも幾つか質問ございましたけども、新しい管理者になって1年目ということでございますが、総合評価はCということです。A、B、C、D、Eまであって、その真ん中ですね。そんなに高いとは言えないんですけども、ほぼ、おおむね、おおむねですかね、おおむね適正ということですが、ちょっと気になったのは、区からの改善勧告が2件あったと。また、不適切事案が3件あったということでございまして、これらについては、区としてどのように考えて対応していかれるのか、いるのか、お伺いしたいと思います。

また、もう一つが収支の状況についても、約700万円の赤字ということで、決して小さい赤字かと思えますけれども、こちら心配ではありますので、どのように把握しておられて対応していくのか、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 目白台運動公園につきまして、先ほど委員からお話ありました、まず、昨年度の不適切事案につきましては、実際、目白台運動公園の指定管理者のほうで令和6年度から変更になったところでございますが、業務に関連した法律や条例について理解・認識不足による面もございまして、先ほど委員からもお話ありましたように、区から何度か指導・勧告のほうを行ってございます。

具体的には、勧告を行った事案で申しますと、芝生の管理の業務のところにおいて、一部、下請契約をしている業務があったんですけども、そちらのほうの作業において、指揮命令系統において労働者派遣と思われるような状態が確認されたことから、労働基準監督署のほうにも相談し、法令を遵守した体制に改善するよう区から改善勧告を行ったという事案がございました。

また、目白台運動公園の駐車場のほうを、指定管理者の職員のほうが自家用車の通勤で利用し、利用料金を免除されてたというところもございまして、そちらにつきましても改善勧告のほうを出させていただきまして、駐車場の利用料ということで、後日、追納いただいたというところがございます。そうしたことが幾つかございましたので、区からやはり指定管理者から提出される報告書ですとか定例会、また、モニタリング調査ですとか、様々そうした機会を捉えて、問題のあるものについてはしっかり確認を行いながら、指導を行っているというところがございます。

それから、収支700万円赤字というところがございますけれども、昨年度、目白台運動公園のところで、所長、副所長が途中で交代したりですとか、そのあたりもありまして、本社からの支援要員がかなりかかったというところで報告を上がってきているところがございます。また、先ほどお話ありましたように、利用料金のところも当初の想定より少なかったというようなお話もございまして、最終的に赤字額として700万ということで報告を受けております。まずは、この赤字に関しては、やはり利用料金、今後上げていけるように、目白台運動公園の魅力を高められるように、様々、指定管理者のほうの民間のノウハウを生かして取り組んでいただくことで、そうした利用者を多く、多くしていくとともに、また、現場での管理・運営の体制のところが安定することで、そうした赤字を解消していただきたいと思いますというふうに思っております。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。まず、芝生の管理のところでは、一部、労働者派遣法の法の法令遵守がなかったというようなこともありましたし、また、駐車場の利用料金を後で追納していただいたということもありました。今後、しっかり指導を徹底していただいて、改善を図っていただきたいと思いますと思います。

また、今回の赤字の部分についても、所長、副所長のほうが本社から来るということで、これはちょっとここにも書いてありましたけども、ちょっとコストが増したということでございました。引き続き、指定管理者として区の求める水準にしっかり、そこをしっかり遵守をしていただけるように、当然ですが、法令遵守も当然ですけども、しっかり指導徹底していただきたいと思います、改善を求めていただきたいと思いますと思います。よろしくお願いいたします。

それから、もう一つが、東京都の不燃化特区事業が、今年度、令和7年度までとなっております。これについて、不燃化率の状況が目標を達成できていればいいんですけども、ま

だ達していないのではないかと思いますので、何とか延長していただきたいというふうに思います。また、先日、これも町会の、町会、町会連合会と区議会議員の意見、意見交換会でも、やはり千駄木、根津・千駄木エリアの町会の方からも、やはりその点についての御意見等もありましたが、やはりこのエリアもしっかり不燃化特区の対象にも含めていく必要があるのではないかとこのように考えますが、お伺いしたいと思います。見解をお伺いしたいと思います。

そして、これについては、ほかの議員さんからも御要望が出ているかと思いますが、それで、まず、これもしですね、東京都が8年度以降も延期をしてもらえるとということであればなんですけども、これまで長年にわたりいろんな支援メニューを用意して活用していただいて不燃化率を進めてきたんですけども、その支援メニューの改善ということも必要なのではないかなというふうに思うんですね。例えばですね、私の住んでいる大塚五、六丁目のところでは、やはり建て替えする、できない理由としては、やはり高齢者の世帯であるとか、子どももいないとか、そうしたこともあったりして、何かこう支援メニューの工夫ということも考えていただきたいと思いますが、お伺いしたいと思います。

○松平委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 不燃化特区事業については、大塚五、六丁目で平成26年度から取り組んでいるところでございますが、もともと不燃化特区事業というのは東京都の防災都市づくり推進計画というのがございまして、これに基づいて都と区で連携して燃えない、燃え広がらないまちづくりを進めてきたところでございます。今年の3月に東京都のほうで、この推進計画の基本方針というのを新しく公表させて、しておりましてですね、その中で、本来、今年度で不燃化特区事業は終わる予定ではあったんですが、やはり23区全体で見てもなかなか不燃領域率の目標を満足していない地域が多いということもございまして、5年間延長する方向でという方針が出ております。本区といたしましても、大塚地域、もともと不燃領域率があまりよくない中で、目標を、大きな目標としては70%をずっと目標としておりましたが、それにはまだ達していないということもありますので、現在、東京都と来年度以降の事業の内容についても協議を進めているところでございます。

それから、千駄木と根津につきましても、東京都のほうとしては、不燃化特区という事業は、ある一定の指標の中で一番、ある意味、危険度が高いところについて事業を進めてくるような、集中的にやるというようなエリアなんですけども、その他の地域でも、例えば地域危険度が高い、東京都全体で地域危険度という地震のときの地域危険度っていうのを定期的に算

定しているんですが、そういった地域危険度が高いようなところについては、別のメニューというんですかね、東京都としては違う事業名で呼んでいるんですが、そういったところでの対策も当然必要だということで、こちらも幾つかメニューを用意してくれるということで、区としても千駄木・根津地域の地域危険度が特に4という高いエリアが少しございますので、そこについて、現在、東京都と協議をして、来年度以降、何らかの取組をしたいなというふうに考えているところでございます。

それから、最後に、ちょっと支援ということで、これまでも長年、不燃化特区事業を大塚五、六でやってくる中で、様々な支援事業、それから啓発活動をやってきたところなんです。が、今、言われたように高齢者の方が多いということや、そもそも建て替えがなかなか難しい敷地、いわゆる建築基準法で建て替えができないような敷地等も多々あることは把握しておりますので、こういったところに対して効果的な事業ができないかということで、今、我々もそうですし、東京都のほうとも協議を進めているところでございます。できましたら、来年度以降、新しいメニューも含めた形で継続、それから、根津・千駄木については新しい事業を開始できればということで準備を進めているところです。

○松平委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。検討を進めていただいているということでございまして、基本方針が3月に発表されていたということでございましたが、ぜひ不燃化特区の事業を継続して、メニューも充実をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○松平委員長 それでは、板倉委員。3件というふうに伺っております。

○板倉委員 私も目白台運動公園の指定管理のことにお聞きをしたいと思います。

昨年度から指定管理者が変わって、太陽スポーツとシンコースポーツのJVの目白台運動公園共創パートナーズというところになりました。この事業者になるとときには、1グループしか応募がなかったということでこの事業者になったわけですが、1年目のこれを見て、やっぱり様々な問題があるということが分かりました。

一つは、事業収支状況のところ。その前の指定管理者のときですから、令和、令和5年度のところではまだきちっと報告が、5年目は報告がないということですから、ちょっと分からない、金額的には分からないんですけど、指定管理料については、前の事業者だったときには4,439万円だったのが、今回、6,110万円ということで、1.37倍に大きく金額が増えているんですけども、その理由ということと、あと人件費のところ。ここでは常勤

の職員が3人、あとは非常勤と施設管理職員というふうになっているかと思うんですけども、常勤職員のところでマイナス700、あ、マイナス670万円、受付の職員のところでマイナス460万円という金額になっているんですけども、何でもこういう数字になっていたのか、人員が足りて、足りていた、不足していたんじゃないかというふうに思わせられるんですけども、思うんですが、その辺は、この人件費のところでお聞きをしたいのと、先ほど本社支援要員人件費のところで1,500、予算が44万4,000円に対して、決算が1,578万円ということで、1,533万円もこの本社要員費、人件費が増えているんですけども、これについては先ほどちょっと説明があったと思うんですが、もう一回ちょっと詳しくお聞きをしたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 まず、指定管理費の増のところでございますが、令和5年度までは約4,400万円だったものが、新しく指定管理が変わりまして、令和6年度から約6,100万円ということで、1,700万円の増となっております。ここについては、今回、指定管理を出すに当たりまして、受付案内、それから施設の維持管理職員というところ、早番・遅番という職員をそれぞれ1人ずつ増やしているというところで、そういったところの人件費の増や、当然、その5年前と比較しまして、労務ですとか様々上がっているところもありますので、そのあたりを加味したところで、指定管理料としては6,100万円で今回なってございます。

それから、常勤職員のところのマイナスですとか、そのあたりの人員不足というところでございますけれども、ちょっと先ほどの別の答弁でもさせていただきましたが、昨年、目白台運動公園のほう、所長と副所長のほうが、途中、体調不良等によりちょっと変わるというところがありまして、その間、本社のほうから支援要員ということでもかなり出していたというところで、実際にその本社から出されていた職員の給与ですとか、そのあたりを計上していくとこの額になっているというところで、今回、その本社経費のほうとしては上がっているというふうに報告を受けてございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 ちょっとこの本社要員、支援要員人件費があまりにも大きいということでは、ちょっとこの辺については、今年度どういう状況になっているのかもお聞きをしたいところですけども、あまりにもというか、本社のこの支援要員というのは、1日3万7,000円、たしか3万7,000円というふうになっていると思うんです。ですから、換算すると、四百何回分というふうな計算になるんですよね。だから、この辺の突出したこういう状況が今年度は

解消される方向でなっているのかどうかということと、先ほど改善勧告のことがありましたけれども、改善勧告が2回にわたって出されていて、さっきお聞きしていたのは、職員の人があそこの駐車場を、はっきり言えば無断で使っていたということなんです、車庫に、車庫というかパーキング入るときには札をもらって、あそこでバーが開いて入りますよね。帰るときはどういうことで出ることができたんですか。それで、1人の人がその、これの、いわゆる不正なというか、そういう利用の仕方をしたと思うんですけども、いつからいつまで何回ぐらい利用して、金額にすると幾らになっているのか、その辺と、なぜそれが分かったというか、なのか、その辺お聞かせをいただきたいと思います。

○松平委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 すいません、今年度のまず人員状況というところでございますけれども、今年度は、今、施設長、副施設長と人員のほうは配置されております。

それから、改善……。

（「改善勧告」と言う人あり）

○高橋みどり公園課長 あ、駐車場の改善勧告のところの話でございますけれども、すいません、ちょっと出庫の仕方というのは、すいません、ちょっと今、把握しておらないんですけども、実際に免除されてお金を払わない状況で出ていたというところは間違いなく確認しておりまして、そこについて区として確認して請求しておりまして、実際その回数につきましては、令和6年の4月から2月にかけて、すいません、百数件なんですけれども、ちょっと後ほど正しい数字についてお答えさせていただきますけれども、一応、改善勧告については、そうした理由で発出しております。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 改善勧告書見ましたけれども、4月1日から2月14日まで、延べ103回ですよ、金額にすると42万7,400円……。

（発言する人あり）

○板倉委員 そういう金額なんですよ。それで、何で分かったんですかというふうに今聞いたんですけども、お答えなかったんですが、こういう改善勧告書という形で出されている、これも一つです。もう一回の改善勧告書については、先ほどの芝生の管理のことでの改善勧告だということでは分かりましたけれども、そのほかに不適切な対応というか、そういうことも指摘をされているわけですよ。その辺の中身について、指摘をされている中身について、何点かあると思うんですけども、その辺をお聞かせください。

○松平委員長 板倉委員、一般質問3件と伺っているんですけども、今、これ、まだ1件目という意味。

○板倉委員 1件目。

○松平委員長 1件目と、分かりました。まだ、この後、もう一件、品田副委員長もございしますので、質問、ぜひまとめていただいて、御協力をお願いいたします。

高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 すいません、先ほどちょっと正確に答弁できていなかったところで、駐車場の利用回数につきましては、4月1日以降、103回実施されておりまして、金額としましては42万7,400円ということで、今年度、追納することで対応しております。

それから、ほかに指摘している事項としまして、3件ございます。1件目につきましては、目白台運動公園、噴水が、噴水施設がございすけれども、そちらの地下水の水質調査、そちらの水源が地下水なんですけれども、それが誤って水道水のほうの水質検査を行っていたというところになりまして、そちらのほうを指導しております。それから、親水施設の、その噴水施設のほうの清掃について、本来、利用が多い夏場のほうに清掃を4回実施していたということで事業計画書のほうでも出てきていたところではあるんですけども、実際にその清掃が4回行われたのが冬場の12月から3月にかけてというところで、その作業の目的を考えて清掃を行うよう指導したところになります。それから、最後、廃棄物処理業務のところで、マニフェストですとか契約書のところで、排出事業者名の記載の誤りですとか、廃棄物種類の記載の誤り、また、弁当がらを、プラスチックの弁当がらを産廃でなく普通ごみとして誤って処理したというところがございまして、そちらについても指導のほうを行っておりまして、計3件、指導のほうは行ってございます。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。まあ、改定勧告が2回出されて、あとは不適切な対応ということで、今、御説明いただいたんですけども、水、噴水のところですよね。子どもたちは割と、もう春先頃からあの水のところで遊んでいるんですよ。水道の水については、一定、きちっと水質検査やっているというふうになっているんですけども、井戸水を使うということであれば、小さい子どもたちは、やっぱり水触って口の中に入れたりするわけですから、そういう点では、これがきちっとされないというのも、もう、何ていうの、もう一番やらないといけないというか、そういうことがやられてなかったということもやっぱり大問題ですし、廃棄物の問題についても、前の指定管理者のときにも、廃棄物の処理については誤った対応を

していたということが指摘をされ、指摘をされて、たしか東京都からのそういう指導も受けてたかと思うんですけれども、そういうことがきちっとやっぱり次の事業者にも区としてやっぱり、何ていうの、知らせてというか、そういうやり方は駄目なんだよというか、そういうこともやっていかなきゃいけないことがやられてなかったんじゃないですかということを申し上げたい。

それと、職員の長時間労働についても、去年の9月の議会で質問したときに、長時間労働とならないよう記載するなど業務要求水準書に書いていますって言っているのに、やっぱり長時間労働があったということでの報告もされていて、やっぱりその辺がきちっと対応ができてないということでは、とてもやっぱりこの事業者大丈夫かというか、改めて指定管理者大丈夫かという思いになります。

ちょっと樹木のことは書いてないから分からないんですけれども、やはりこうした勧告が幾つかなされているという点では、やっぱり指定管理者にして、別の事業者が変わったとしてもこういう状況が起きているということでは、やっぱり問題がかなり残っているという点で、私たちはここの事業者、もう来年度、考えたほうがいいんじゃないか、別の事業者ということ、事業者なり区が直営でやるなりすべきではないかというふうに思いますので、そのことは言っておきたいと思います。何かあれば。いいですか。

○松平委員長 続けて。

○板倉委員 続けて、質問。

○松平委員長 今、1点目が終わったということでよろしいでしょうかね。では、2点目、3点目に、お願いできればと思います。どうぞ。

○板倉委員 次は環状3号線のことについてお聞きをしたいと思います。

代表質問でも環状3号線問題、千田議員から質問をさせていただきました。それで、この環状3号線については、令和4年の1月に道路線形基本設計というのが出されて、文京区も当然、中身を見ていると思うんですけれども、その後、2023年、2年前の6月議会で、この出された基本設計のこの図面、もうかなり黒塗りなんで、そこから読み取れるのがすごく少ないんですけれども、それについて東京都から2023年6月の議会で、当時は佐久間都市計画課長さんでした。そのときに、この中身について、東京都から文京区にもこういう中身が来ているでしょうから、それを明らかにしてくださいというふうな質問をしたときに、具体的に区のほうにまだお示しできるようなものが整ってないから、基本的にはきちっと説明を区のほうに東京都からもらってから皆さんに説明しますという、そういう答弁いただいてたん

です。そして、今回、2年、あれから2年たっているんですけども、同じ答弁を今回もらっているんですよね。なので、本当に何というのかしら、東京都から何も聞いてないということは私は考えられないと思うんですけども、その辺で、東京都からきちっと来ているんじゃないですか。皆さん、御存じなんじゃないですか。この間も言ったみたいに、私たちに知れないようにしているんじゃないですかというふうに、この間、お聞きをしたんですけども、それは違う、当てはまらないというふうにおっしゃっていたんですが、この報告書が出されてからもう5年以上になるんですよ。なのに、皆さんが分からないというのはちょっとあり得ないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

で、この報告書を見ていると、最後が全部で1章から6章まであるんですけども、最後の6章のところで申し送り事項というのが書いてあって、皆さん、当たり、見えますよ、当然見えますよね。そこのところに、さらなる道路設計の深度化及び警視庁や文京区との協議の基礎資料としてこういうものを出しましたって言って、一番最後のところに、今後、以下の関係協議先と協議を実施して、道路構造、整備方針を決定する、こういうふうに書いてあるんですよ。もう、だから、もう当然、文京区に言われていることは、道路の整備方針に関する協議というふうに言われているんですよね。だから、協議当然していますよね。していますよね。

○松平委員長 これで、環状3号線に関する質問はこれで終わりということではよろしいでしょうかね。

○板倉委員 してないって言われれば、それで終わりになっちゃう。

○松平委員長 よろしいですね。

○板倉委員 言いたいことは、要するに、小日向、今回、春日通りから神田川までの900メートルを調査しているわけですよね、ボーリングも含めて。で、もう道路どういう線形にするのかという、そういう青写真、こういう古い言葉ですけど、そういうものができているはずなんです。なので、そこの地域はすごい影響を受けるわけですよね。この間、区長さんが初めて答弁、具体的なその影響はこういうことです、こういうことですということで初めて協議、影響が言っていただいたわけですけども、やはり物すごい影響があるわけで、今というか、何も区民に明らかにしないというのはないと思うんですよ。区で知っている、知らないんですって言ったら、もう本当に終わりになっちゃうんですけど、きちっと……。

○松平委員長 板倉委員、御質問していただいてよろしいですか。質問まとめていただいて。

○板倉委員 関係住民だとか議会にやっぱり報告をまとめていただいてくださいということでは

すけど、どうですか。もう一回お聞きします。

○松平委員長 じゃ、御答弁です。

真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 東京都から何か情報がないかということですがけれども、それ以降、東京都から何か特別な、特別な情報をいただいているわけではございません。東京都には……。

（「隠してる……」と言う人あり）

○真下都市計画課長 隠しているわけではもちろんございません。東京都のほうには、現時点においてはお示しできる状況ではないと、検討中ということを伺っておりますので、その辺、検討が一定進んだところで、区のほうにも報告があるものというふうに考えてございます。

○松平委員長 それでは、板倉委員、3件目の質問に移っていただけますでしょうか。

○板倉委員 はい。とても納得できません。5年もたっているんですよということなんですよ。だから、これはこれで終わりじゃなくて、これからも引き続き皆さんから答弁をしていただきたいということを言っておきたいと思います。

それと、最後はですね、この間、9月30日の日に小石川一丁目でクレーンが倒れる事故がありました。――

（削除部分）。区道に瑕疵というか、があったということなんですか。

○松平委員長 それで御質問よろしいですね。

では、橋本管理課長。

○橋本管理課長 クレーンが傾いた経緯でございますけれども、現時点で区において確認している範囲では、民地の地面にクレーンのアウトリガーの一つが沈み込んだために傾いたというふうに、そこは確認しておりますので、区道、道路が原因ではございません。

○松平委員長 よろしいですか。

○板倉委員 ―――

――（削除部分）それで、あのクレーン車は……。

○松平委員長 板倉委員、最後、副委員長も残っていますので、今、先ほど、もうこれで質問終わりということで。

○板倉委員 ああ、終わりますよ。区道の上にクレーン車を置いて……。

○松平委員長　まとめていただいて、御協力をお願いいたします。

○板倉委員　作業していたわけでしょ。作業してましたよね。てことは、区道の使用許可というか、そういうものが必要だったんじゃないですか。それはちゃんと区に出てたんですか。出てなかったとしたら、区にも、区っていうか、責任というか、やっぱり重大な過失というかになるんじゃないですか。

○松平委員長　じゃあ、この御質問の御答弁でよろしいでしょうかね。

橋本管理課長。

○橋本管理課長　道路を使用して移動式クレーンの作業を行う場合には、法令に基づいて管轄の警察署に道路使用許可の申請をすることになっております。今回のケースでは、あらかじめ工事現場の仮囲いなどの設置に関して管轄の警察署に届出はあったものの、移動式クレーンの作業については申請されなかったということを警察から聞いております。

○松平委員長　それでは、品田副委員長。

（発言する人あり）

○品田副委員長　呼ばれてませんよ。

すいません。私は1件だけです。

（「2時間も3時間も……」と言う人あり）

○板倉委員　保障してくださいねって、私、最初に言ったじゃないですか。

（「保障してって、自分ばかり時間使ってる」言う人あり）

○松平委員長　5時の委員会終了の運営に皆様の御協力をお願いしたいと思いますので、残りお一人ございますので、はい、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○板倉委員　時間保障してくださいねって最初に言った……。

○松平委員長　では、品田副委員長。

（発言する人あり）

○品田副委員長　私も大分待ちました。

私は1点だけ、新聞記事ですけれども、東京都小池知事は就任のときから無電柱化が、を進めるということで公約に掲げていまして、文京区も無電柱化、進んでいることは承知しているんですが、新聞報道によると、新たにですね、宅地開発の場合は電柱は、新たな電柱は設置はさせて、させられないというようなことで、結構、電柱は必要なんですけれども、こういうことの何か対応とか考えていらっしゃるのかだけ教えてください。

○松平委員長　真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 東京都のほうで、その無電柱化に新たに条例を策定するというのをちょっと聞いているところでございます。こちらのほう、開発許可が必要な宅地において、かつ、その敷地内に道路を入れる場合、その道路に電柱を建てないように指導というか事業者のほうにはお願いしていくということでは聞いて、そういう制度であるというふうには聞いているところでございます。文京区のほうにもそういった相談が今後あったときには、今後、東京都のやり方については協議していくところかというふうに考えてございます。

○松平委員長 品田副委員長。

○品田副委員長 これからだというふうに思いますけども、電柱をなるべくなくしてね、無電柱化を進めるという両方向だと思う、思いますので、ただ、電柱は必要なところには必要なわけなので、その辺を整理してまちづくりというか整備をしていただくようお願いいたします。

以上です。

○松平委員長 板倉委員。

○板倉委員 まだ5時まで4分ぐらいあるじゃないですか。ですから、きちっと一般質問も含めて発言できるようにしていただきたいということで、冒頭に私はお願いしていました。

それで、じゃあ、言いますけれども、指定管理者の評価については、総務区民委員会だけが報告として、今、出された議論ができるようになっているんです。建設委員会、私、副委員長やらせていただいたときにも、正副の話し合いの中で、ぜひとも区からの報告としてやっていただきたいということを再三申し上げたんですけれども、なかなか実現できなかったんです。で、ほかの委員会、文教委員会も、厚生委員会も、定例資料に回されてしまったということでは、きちっとやっぱり今回みたいな目白台運動公園の事態が起きているわけですから、きちっとやっぱり定例資料ではなくて、正式の委員会資料として出していただきたいということ、これは強く要望しますので、委員長の裁量だけでそのことを決めるということはやらないでいただきたい。委員長、副委員長……。

（「正副で、正副でやりましたよ」と言う人あり）

○松平委員長 正副で、はい。

○板倉委員 正副で、の裁量でやるということはやらないでいただきたいということで、ぜひ復活をさせていただきたいということを強く要望します。

○松平委員長 今の御質問に対しては、指定管理者制度ができたのは平成18年度ぐらいだったと思いますけれども、そこから10年が経過した頃に、ある一定、その評価方法に関して何度

か、その当時、見直しを行っていて、ある程度安定してきたということで、当時、定例資料にするということで、そのときの正副委員長も含めての決定をなされたというふうに聞いております。今回も、正副委員長のほうで相談をし、一般質問のほうで質疑をしていただくということで、定例資料のままでいこうということで決定をさせていただきましたので、委員長の一存で全て決めたわけではございませんので、そこは御理解をいただきたいと思います。

（「質問が出たときにはちゃんと答えますっていうことで……」という人あり）

○松平委員長 それでは、5時となりますので、本日の建設委員会を閉会したいと思います。

午後 5時00分 閉会